

資料編

資 料 編

〔防災関係機関〕

○防災関係機関及び連絡先一覧	1
○富士吉田市防災会議委員名簿	3
○富士吉田市自主防災会一覧	3
○医療機関一覧	4
○生活関連施設対策機関一覧	6
○市内薬局・薬店一覧	7

〔条 例 等〕

○富士吉田市防災会議条例	9
○富士吉田市災害対策本部条例	11
○富士吉田市災害対策本部規程	12
○富士吉田市地震災害警戒本部条例	13
○富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例	14
○富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	17
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	19
○自主防災会規約の一例及び自主防災活動計画の一例	23

〔協 定 等〕

○災害時相互応援協定一覧	29
○県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧	32

〔災害危険箇所〕

○重要水防区域一覧	33
○山地災害危険地一覧表	33
○土石流危険渓流一覧表	35
○急傾斜地危険区域一覧	35
○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	36

〔輸送・通信・広報〕

○幹線道路網図	39
○富士吉田市防災行政用無線設置状況	40
○富士吉田市防災行政放送設置状況	41
○携帯型IP無線機配備場所等一覧	44

○富士吉田市衛星携帯電話番号簿	45
○市内における無線局一覧	45
○職員への伝達方法体系図（勤務時間中及び勤務時間外・休日）	47
○通信経路途絶時の伝達手段一覧	48
○ヘリコプター主要発着場一覧	48
○場外離着陸場等一覧	49
○各搬送主体における搬送手段の例	49
○市域における県指定緊急輸送道路	50
○異常気象時における道路等通行規制	50
○車両通行止標識	51
○災害発生時における道路において運転者のとるべき措置	52
○有料道路を通行する車両の表示	53
○地震発生に伴う広報文例	54
○「東海地震に関連する情報」に伴う広報	55
○報道機関一覧	63
○県境における流入禁止規制	63
○緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書	64
○緊急輸送道路一覧	65
○市有車両一覧	66

〔消防・水防〕

○消防組織一覧	68
○消防力の整備状況	70
○雨量観測所及び水位観測所	71
○高圧ガス関係事業所一覧	71
○山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧	71
○水防区域分担	71
○水防倉庫一覧	71
○銃砲火薬類施設	71
○火薬庫所有者一覧	72
○消防資機材保有状況	72
○防火水槽設置状況	74

〔避難・備蓄〕

○指定緊急避難場所・指定避難所一覧	75
○福祉避難所一覧	77
○避難所運営に当たっての指針	78
○避難行動要支援者利用施設一覧	79
○市防災備蓄倉庫一覧	80

○食料等備蓄の状況	81
○指定避難所にある受水槽一覧	82
○配水施設一覧	83
○応急仮設住宅建設予定地	83
○ごみ収集処理の留意点	84
○ごみ、し尿処理施設等一覧	84
○ごみ、し尿収集運搬車両一覧	84
○避難立退き計画	85
○事前避難対象地区（警戒宣言発令時）	85
○応急給水車両及び機器材等の現況	86
○消毒用機材一覧	86
○除雪資機材一覧	86

〔様 式〕

○県民センターへの報告様式（様式第1号～様式第3号）	87
○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）	90
○被害程度の判定基準等	93
○自衛隊災害派遣要請依頼書	96
○放送局への放送要請様式	97
○各種救助に係る様式（様式第1号～様式第22号）	98
○水防関係様式	120
○動員名簿	122
○「東海地震に関連する情報」発表時の県民センターへの報告様式	123
○東海地震関連情報の伝達表	123
○警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）	124

〔その他〕

○気象概況（月別気温及び降雨量）	125
○人口、年齢3区分分布の表	126
○地目別面積	126
○都市計画用途地域指定状況	127
○富士吉田市の下水道普及状況	127
○本市における公共施設の現況一覧	128
○文化財一覧（令和元年9月1日現在）	131

〔富士山火山〕

○避難促進施設の名称及び所在地	134
○富士山噴火時避難ルートマップ	135
○富士吉田市富士山火山避難計画	136

〔防災関係機関〕

○防災関係機関及び連絡先一覧

1 市関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
富士吉田市役所	富士吉田市下吉田6-1-1	0555-22-1111	0555-22-0703	地上系：9-220-009 衛星系：202
富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111	0555-22-6995	地上系：*9-220-089

2 県関係

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1590	055-223-1429	地上系：9-200-2511 衛星系：200-2511
富士東部地域県民センター (窓口・防災担当)	都留市田原2-13-43	0554-45-7801	0554-45-7804	地上系：9-420-2020 衛星系：420-2020
富士・東部建設事務所 (吉田支所 道路課)	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9087	0555-24-9052	地上系：9-430-7020 衛星系：430-7020
富士・東部建設事務所 (吉田支所河川砂防管理課)	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9044	0555-24-9052	地上系：9-430-7040 衛星系：430-7040
富士・東部保健事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田1-2-5	0555-24-9032	0555-24-9037	地上系：9-430-3050 衛星系：430-3050

3 警察

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
富士吉田警察署 (警備課)	富士吉田市旭1-5-1	0555-22-0110	0555-22-0110
富士山駅前交番	富士吉田市上吉田2-4-11	0555-22-6110	
上暮地駐在所	富士吉田市上暮地1-19-3	0555-22-3049	
明見第一駐在所	富士吉田市大明見1-1-1	0555-23-3304	
明見第二駐在所	富士吉田市小明見5-9-6	0555-23-3306	

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田6-2-6	0555-22-0119	0555-22-8538	地上系：9-202-038 衛星系：433

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
関東財務局 甲府財務事務所	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎8階	055-253-2261	055-253-2245	地上系：9-220-047
関東農政局 山梨県拠点	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎10階	055-254-6055	055-254-6008	地上系：9-220-048
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	甲府市宮前町7-7	055-253-1336	055-252-9935	地上系：9-220-046
関東運輸局 山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880	055-263-1418	地上系：9-220-049
甲府地方気象台	甲府市飯田4-7-29	055-222-9101	055-222-9101	地上系：9-220-049
関東総合通信局	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1600	03-6238-1629	

山梨労働局	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850	055-225-2780	
国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-5491	055-251-2591	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135	0555-84-3135	地上系：9-220-051 衛星系：435

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号	無線番号
NTT東日本 山梨支店	甲府市朝気3-21-15	055-237-0554	055-221-2556	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 山梨支店	甲府市丸の内2-31-3 NTTドコモ山梨ビル	055-236-1251		
日本赤十字社山梨県支部	甲府市池田1-6-1	055-251-6711		
日本放送協会甲府放送局	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2148		
中日本高速道路（株） 八王子支社大月保全・サービス センター	大月市大月町花咲223	0554-22-2151		
日本通運（株） 山梨支店	甲府市丸の内2-26-1	055-224-4102		
東京電力パワーグリッド （株）大月支社	大月市御太刀2-2-14	0120-995-007		
富士吉田郵便局	富士吉田市中曽根3-1-1	0570-943-425		

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(株)山梨放送	甲府市北口 2-6-10	055-231-3232	
(株)テレビ山梨	甲府市湯田 2-13-1	055-232-1111	
(株)エフエム富士	甲府市川田町アリア105	055-228-1100	055-228-6669
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7111	
富士急バス(株)	富士河口湖町小立4837	0555-72-6877	
(一社)山梨県トラック協会	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
吉田瓦斯（株）	富士吉田市下吉田6-5-1	0555-22-2161	0555-24-0948
(一社)山梨県エネルギーガス協会	甲府市飯田1-4-4	055-228-4171	055-228-4173
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21	0555-24-3747	0555-24-3746

9 その他公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
クレイン農業協同組合 吉田支店	富士吉田市下吉田5-33-18	0555-23-6511	0555-23-8337
富士北麓森林組合	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2300	
富士吉田商工会議所	富士吉田市下吉田7-27-29	0555-24-7111	
富士吉田歯科医師会	富士吉田市緑ヶ丘1-4-11	0555-23-6650	
(公財) 富士五湖薬剤師会	富士吉田市緑ヶ丘2-7-21	0555-21-1516	0555-21-1517
富士吉田建設業協会	富士吉田市中曽根1-44-23	0555-22-2114	0555-22-2116

富士吉田市建設安全協議会	富士吉田市松山1-6-6	0555-23-1884	0555-23-1885
吉田電栄会	富士吉田市下吉田4-14-11	0555-22-4141	0555-23-1574
富士吉田塗装工業会	富士吉田市松山3-5-8	0555-22-2222	0555-22-2203
富士吉田市社会福祉協議会	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-23-8105	
山梨県防犯協会 富士吉田支部	富士吉田市旭1-5-1 富士吉田警察署生活安全課	0555-22-0110	
富士吉田交通安全協会	富士吉田市旭1-5-1	0555-22-0110	

○富士吉田市防災会議委員名簿

	機 関	役 職	防災会議条例
会長	富士吉田市	市長	第3条第2項
委員	北富士駐屯地	第1特科隊第3中隊長	第3条第5項第1号
委員	国土交通省富士吉田国道出張所	所長	第3条第5項第1号
委員	甲府地方気象台		第3条第5項第1号
委員	山梨県富士東部地域県民センター	所長	第3条第5項第2号
委員	山梨県富士東部建設事務所吉田支所	支所長	第3条第5項第2号
委員	富士吉田警察署	署長	第3条第5項第3号
委員	富士吉田市教育委員会	教育長	第3条第5項第5号
委員	富士吉田市	企画部長	第3条第5項第4号
委員	富士吉田市	都市基盤部長	第3条第5項第4号
委員	富士五湖消防本部	消防長	第3条第5項第6号
委員	富士吉田市消防団	団長	第3条第5項第7号
委員	NTT東日本山梨支店	支店長	第3条第5項第8号
委員	吉田ガス株式会社	代表取締役社長	第3条第5項第8号
委員	東京電力パワーグリッド（株）大月支社	支社長	第3条第5項第8号
委員	富士急行株式会社	取締役執行役員事業部長	第3条第5項第8号
委員	富士吉田防災士会	会長	第3条第5項第9号
委員	山梨県富士山科学研究所	富士山火山防災研究センター長	第3条第5項第9号
委員	富士吉田市連合婦人会	会長	第3条第5項第9号
委員	富士吉田市男女共同参画推進会議	委員	第3条第5項第9号
委員	富士吉田市食生活改善推進委員会	会長	第3条第5項第9号
委員	保健医療分野	保健師	第3条第5項第9号
委員	福祉分野（社会福祉法人ありんこ）	施設長	第3条第5項第9号

○富士吉田市自主防災会一覧

	自主防災会	設立年月日		自主防災会	設立年月日
1	白 糸 町	S56. 3. 1	18	宮 下 町	S55. 8. 23
2	寿 町	S56. 3. 31	19	新 町	S55. 9. 1
3	寿 団 地	S55. 11. 21	20	緑 ケ 丘	S56. 3. 1
4	向 原	S63. 6. 1	21	浅 間 町	S56. 3. 1
5	小 明 見	S55. 10. 29	22	西 丸 尾	S57. 8. 14
6	大 明 見	S55. 9. 5	23	旭 町	S56. 3. 1
7	東 町	S55. 12. 1	24	竜 ケ 丘	S55. 8. 28
8	御 茶 屋 町	S55. 10. 3	25	赤 坂	S55. 9. 1
9	仲 町	S55. 11. 20	26	と き わ 台	H2. 4. 1
10	西 町	S55. 8. 27	27	中 曽 根	S56. 3. 1
11	し ん や	S55. 8. 30	28	下 宿	S55. 4. 1
12	幸 町	S55. 10. 1	29	中 宿	S58. 8. 19

13	曙町	S56.9.10	30	上宿	S59.10.1
14	中村	S56.9.1	31	松山	S56.3.31
15	中央区	S56.3.1	32	新屋	S56.3.1
16	弁天町	S55.9.1	33	鐘山	H9.1.1
17	富士見町	S56.4.1			

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

防：山梨県地上系防災行政無線

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111 防：9-210	629	重篤な救急患者の受入れ 県外基幹施設との連携 医療スタッフ全県派遣

2 基幹災害支援病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
山梨大学医学部 附属病院	中央市下河東1110	055-273-1111 防：9-220-082	606	県立中央病院とともに重篤 な救急患者の受入れ 医療スタッフ全県派遣
山梨赤十字病院	富士河口湖町船津6663-1	0555-72-2222 防：9-220-082	224	富士北麓・東部医療圏を広 域カバー 医療スタッフ全県派遣

3 地域災害拠点病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1	0555-22-4111 防：9-220-089	250	
大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	0554-22-1251 防：9-220-090	183	

4 地域災害支援病院（東部地区）

病 院 名	所 在 地	電話番号	一般病床数	備考
都留市立病院	都留市つる5-1-55	0554-45-1811	140	
上野原市立病院	上野原市上野原3504-3	0554-62-5121	135	

5 富士吉田医師会富士吉田市内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	備考
天野医院	下吉田 1-7-19	22-4800	
大田屋クリニック	上吉田 5-8-3	24-0678	
大戸耳鼻咽喉科医院	下吉田 5-11-7	22-0268	
奥脇医院	下吉田 3-25-5	22-0129	
皆春堂田辺医院	下吉田 2-14-28	22-0140	
加賀谷医院	上吉田東 4-15-34	23-2450	
角田医院	下吉田 4-17-3	24-3883	
クリニック小林	松山 5-11-6	24-5585	
くわざわクリニック	上吉田 2-13-2	30-0133	
ことぶき診療所	上暮地 5-8-16	22-9011	
小林眼科医院	新西原 1-7-1	24-1166	

さいとう眼科クリニック	下吉田 8-18-26	72-9111	
ささき頭痛・脳神経クリニック	ときわ台 1-1-23	72-8877	
佐藤医院	下吉田 4-13-17	22-5321	
新西原クリニック	上吉田 4259-2	24-9911	
鈴木医院	竜ヶ丘 1-4-8	23-7075	
高橋外科医院	上吉田東 2-1-5	22-5200	
高橋皮膚科医院	新西原 1-27-1	24-6000	
つゆきこどもクリニック	下吉田 8-18-29	24-8300	
トモエ医院	上吉田 2-10-22	22-0589	
内藤医院	下吉田 3-9-13	22-0162	
羽田医院	下吉田 2-2-18	22-0015	
羽田レディースクリニック	上吉田 6-10-14	30-0311	
深澤医院	新町 4-11-12	24-1183	
ふじさん腎臓内科クリニック	新西原 2-32-8	22-6501	
ふじよしだ勝和クリニック	上吉田東 1-10-1	24-8343	
富士吉田泌尿器科クリニック	下吉田 1-22-12	28-5755	
蓬萊整形外科	下吉田 1-3-21	22-0019	
保坂内科クリニック	下吉田 5-25-20	22-5070	
堀内産婦人科医院	下吉田 7-3-14	22-1151	
宮下医院	大明見 6-1-6	22-5687	
吉田医院	中曽根 1-5-10	22-0142	
よねやまクリニック	下吉田 5-22-51	30-0238	
樂々堂整形外科	上吉田東 3-3-30	24-1171	
渡辺整形外科	新倉 2671-3	24-5330	
富士の森クリニック	上吉田 7-12-14	30-5522	
鈴木内科クリニック	旭 5-1-38	30-0016	
かわむらクリニック	上吉田東 1-5-51	20-1180	
樂天堂整形外科	上吉田 2-5-1	21-1161	
高田内科クリニック	上吉田 4203-2	20-1760	
いしだ女性クリニック	上吉田 2-5-1	25-7100	
富士彩クリニック	上吉田 3-4-28	28-6222	

○生活関連施設対策機関一覧

機 関 又 は 種 別	組 織	連 絡 先
下 水 道	上 下 水 道 管 理 課 ・ 上 下 水 道 工 務 課	0555-22-1600・0555-24-6330
ご み 処 理	環 境 美 化 セ ン タ ー ご み 処 理 施 設	0555-22-0030
し 尿 処 理	環 境 美 化 セ ン タ ー し 尿 処 理 施 設	0555-22-2292
上 水 道	上 下 水 道 管 理 課 ・ 上 下 水 道 工 務 課	0555-22-1600・0555-24-6330
東京電力ハ ^ﾟ ワーク ^ﾟ リット ^ﾟ （株）		0120-995-007
N T T 東 日 本	山 梨 支 店	055-237-0554
富 士 急 行 （ 株 ）	交 通 事 業 部 安 全 C S 担 当	0555-22-7100
吉 田 瓦 斯 （株）		0555-22-2161

○市内薬局・薬店一覧

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
あんず薬局	富士吉田市旭5-1-37-1	0555-22-8255	
アイセイ薬局 下吉田店	富士吉田市下吉田 4-17-3	0555-30-4141	
アイン薬局 富士吉田店	富士吉田市上吉田東 7-12-1	0555-21-1080	
池谷薬局	富士吉田市下吉田 5-11-3	0555-30-1035	
ウエルシア薬局 上吉田店	富士吉田市中曽根 1-8-14	0555-21-2070	
ウエルシア 下吉田店	富士吉田市富士見5-5-38	0555-20-1131	
ウエルシア 富士吉田店	富士吉田市上吉田東 6-4-30	0555-21-2216	
かえで薬局 下吉田店	富士吉田市下吉田 5-18-24	0555-22-3202	
壁谷薬局	富士吉田市上吉田 2-1-16	0555-22-0218	
共創未来 富士山薬局	富士吉田市上吉田東 3-4-1	0555-21-1060	
共創未来 富士吉田薬局	富士吉田市上吉田 2-5-1	0555-21-2202	
クスリのサンロード 上吉田店	富士吉田市中曽根 2-13-29	0555-30-0100	
クスリのサンロード 下吉田店	富士吉田市下吉田8-4-19	0555-30-4136	
クレチ薬局	富士吉田市上暮地 1-17-21	0555-23-7613	
サンドラッグ 富士吉田店	富士吉田市中曽根 3-11-48	0555-30-2110	0555-30-2111
承德薬院	富士吉田市中曽根 1-1-8	0555-22-1850	
住吉薬局	富士吉田市下吉田 3-6-41	0555-22-0056	
セキテイ薬局 富士吉田店	富士吉田市ときわ台 1-23-1	0555-24-8931	
中央薬局	富士吉田市下吉田 4-13-15	0555-22-2440	0555-24-5985
千葉薬品	富士吉田市下吉田3-41-12	0555-23-3522	
ツルハドラッグ 上吉田店	富士吉田市中曽根2-13-7	0555-21-2266	
ドラックセイムス 下吉田店	富士吉田市新町2-4-12	0555-24-7000	
日本調剤昭和通り薬局	富士吉田市下吉田 8-18-27	0555-22-8511	0555-22-8512
日本調剤ふじ吉田薬局	富士吉田市上吉田東 7-14-5	0555-21-1200	0555-21-1201
ハートフル薬局 富士山店	富士吉田市松山 5-10-29	0555-24-8102	0555-24-8103
(社)富士五湖薬剤師会救急調剤薬局	富士吉田市緑ヶ丘 2-7-21	0555-21-1515	
富士桜調剤薬局	富士吉田市上吉田3-2-19	0555-28-6306	
ヒロ薬局 富士吉田店	富士吉田市上吉田 2-5-1 富士急ターミナルビル 5F	0555-21-2202	

ふたば薬局 吉田店	富士吉田市上吉田東 7-10-14	0555-24-9567	
フルヤ薬局	富士吉田市上吉田 27	0555-22-2484	
丸善薬局	富士吉田市下吉田 2-1-6	0555-22-0138	
マルナカ薬局	富士吉田市下吉田 4-1-8	0555-22-0200	
三国屋薬舗	富士吉田市下吉田1-1-5	0555-22-0120	
みのり薬局 上暮地店	富士吉田市上暮地 5-5081-2	0555-30-1230	
みのり薬局 月光時通り店	富士吉田市下吉田3-11-1	0555-28-6070	
宮本屋薬局	富士吉田市竜ヶ丘 1-5-20	0555-24-0046	
宮本屋薬局 上吉田店	富士吉田市中曽根 4-9-5	0555-20-1177	
守山薬局	富士吉田市大明見 6-17-1	0555-22-2649	
ヤマグチ薬局 上吉田店	富士吉田市上吉田 7-12-13	0555-30-2038	
ゆず調剤薬局	富士吉田市上吉田 5-9-8	0555-24-5560	
よつば薬局 下吉田店	富士吉田市下吉田 1-3-20	0555-30-4101	0555-30-4102
渡辺薬局	富士吉田市下吉田3-12-16	0555-22-0979	

〔条 例 等〕

○富士吉田市防災会議条例

昭和38年3月30日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、富士吉田市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(平12条例1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の地域の防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市長が指名する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者
 - (2) 山梨県知事とその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 富士吉田警察署長又はその指名する職員
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 富士吉田市教育委員会の教育長
 - (6) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
 - (7) 富士吉田市消防団長
 - (8) 市長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第4号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ3人、5人、10人及び7人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任を妨げない。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第18号)抄

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の富士吉田市防災会議条例第3条第5項第9号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第7項の規定に関わらず、平成26年4月30日までとする。

○富士吉田市災害対策本部条例

昭和38年3月30日

条例第2号

(趣旨)

第1条 富士吉田市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(平8条例2・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長が事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長が指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 富士吉田市現地災害対策本部(以下「現地災害対策本部」という。)に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例2・追加)

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例2・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

○富士吉田市災害対策本部規程

昭和42年9月9日
災本訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、富士吉田市災害対策本部条例(昭和38年条例第2号)第5条の規定に基づき、富士吉田市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平8災本訓令甲1・一部改正)

(活動の開始及び終了の時期)

第2条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部員を招集し本部の活動を開始するものとする。

2 本部長は、災害応急対策がおおむね終了したと認めたとき、又は災害の危険が解消したと認めたときは、本部を解散し、活動を終了する。

(副本部長)

第3条 副本部長は、副市長をもって充てる。(平19災本訓令甲1・一部改正)

(本部員)

第4条 本部員は、市の職員をもって充てる。

(部、班及び分掌事項)

第5条 本部に、部及び班を置き、その名称及び分掌事項は別表第1のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもって充てる。

(部長会議)

第6条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(本部の配備基準等)

第7条 本部の配備の基準は、別表第2のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事項についてあらかじめ配備計画をたて、これを本部員に周知徹底するとともに、この編成計画表を本部長に提出するものとする。

(活動の要領)

第8条 前条の規定に基づく配備下における本部員の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 各部長は、本部に参集し、情勢に対応する措置を検討する。
- (2) 各班長は、本部からの指令又は連絡に即応して必要な措置を講ずる。
- (3) その他の本部員は、上司の命により災害対策活動に従事する。

(被害報告)

第9条 各部長は、それぞれ当該分掌事項に係る被害状況を本部に報告するものとする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、非常災害に際して必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

富士吉田市災害救助隊隊則(昭和34年9月26日)は、廃止する。

附 則(平成8年災本訓令甲第1号)

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年災本訓令甲第1号)

この訓令甲は、平成19年4月1日から施行する。

別表 略

○富士吉田市地震災害警戒本部条例

昭和54年9月20日

条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、富士吉田市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 富士吉田市地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、富士吉田市地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、富士吉田市地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 市長が指名する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者

(2) 山梨県知事とその部内の職員のうちから指名する者

(3) 富士吉田警察署長又はその指名する職員

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 富士吉田市教育委員会の教育長

(6) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員

(7) 富士吉田市消防団長

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから当該機関の長が指名する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長に事故あるとき、又は欠けたときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が職務を代理する。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月2日

条例第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を1にしていた兄弟姉妹がいる場合、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関

し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の1に該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(規則で定める場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士吉田市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 市長は、条例第3条の規定による災害弔慰金を支給しようとするときは、災害弔慰金支給調査票(様式第1号)により調査を行う。

2 前項に規定する調査のほか、市長が必要と認める書類を提出させることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第3条 市長は、条例第9条の規定による災害障害見舞金を支給しようとするときは、災害障害見舞金支給調査票(様式第2号)により調査を行う。

2 前項に規定する調査のほか、市長が必要と認める書類を提出させることができる。

(災害援護資金の借入れ申込み)

第4条 条例第12条の規定による災害援護資金の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、災害援護資金借入申込書(様式第3号。以下「借入申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷による場合は、その診断書(様式第4号)

(2) 被害を受けた日の属する年の前年の所得に関する証明書(当該被害をその年の1月から5月までの間に受けた場合にあっては、その前々年とする。以下次号において同じ。)

(3) 他の市町村に居住していた借入申込書にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 借入申込者は、被災の日の属する月の翌月1日から起算して、3月を超えない日までに借入申込書を市長に提出しなければならない。

(利率)

第5条 条例第14条第2項に規定する規則で定める率は年1.5パーセントとする。

(調査)

第6条 市長は、借入申込書を受理したときは、速やかに当該世帯の被害の状況その他必要な事項について、調査しなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、前条により災害援護資金の貸付けの適否を決定し、貸付けを行うときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第5号)を交付し、貸付けを行わない場合は、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第6号)により通知する。

(借用書の提出)

第8条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに災害援護資金借用書(様式第7号。以下「借用書」という。)に借受人の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(借用者の返還)

第9条 貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第11条 償還金の支払猶予を申請しようとする者は、償還金支払猶予申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払猶予を認める場合は支払猶予承認通知書(様式第10号)を借受人に交付し、支払猶予を認めない場合は支払猶予不承認通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第12条 違約金の支払免除を受けようとする者は、違約金支払免除申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めたときは違約金支払免除承認通知書(様式第13号)を借受人に交付し、支払免除をしない場合は違約金支払免除不承認通知書(様式第14号)により通知する。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、災害援護資金償還免除申請書(様式第15号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 借受人が死亡した場合は、これを証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、借受金を返還することができなくなった場合は、これを証する書類

2 市長は、償還免除を認めたときは災害援護資金償還免除承認通知書(様式第16号)を償還免除申請者に交付し、償還の免除を認めない場合は災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第17号)により通知する。

(督促)

第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者に対し、督促状を発行する。

(氏名又は住所の変更等)

第15条 借受人又は保証人において、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第18号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

(令和元年10月1日現在)

救 助 の 種 類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
(1) 避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建築物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
(2) 応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
(3) 炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
(4) 飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

(5) 被服、寝具その他 生活費需品の給与 又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活費需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
(6) 医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から14日以内		患者等の移送費、別途計上			
(7) 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上			
(8) 被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上			
(9) 被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなけ	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たりの限度額 595,000円以内		災害発生の日から1カ月以内					

	れば居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者			
(10) 学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
(11) 埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
(12) 死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
(13) 死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
(14) 障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
(15) 輸送費及び賃金職員等雇上等	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分			
--	--	--	--	--

○自主防災会規約の一例及び自主防災活動計画の一例

○○○地区（自治会名） 自主防災会規約

（目的）

第1条 は、地域住民の共同精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による災害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この会は、 自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本会の事務所は、 に置く。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災に関する知識の普及に関すること。
- （2）地震等に対する災害予防に関すること。
- （3）地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- （4）防災訓練の実施に関すること。
- （5）防災資機材等の備蓄に関すること。
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、 連合自治会に属している世帯をもって構成し、情報連絡班、消火班、救 護班、避難誘導班、給食給水班とする。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

2 役員

- （1）連合会長 1人
- （2）副会長 若干名
- （3）監査役 若干名
- （4）会 計 1人
- （5）部 長 5人（情報連絡班、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班）
- （6）副部長 5人（情報連絡班、消火班、救護班、避難誘導班、給食給水班）
- （7）班 長 各班の班長

3 役員の任期は、年とし再選は妨げない。

4 役員の選出は、当該年度の自治会役員及び本会役員において選出し、連合自治会長がこれを委嘱する。

（役員の任務）

第7条 連合会長は、本会を代表し会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を 行う。

2 副会長は連合会長を補佐し、連合会長に事故のあるときはその職務を行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、代議員をもって構成し、代議員は本会の役員があたる。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催すること。

3 総会は連合会長が招集する。

4 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第10条 本会は、地震等による被害に対応を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導、給食給水に関すること。

(5) その他必要な事項

(会計)

第11条 本会の運営に要する経費は、会員の会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 会計年度は、毎年 月に始まり、月に終わる。

(会計監査)

第13条 会計監査は、毎年1回自治会が行う。

防 災 計 画

1 目的

この計画は、連合自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

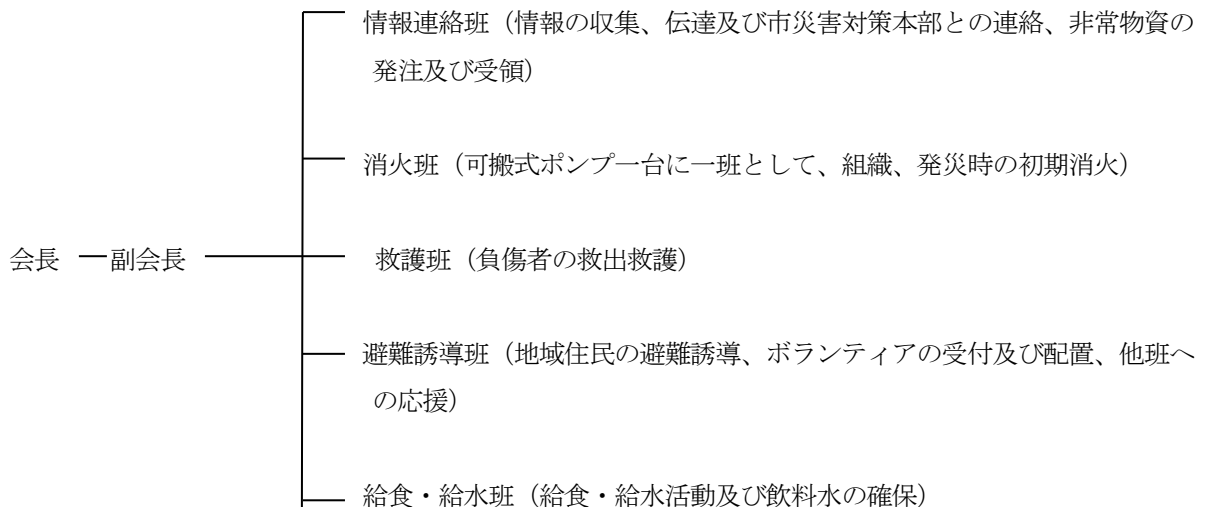
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 出火防止、初期消火に関すること。
- (6) 救出救護に関すること。
- (7) 避難誘導に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア 防災知識及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。

エ 家庭における防災上の留意事項に関すること。

オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

ア 広告誌、パンフレット 1 リーフレット、ポスター等の配布

イ 座談会、講演会等の開催

ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

「火災予防運動期間」、「防災の日」等防災関係諸行事に行うほか随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるよう次により防災訓練を実施する。また、富士吉田市が行う総合防災訓練には、率先して参加する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難・誘導訓練

エ 救出救護訓練

オ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2 以上の個別訓練を選択し行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、被災時を想定するなかで各部の実施訓練計画を策定し、地域の実情に見合った訓練を行うものとする。

(5) 訓練の時期及び回数

ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中、並びに防災の日に実施する。

イ 総合訓練にあつては、年 1 回以上。個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報班

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急処置を執るため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を単位自主防災会及び防災関係機関等に伝達する。情報は、正確に収集し、地域住民に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集は、有線電話、携帯ラジオ、市の防災行政無線、伝令等による。伝達の方法は、簡易掲示板、回覧、伝令等による。

(3) 市災害対策本部との連絡

発災時には可能な限り被災状況の把握をしておき、市災害対策本部との連携を図るなかで情報の交換、他部及び地域住民との連絡をとり、非常物品の発注、受領を行う。

7 消火班

(1) 出火防止

震災時には、火災の発生が被害を大きくする主な原因となるため、出火防止の徹底を図る。

主として、次の事項に重点を置きながら各家庭における点検整備をする。

ア 火気使用設備、器具の整備点検及びその周辺の整理整頓

イ 可燃性危険物品等の整理保管

ウ 消火器等消火資機材の点検

(2) 初期消火対策

可搬式小型動力ポンプ1台につき1班で構成し、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、被害を最小限に食い止めるよう最大の努力を行う。初期消火活動を行うため日頃、分団の協力を受け消火資機材の整備点検、訓練を行う。

ア 可搬式小型動力ポンプの整備点検

イ 消火器、水バケツ等の各家庭への配備

8 救出救護班

(1) 建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する事態が生じたときは、ただちに救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出救護班員は、負傷者に対し応急処置を行い、医師の手当を要するものであるときは、医療機関又は応急救護所に搬送する。

(3) 救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出勤を要請する。

9 避難誘導班

被災若しくは火災の延焼拡大により、地域住民の人命に危険が生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 富士吉田市長の避難命令が出たとき、又は、連合防災会長が、必要があると認めたときは、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導班員は、連合自主防災会長の避難誘導の指示に基づき住民を避難地に誘導する。

(3) 避難路及び避難地

ア 避難路は、事前に調査しておいた安全に避難できる道路とする。

イ 避難地は、各組ごとにあらかじめ調査しておいた付近の安全な場所に避難し、重大な事態が起らないことを確認した後に、市指定の緊急避難地に移動する。

(4) ボランティアの受付

ア 被災した場合、各地より応援のボランティアが来ることも予想されるが、直接緊急避難地に応募した場合には、受付を行い市災害対策本部連絡を行う。

イ 市災害対策本部よりボランティアの応援があった場合には、受付を行い配置する。

(5) 避難誘導完了後には、情勢をみながら他の部署への応援を行う。

(6) 避難誘導完了後には、誘導した地域住民の名簿を作成しておく。

10 給食・給水班

避難地における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班は、市から配分された食料、地域内の家庭等から提供を受けた食料等で給食給水活動を行う。

(2) 給水

給食・給水班は、市から提供された飲料水、水道水、緊急浄水機等により確保した飲料水により給水活動を行う。

〔協 定 等〕

○災害時相互応援協定等一覧

No.	協定名	協定締結先	締結年月日
1	災害時における相互応援に関する協定書	習志野市、丸子町(※3)	平成 9 年 5 月 9 日
2	災害時における富士吉田郵便局、吉田本町郵便局、明見郵便局、新倉郵便局、富士吉田本通郵便局及び上暮地郵便局と富士吉田市間の協力に関する覚書	富士吉田郵便局、吉田本町郵便局、明見郵便局、新倉郵便局、富士吉田本通郵便局、上暮地郵便局	平成 9 年 11 月 14 日 廃止(平成 29 年 3 月 13 日新規協定締結)
3	富士北麓災害時の相互応援に関する協定(富士山火山防災協議会構成市町村)	都留市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、上九一色村、下部町(※1・2)	平成 15 年 12 月 11 日 平成 28 年 5 月 18 日 都留市加入
4	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定(環富士山火山防災連絡会構成市町村)	＜山梨県＞ 都留市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、身延町 ＜静岡県＞ 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町(※6)	平成 18 年 5 月 10 日 平成 28 年 5 月 23 日 都留市加入
5	災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人 山梨県建設業協会都留支部	平成 18 年 11 月 1 日
6	災害時相互応援に関する協定書 (富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村)	＜山梨県＞ 富士河口湖町、西桂町、身延町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、道志村 ＜静岡県＞ 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、伊豆市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町(※6)、富士川町(※5) ＜神奈川県＞ 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	平成 18 年 11 月 30 日 平成 20 年 4 月 1 日 西伊豆町加入 平成 23 年 11 月 25 日 東伊豆町加入
7	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市、中央市(※4)	平成 19 年 1 月 12 日
8	災害防災情報等の放送に関する協定書	CATV 富士五湖、CATV 上暮地	平成 19 年 1 月 29 日
9	防災情報等の提供に関する基本協定	コカコーラセントラルジャパン(株)	平成 19 年 8 月 1 日
10	災害時における救援物資の提供に関する協定書	コカコーラセントラルジャパン(株)	平成 19 年 8 月 1 日
11	災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定書	富士吉田市建設安全協議会	平成 20 年 11 月 20 日
12	災害時の建築施設等の応急対策業務に関する協定書	富士吉田建設業協会	平成 20 年 11 月 20 日
13	災害時の建築施設等の電気設備の応急対策業務に関する協定書	吉田電栄会	平成 20 年 11 月 20 日
14	災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定書	富士吉田市管工事協会	平成 20 年 11 月 20 日
15	特設公衆電話設置に関する覚書	東日本電信電話株式会社	平成 21 年 8 月 27 日
16	富士吉田市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社	平成 22 年 1 月 13 日
17	災害時の建築施設等の塗装・看板等応急対策業務に関する協定	富士吉田塗装工業会	平成 22 年 10 月 1 日 令和 2 年 5 月 28 日

18	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書(富士山火山防災協議会)	NPO 法人コリ災害対策センター (株)カインズ (株)Jマート (株)クスリのサンロード (株)ケーヨー ウエルシア関東(株)	平成 22 年 12 月 9 日 平成 22 年 12 月 10 日 平成 22 年 12 月 13 日 平成 22 年 12 月 15 日 平成 22 年 12 月 21 日 平成 23 年 7 月 13 日
19	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 2 月 1 日
20	災害時における生活系廃棄物の収集・運搬等に関する協定書	富士吉田市環境事業協同組合	平成 23 年 12 月 20 日
21	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	山梨県土地家屋調査士会 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成 24 年 10 月 31 日
22	災害対応自動販売機取り扱いに関する覚書	東京飲料(株)富士河口湖営業所	平成 25 年 3 月 28 日
23	非常時における飲料供給に関する覚書	富士牛乳(株) ダイドードリンコ(株)	平成 25 年 4 月 1 日
24	災害時における支援協力に関する協定書	イオンビック株式会社	平成 25 年 10 月 29 日
25	災害時における協力に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成 25 年 10 月 31 日
26	災害時における二次避難所施設利用に関する協定書	学校法人月江寺学園	平成 25 年 12 月 10 日
27	地下水を活用した事業の実施に関する協定書	株式会社ウォーターダイレクト	平成 25 年 12 月 27 日
28	災害時の施設と敷地の借り上げに関する協定	富士吉田警察署	平成 26 年 7 月 31 日
29	避難行動要支援者の福祉避難所の受入れに関する協定書	社会福祉法人 明清会・社会福祉法人 幸樹会・医療法人 聖仁会・社会福祉法人山梨県社会福祉事業団	平成 26 年 9 月 30 日
30	避難行動要支援者の福祉避難所の受入れに関する協定書	社会福祉法人 欣寿会・株式会社高木建材・社会福祉法人不二の里森福社会・社会福祉法人ありんこ	平成 26 年 10 月 1 日
31	避難行動要支援者の福祉避難所の受入れに関する協定書	社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団	平成 26 年 10 月 1 日
32	災害時における相互応援に関する協定書	長野県信濃町	平成 26 年 10 月 14 日
33	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	山梨県エルピーガス協会富士五湖地区	平成 26 年 12 月 10 日
34	避難行動要支援者の福祉避難所の受入れに関する協定書	富士聖ヨハネ学園 富士北麓聖ヨハネ支援センター	平成 27 年 2 月 27 日
35	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー・ジャパン	平成 27 年 3 月 9 日
36	防災・減災に係る相互協力に関する協定書	富士吉田防災士会	平成 27 年 7 月 21 日
37	災害時における重機車両などの派遣協力に関する協定書	株式会社セイフコ	平成 27 年 10 月 30 日
38	災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社エフエム富士五湖	平成 27 年 11 月 2 日
39	放送連携に伴う機器使用に関する協定書	株式会社 CATV 富士五湖 株式会社エフエム富士五湖	平成 27 年 11 月 2 日
40	山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成 27 年 11 月 18 日
41	雪害時における除雪車両等の派遣協力に関する協定書	株式会社牧野フライス製作所	平成 27 年 12 月 1 日
42	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器(AED)設置に係る覚書	セブンイレブン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ	平成 27 年 12 月 6 日

43	避難行動要支援者の福祉避難所の受入に関する協定	山梨県立富士ふれあいセンター	平成 28 年 1 月 27 日
44	災害時等における山梨県立富士北稜高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	山梨県立富士北稜高等学校	平成 28 年 3 月 22 日
45	富士山火山噴火時における富士吉田市の広域避難に関する覚書	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市	平成 28 年 4 月 6 日
46	広告付避難所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング	平成 28 年 7 月 26 日
47	災害時における飲料水の供給等に関する協定書	富士吉田ミネラルウォーター保全協会	平成 29 年 1 月 20 日
48	大規模災害時における被災者支援に関する協定書	山梨県行政書士会	平成 29 年 1 月 31 日
49	地方創生に関する連携協定	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	平成 29 年 2 月 28 日
50	災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定	富士吉田市内郵便局7局	平成 29 年 3 月 13 日
51	災害時等における山梨県立吉田高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	山梨県立吉田高等学校	平成 29 年 3 月 17 日
52	災害時等における山梨県立ひばりが丘高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	山梨県立ひばりが丘高等学校	平成 29 年 3 月 17 日
53	災害時における量の提供に関する協定書	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	平成 29 年 3 月 29 日
54	大規模災害における法律相談業務に関する協定書	山梨弁護士会	平成 29 年 11 月 24 日
55	地域創生に係わる包括的業務連携に関する協定書	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	平成 29 年 12 月 21 日
56	地震発生時における指定避難所の被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書	山梨県建築士会北富士支部	令和 2 年 5 月 28 日
57	災害時等における電気バスによる電力供給に関する協定書	富士急行株式会社	令和 2 年 3 月 17 日
58	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和 3 年 9 月 13 日
59	災害時における避難場所及び避難所の施設利用に関する協定書	一般財団法人人材開発センター	令和 3 年 10 月 29 日
60	災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会	令和 4 年 1 月 1 日
61	災害時における避難所としてのトレーラーハウスの使用に関する協定書	株式会社タケカワ	令和 4 年 1 月 1 日

※1 平成 16 年 9 月 13 日 下部町、中富町、身延町が合併し「身延町」へ新設

※2 平成 18 年 3 月 1 日 上九一色村南部地区、精進・本栖・富士ヶ嶺が合併し富士河口湖町へ新設

※3 平成 18 年 3 月 20 日 富浦町・富山町・三芳村・白浜町・千倉町・丸山町・和田町が合併し南房総市へ新設

※4 市町村合併により 7 市から 13 市となり平成 19 年 1 月 12 日再締結

※5 平成 20 年 11 月 1 日 静岡県富士川町が富士市へ編入合併

※6 平成 22 年 3 月 23 日 静岡県芝川町が富士市へ編入合併

○県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧

※市も放送要請をすることができる

放送局名	協定締結 年 月 日	電話番号及び県防災行政無線番号		申 込 窓 口
NHK甲府	S58. 7. 1	(055) 222—1313	—	放 送 部
山梨放送	S58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250	—	報道制作局報道部
テレビ山梨	S58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜 (055) 266—2966	—	(昼) 報道制作局報道部 (夜) 報道部長宅
エフエム富士	H 2. 2. 28	(055) 228—6969	200—6833	放 送 部
エフエム富士五湖	H27. 11. 2	(0555) 30—2255	—	

〔災害危険箇所〕

○重要水防区域一覧

県水防 支部名	担当水防 管理団体名	河川名	位 置			左右 岸別	延長 (m)	重 要 度		注意を要 する理由
			市 町 村	大 字	字			階級	種 別	
吉田 支所	富士吉田市	相模川	富士吉田市	下吉田	小明見 橋下	左	200	b	水衝箇所	護岸老朽
〃	〃	小佐野川	〃	小明見 大明見	学校横	左右	90 90	b	〃	〃
〃	〃	〃	〃	大明見	神社上	左	500	b	堤防高	〃
〃	〃	長泥川	〃	大明見	神社横	左右	130 130	a	〃	堤防断面 不足
〃	〃	欄干川	〃	上暮地	白糸町	左	193	a	水衝箇所	護岸老朽
〃	〃	入山川	〃	新倉	浅間町	〃	200	a	〃	〃
〃	〃	中野川	〃	上暮地	白糸町	〃	200	b	〃	〃
〃	〃	中沢川	〃	下吉田	東町	右	114	a	〃	〃

○山地災害危険地一覧表

山 梨 県

平成30年3月1日現在

所管	市町村名	崩壊土砂流出 箇所数	山腹崩壊 箇所数	地すべり 箇所数	合計
富士・東部 林務環境 事務所	都留市	137	18		155
	大月市	222	31	3	256
	上野原市	214	41	8	263
	道志村	71	5		76
	西桂町	8	1		9
	小菅村	47	15		62
	丹波山村	20	4		24
	富士吉田市	41	7		48
	忍野村	12	5		17
	山中湖村	26	4		30
	鳴沢村	6			6
	富士河口湖町	79	29		108
	計	883	160	11	1,054
山梨県 計		2,527	818	57	3,402

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

位 置			保安林等	区域指定 地すべり防止	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
番号	市町村	字							人家20戸以上	人家9～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	富士吉田市	板木沢	有	無	無	有	1	一部概成	60					市町村
2	富士吉田市	浅間	有	無	有	有	5	一部概成	100				1	市町村
3	富士吉田市	石屋沢	有	無	有	有	1	未成		15			2	市町村
4	富士吉田市	石屋沢	有	無	有	無	2	一部概成		30			2	国道
5	富士吉田市	白糸	有	無	有	無	0	未成		40			2	国道
6	富士吉田市	尾垂	有	無	有	有	3	一部概成	50					国道
7	富士吉田市	姥ヶ沢	有	無	有	無	3	一部概成		35				市町村
8	富士吉田市	翁沢川	有	無	有	無	3	未成		35				市町村
9	富士吉田市	河原畑	有	無	有	無	6	一部概成		20				無
10	富士吉田市	大沢	有	無	無	無	1	一部概成		30				市町村
11	富士吉田市	大沢	有	無	無	有	1	一部概成		30				市町村
12	富士吉田市	大沢	有	無	有	有	2	一部概成		30				市町村
13	富士吉田市	大沢	有	無	無	有	1	一部概成		30				市町村
14	富士吉田市	深平山	有	無	無	有	2	一部概成		30				市町村
15	富士吉田市	水ヶ窪	有	無	無	有	1	一部概成		10				市町村
16	富士吉田市	十二本	有	無	無	有	5	一部概成		10				市町村
17	富士吉田市	滑沢	有	無	無	有	3	一部概成	50					市町村
18	富士吉田市	鳥居地沢	有	無	無	有	3	一部概成	50					市町村
19	富士吉田市	鳥居地	有	無	無	有	2	一部概成		10				市町村
20	富士吉田市	白久保	有	無	無	有	2	一部概成		10				市町村
21	富士吉田市	七曲沢	有	無	無	有	2	一部概成		20				市町村
22	富士吉田市	上吉田、ヤヒツ	有	無	無	有	6	一部概成						林道
23	富士吉田市	上吉田、小御岳下	有	無	有	有	36	一部概成			5		2	県道
24	富士吉田市	上吉田、神田堀沢	有	無	無	有	52	未成			5			林道

(2) 山腹崩壊危険地区一覧表

位 置			保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	調査地区	シユ 危険地区5点以上メツ	治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
番号	市町村	字							人家20戸以上	人家9～10戸	人家9～5戸	人家4戸以下	公共施設道路を除く	道路
1	富士吉田市	旭町、上新町	無	無	無	2	2	無		30				市町村
2	富士吉田市	旭町、上新町	無	無	無	2	2	無		20				市町村
3	富士吉田市	新倉、馬越	有	無	有	34	28	一部概成		30				市町村
4	富士吉田市	旭町、新倉	無	無	無	10	10	無	50					市町村
5	富士吉田市	旭町、新倉	無	無	無	5	5	無	170				1	市町村
6	富士吉田市	富士見町、尾垂	無	無	無	5	5	無		40			3	国道
7	富士吉田市	白糸町、古屋	無	無	無	4	4	無			9			市町村
8	富士吉田市	小明見、大蔵理	有	無	無	3	3	無			5		1	国道
9	富士吉田市	小明見、梅の木	有	有	有	8	8	一部概成		28			2	市町村
10	富士吉田市	小明見、向原	無	有	有	6	6	無		36			1	市町村
11	富士吉田市	下吉田、尾垂不動前	無	無	有	5	3	無		10				国道
12	富士吉田市	上吉田、城山	無	有	有	3	3	一部概成		20				市町村

○土石流危険渓流一覧表

	河川名	渓流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数
1	大沢川	東沢	富士吉田市	小明見	44	
2	大沢川	向沢	富士吉田市	小明見	257	2
3	大沢川	大沢川	富士吉田市	小明見	314	5
4	大沢川	明見沢	富士吉田市	小明見	250	2
5	大沢川	吉原沢	富士吉田市	小明見	138	1
6	桂川	古屋川	富士吉田市	大明見	4	1
7	桂川	かんな堀沢	富士吉田市	大明見	3	1
8	桂川	平山沢	富士吉田市	大明見	38	3
9	桂川	間堀川	富士吉田市	上吉田	1057	19
10	桂川	浅間沢	富士吉田市	上吉田	1052	19
11	桂川	神田堀川	富士吉田市	上吉田	1020	11
12	桂川	宮川	富士吉田市	松山	602	8
13	桂川	嘯沢	富士吉田市	新倉	14	1
14	宮川	旭沢の2	富士吉田市	旭町	87	1
15	宮川	旭沢の1	富士吉田市	旭町	50	1
16	宮川	入山川	富士吉田市	富士見町	419	2
17	桂川	入山沢の1	富士吉田市	浅間町	412	2
18	宮川	石屋ヶ沢の2	富士吉田市	宮下町	165	
19	桂川	大石沢の1	富士吉田市	富士見町	10	
20	桂川	大石沢の2	富士吉田市	富士見町	10	1
21	桂川	要沢	富士吉田市	富士見町	12	1
22	桂川	西沢	富士吉田市	富士見町	30	
23	桂川	数見川	富士吉田市	寿町	172	1
24	桂川	金山沢	富士吉田市	白糸町	74	1
25	桂川	海久保沢	富士吉田市	白糸町	74	1
26	桂川	殿入沢	富士吉田市	白糸町	129	1
27	桂川	殿入川	富士吉田市	白糸町	143	2
28	桂川	白糸沢	富士吉田市	白糸町	54	1

○急傾斜地崩壊危険区域一覧

(1) 急傾斜地崩壊危険区域市町村一覧表

市町村名	箇所数	面積(ha)	指 定 区 域 名
富士吉田市	10	15.82	新開・向原・大明見・白糸町の3・白糸町・白糸町の2・平山・東町・白糸町の5・新倉
県計	413	639.62	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

指定区域名	市	大字	字	元号	指定年月日	指定番号	指定面積(ha)	保全戸数(戸)
新開	富士吉田	下吉田	尾垂	昭和	491007	503	8.00	35
向原	富士吉田	小明見	上ノ山	昭和	510426	384	5.07	22
大明見	富士吉田	大明見	紺野尻他	昭和	530323	97	0.43	10
白糸町の3	富士吉田	上暮地	八丁目梅久保	平成	171114	595	0.44	8

白糸町	富士吉田	上暮地	八丁目殿ノ入	平成	230825	341	0.88	21
白糸町の2	富士吉田	上暮地	八丁目殿ノ入	平成	230825	341	0.00	—
平山	富士吉田	大明見	二丁目	平成	280215	48	0.46	4
東町	富士吉田	上吉田東	二丁目	令和	20227	30	0.03	0
白糸町の5	富士吉田	上暮地	梅久保、七保町	令和	30107	1	0.23	5
新倉	富士吉田	新町	三丁目 他	令和	40224	36	0.28	0

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

	箇所名	市町村	大字	小字	人家戸数(戸)	指定区域名
1	白糸町	富士吉田市	上暮地	白糸町	11	
2	白糸町の2	富士吉田市	上暮地	白糸町	13	
3	白糸町の3	富士吉田市	上暮地	白糸町	6	白糸町の3
4	白糸町の4	富士吉田市	上暮地	白糸町	12	
5	白糸町の5	富士吉田市	上暮地	白糸町	13	
6	下吉田	富士吉田市	下吉田		12	
7	新開	富士吉田市	下吉田	尾立	39	新開
8	新倉	富士吉田市	新倉	尾垂	15	
9	浅間町	富士吉田市	新倉	浅間町	17	
10	浅間	富士吉田市	新倉	浅間町	6	
11	浅間町の2	富士吉田市	新倉	浅間町	8	
12	新倉の2	富士吉田市	新倉	新倉	6	
13	上新田	富士吉田市	新倉	うそぶき	34	
14	赤坂	富士吉田市	新倉	赤坂	29	赤坂
15	赤坂の2	富士吉田市	新倉	赤坂	6	
16	諏訪	富士吉田市	上吉田	諏訪	6	
17	新屋	富士吉田市	上吉田	新屋	14	
18	上吉田の2	富士吉田市	上吉田	上吉田	6	
19	上吉田の3	富士吉田市	上吉田	上吉田	6	
20	平山	富士吉田市	大明見	平山	15	
21	東町	富士吉田市	下吉田	東町	42	
22	大明見	富士吉田市	大明見	紺野尻	5	大明見
23	大明見の2	富士吉田市	大明見	大明見	1	
24	明見	富士吉田市	小明見	明見	11	
25	小明見	富士吉田市	小明見	小明見	8	
26	新田	富士吉田市	小明見	新田	5	
27	向原	富士吉田市	新倉	うそぶき	58	向原
28	南川久保	富士吉田市	上吉田	南川久保	16	

○土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

(1) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域 集計表

平成29年4月1日現在

市町村	自然現象 の種類	指定区域数				告示年月日	告示番号
		土砂災害 警戒区域		うち特別 警戒区域			
富士吉田市	急傾斜地の崩壊	32	57	32	45	平成19年10月11日	山梨県告示第362号
	土石流	25		13			
	急傾斜地の崩壊	22	33	20	26	平成20年10月27日	山梨県告示第460号
	土石流	11		6			

	急傾斜地の崩壊	1	1	1	平成29年3月23日	山梨県告示第74号
	土石流	0	0			山梨県告示第75号
合 計		91	72			

(2) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域指定箇所一覧表

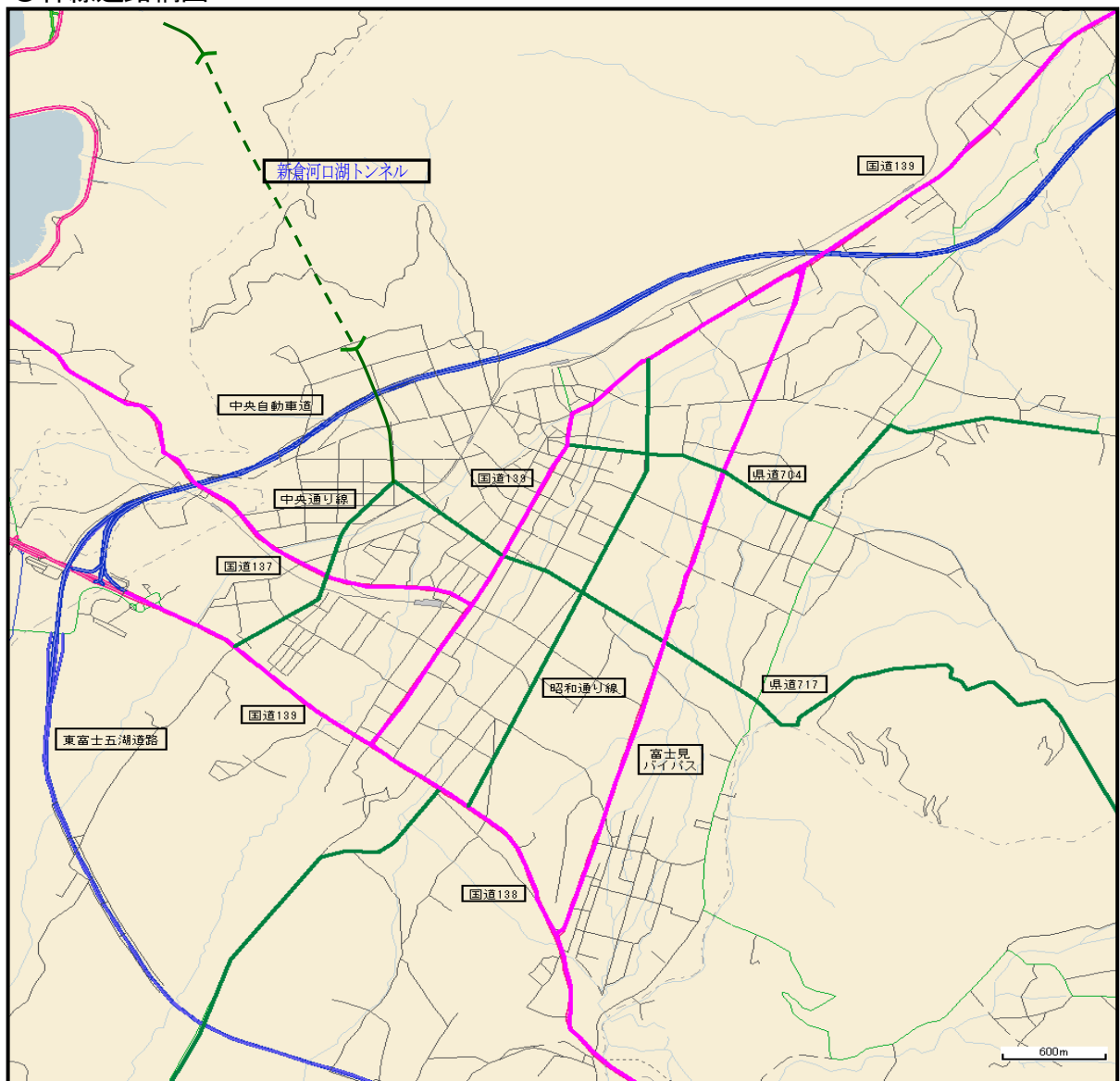
平成29年4月1日現在

番号	市町村	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
1	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	白糸町・白糸町の2	○	上暮地	H19.10.11	362
2	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	白糸町の3	○	上暮地	H19.10.11	362
3	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	白糸町の4	○	上暮地	H19.10.11	362
4	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	白糸町の5	○	上暮地	H19.10.11	362
5	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新屋	○	上吉田	H19.10.11	362
6	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	上吉田の2	○	上吉田	H19.10.11	362
7	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	上吉田の3	○	上吉田	H19.10.11	362
8	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	南川久保	○	上吉田	H19.10.11	362
9	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	諏訪Ⅱ	○	上吉田	H19.10.11	362
10	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	下吉田	○	下吉田	H19.10.11	362
11	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新開	○	下吉田	H19.10.11	362
12	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町	○	下吉田	H19.10.11	362
13	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	下吉田Ⅱの2	○	下吉田	H19.10.11	362
14	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町Ⅱ	○	下吉田	H19.10.11	362
15	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町Ⅱの2	○	下吉田	H19.10.11	362
16	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町Ⅱの3	○	下吉田	H19.10.11	362
17	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町Ⅱの4	○	下吉田	H19.10.11	362
18	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	東町Ⅱの5	○	下吉田	H19.10.11	362
19	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新倉ー1	○	新倉	H19.10.11	362
20	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新倉ー2	○	新倉	H19.10.11	362
21	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	浅間町ー1	○	新倉	H19.10.11	362
22	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	浅間町ー2	○	新倉	H19.10.11	362
23	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	浅間	○	新倉	H19.10.11	362
24	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	浅間町の2	○	新倉	H19.10.11	362
25	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新倉の2	○	新倉	H19.10.11	362
26	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	赤坂の2	○	新倉	H19.10.11	362
27	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	大明見	○	大明見	H19.10.11	362
28	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	小明見	○	小明見	H19.10.11	362
29	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新田	○	小明見	H19.10.11	362
30	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	向原ー1	○	小明見	H19.10.11	362
31	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	向原ー2	○	小明見	H19.10.11	362
32	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新田Ⅱー2	○	小明見	H19.10.11	362
33	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	上新田・旭五丁目Ⅱ・旭五丁目Ⅱの2	○	旭	H20.10.27	460
34	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	旭三丁目Ⅱ	○	旭	H20.10.27	460
35	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	旭五丁目Ⅱの3	○	旭	H20.10.27	460
36	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	旭五丁目Ⅱの4	○	旭	H20.10.27	460
37	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	平山ー1	○	大明見	H20.10.27	460
38	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	平山ー2	○	大明見	H20.10.27	460
39	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	平山ー3	○	大明見	H20.10.27	460
40	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	平山ー4		大明見	H20.10.27	460
41	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	大明見の2	○	大明見	H20.10.27	460
42	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	大明見Ⅱ	○	大明見	H20.10.27	460
43	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	大明見Ⅲの2	○	大明見	H20.10.27	460
44	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	大明見Ⅲの3	○	大明見	H20.10.27	460
45	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	上暮地七丁目Ⅱ	○	上暮地	H20.10.27	460
46	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	浅間町Ⅲ	○	新倉	H20.10.27	460
47	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新屋Ⅱ	○	新屋	H20.10.27	460
48	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	北小倉山Ⅲ	○	新屋	H20.10.27	460
49	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	北小倉山Ⅲの2・西小倉山Ⅲ	○	新屋	H20.10.27	460
50	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	西小倉山Ⅲの2・西小倉山Ⅲの	○	新屋	H20.10.27	460
51	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	新田Ⅱ	○	小明見	H20.10.27	460
52	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	向原Ⅲ	○	小明見	H20.10.27	460

53	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	向原Ⅲの2		小明見	H20.10.27	460
54	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	西小倉山Ⅲの4	○	新屋	H20.10.27	460
55	富士吉田市	急傾斜地の崩壊	赤坂	○	新倉	H29.3.23	75
56	富士吉田市	土石流	東沢		小明見	H19.10.11	362
57	富士吉田市	土石流	向沢－1		小明見	H19.10.11	362
58	富士吉田市	土石流	向沢－2		小明見	H19.10.11	362
59	富士吉田市	土石流	大沢川－1	○	小明見	H19.10.11	362
60	富士吉田市	土石流	大沢川－2	○	小明見	H19.10.11	362
61	富士吉田市	土石流	大沢川－3		小明見	H19.10.11	362
62	富士吉田市	土石流	大沢川－4	○	小明見	H19.10.11	362
63	富士吉田市	土石流	明見沢－1	○	小明見	H19.10.11	362
64	富士吉田市	土石流	明見沢－2	○	小明見	H19.10.11	362
65	富士吉田市	土石流	吉原沢	○	小明見	H19.10.11	362
66	富士吉田市	土石流	古屋川		大明見	H19.10.11	362
67	富士吉田市	土石流	かな堀沢	○	大明見	H19.10.11	362
68	富士吉田市	土石流	平山沢	○	大明見	H19.10.11	362
69	富士吉田市	土石流	入山川－1	○	新倉	H19.10.11	362
70	富士吉田市	土石流	入山川－2		新倉	H19.10.11	362
71	富士吉田市	土石流	入山川－3		新倉	H19.10.11	362
72	富士吉田市	土石流	入山沢の1		新倉	H19.10.11	362
73	富士吉田市	土石流	石屋ヶ沢の2	○	新倉	H19.10.11	362
74	富士吉田市	土石流	大石沢の1	○	新倉	H19.10.11	362
75	富士吉田市	土石流	大石沢の2	○	下吉田	H19.10.11	362
76	富士吉田市	土石流	要沢		下吉田	H19.10.11	362
77	富士吉田市	土石流	西沢		下吉田	H19.10.11	362
78	富士吉田市	土石流	不動沢－1		下吉田	H19.10.11	362
79	富士吉田市	土石流	不動沢－2	○	下吉田	H19.10.11	362
80	富士吉田市	土石流	海久保沢		上暮地	H19.10.11	362
81	富士吉田市	土石流	嘯沢	○	旭	H20.10.27	460
82	富士吉田市	土石流	旭沢の2	○	旭	H20.10.27	460
83	富士吉田市	土石流	旭沢の1	○	旭	H20.10.27	460
84	富士吉田市	土石流	数見川－1		上暮地	H20.10.27	460
85	富士吉田市	土石流	数見川－2	○	上暮地	H20.10.27	460
86	富士吉田市	土石流	金山沢－1		上暮地	H20.10.27	460
87	富士吉田市	土石流	金山沢－2		上暮地	H20.10.27	460
88	富士吉田市	土石流	殿入沢	○	上暮地	H20.10.27	460
89	富士吉田市	土石流	殿入川－1	○	上暮地	H20.10.27	460
90	富士吉田市	土石流	殿入川－2		上暮地	H20.10.27	460
91	富士吉田市	土石流	白糸沢		上暮地	H20.10.27	460

〔輸送・通信・広報〕

○幹線道路網図



道 路 表			
路線番号	路 線 名	路線番号	路 線 名
高 速 自 動 車 国 道		一 般 県 道	
	中央自動車道	701	富士上吉田線
	東富士五湖道路	704	新田下吉田線
一 般 国 道		717	山中湖忍野富士吉田線
	137号	市 道	
	138号	1	昭和通り線
	139号	42	中央通り線
	富士見バイパス(139号)		

○富士吉田市防災行政無線設置状況

(1) 無線種別及び免許番号等

無線局の種別		呼 出 番 号	免 許 番 号
固定系	親 局 (3W)	ぼ う さ い ふ じ よ し だ	関 第 2 4 5 5 1 6 号
移動系	基地局 (5W)	ぼ う さ い ふ じ よ し だ	関 基 第 4 1 5 9 号

(2) 防災行政無線固定系

種 別	局 数	配 置 場 所
戸 別 受 信 機	8 2	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合庁舎 外81ヶ所

(3)-1 防災行政無線陸上移動局

型・出力別	局 数
車 載 型 5 W	1 5
可 搬 型 5 W	9
携 帯 型 1 W	1 2
合 計	3 6

(3)-2 防災行政無線陸上移動局配置先

部課室名	車載型			可搬型	携帯型
	個別番号	車両番号	車種		
無線室	ふじよしだ7			ふじよしだ14	ふじよしだ102
					ふじよしだ108
					ふじよしだ109
市民協働推進課	ふじよしだ3	480あ・39	スズキ アルト		
安全対策課	ふじよしだ22	800さ・11	ホンダ CRV		
	ふじよしだ24	400さ・26	いすゞ エルフ		
	ふじよしだ8	800さ・4	いすゞ エルフ		
道路公園課	ふじよしだ5	400さ・28	いすゞ エルフ		
	ふじよしだ9	800さ208	三菱		
管財契約課	ふじよしだ6	580あ126	スズキ ワゴンR		
環境美化センター	ふじよしだ4	400さ・10	三菱 キャンター		
上下水道工務課	ふじよしだ10	400さ・14	いすゞ エルフ		ふじよしだ107
	ふじよしだ11	580あ231	スズキ ジムニー		
	ふじよしだ12	400さ・29	ホンダ パートナー		
	ふじよしだ23	480あ6643	スズキ アクティ		
富士五湖消防本部				ふじよしだ13	

富士吉田市立病院					ふじよしだ105
下吉田第2小学校					ふじよしだ110
下吉田東小学校					ふじよしだ111
吉田小学校					ふじよしだ103
吉田西小学校				ふじよしだ15	
明見小学校				ふじよしだ17	
富士小学校				ふじよしだ19	
下吉田中学校				ふじよしだ21	
吉田中学校					ふじよしだ104
明見中学校				ふじよしだ18	
富台中学校				ふじよしだ20	
吉田高校					ふじよしだ101
ひばりが丘高校					ふじよしだ106
富士北稜高校				ふじよしだ16	
市民会館					ふじよしだ112
計	15台			9台	12台

○富士吉田市防災行政放送設置状況

(1) 子局（放送塔設置場所）

子局番号	設置場所	設置場所所在地	設置年度
0	市役所	下吉田6丁目1842	S 5 9
1	責 草	上吉田東7丁目2277-3	S 5 9
2	あらや東	上吉田1347-4	S 5 9
3	城山東	上吉田東5丁目1318-17	R 1（移設）
4	城山西	上吉田東3丁目1158	S 5 9
5	新屋会館	新屋2-17-1	S 5 9
6	宮前橋南	上吉田東1丁目1028-1	S 5 9
7	山之神社	上吉田5535-1	S 5 9
8	富士団地公園	上吉田4370-4	S 5 9
9	富士団地西	上吉田4317-8	H 2 4（移設）
10	西吉田団地	新西原2丁目4225-2	S 5 9
11	上吉田コミセン	上吉田4丁目211	S 5 9
12	吉田小学校	上吉田5丁目1005-2	S 5 9
13	中宿中央	上吉田3丁目534-2	S 5 9
14	富士北稜高等学校	新西原1丁目4075-1	S 5 9
15	金鳥居市民公園	上吉田2丁目371-2	S 5 9
16	吉田中学校	上吉田1丁目834-2	S 5 9
17	中宿東	上吉田東2丁目934-1	S 5 9
18	鐘山スポーツセンター	上吉田東9丁目6186-1	S 5 9
19	ひばりが丘高等学校	上吉田東4丁目3531-1	S 5 9
20	富士吉田郵便局裏	中曽根3丁目3694-3	S 5 9
21	第6保育園	中曽根1丁目3807	S 5 9
22	曙町消防団	中曽根1丁目3765-1	S 5 9
23	松尾神社	松山2丁目393	S 5 9
24	第4保育園	松山4丁目701-1	S 5 9
25	大松橋（ときわ台）	ときわ台2丁目1964-5	S 5 9

26	西原南公園	新西原2丁目1134	S 5 9
27	吉田西小学校	新西原3丁目1158-10	S 5 9
28	青少年センター北	松山1421-1	S 5 9
29	昭和大学	上吉田4445-1	S 5 9
30	谷倉	新倉2834-1	S 5 9
31	赤坂	新倉2603-6	S 5 9
32	旭町風切	新倉3051	S 5 9
33	旭町上	旭3丁目1945-8	S 5 9
34	旭町下	旭3丁目355	S 5 9
35	浅間町消防団	浅間2丁目2-3	S 5 9
36	浅間町西	浅間2丁目1380-1	S 5 9
37	下吉田中学校	新町4丁目886-1	S 5 9
38	下吉田第1小学校	新町1丁目5224	S 5 9
39	下吉田駅	新町2丁目200-1	S 5 9
40	赤坂児童公園	竜ヶ丘3丁目4655-1	S 5 9
41	竜ヶ丘自治会館	竜ヶ丘3丁目898-745	S 5 9
42	旧市立病院跡	緑ヶ丘2丁目891-1	S 5 9
43	市民会館	緑ヶ丘2丁目895-1	S 5 9
44	弁財天公園	下吉田4丁目698-1	S 5 9
45	緑ヶ丘自治会館	緑ヶ丘1丁目870-1	S 5 9
46	山梨中央銀行吉田支店本庁通り出張所	下吉田2丁目10	S 5 9
47	仲町会館	下吉田1丁目7446-2	S 5 9
48	仲町防災備蓄倉庫	下吉田2丁目1527-6	S 5 9
49	都留信用組和本店	下吉田5丁目1731-4	R 2 (移設)
50	御茶屋町会館	下吉田6丁目2382-3	S 5 9
51	吉田ガス	下吉田6丁目2488-2	S 5 9
52	第3保育園	下吉田東2丁目3346-1	S 5 9
53	東町会館	下吉田8丁目2814-1	S 5 9
54	下吉田東小学校	下吉田9丁目4842	S 5 9
55	東町東	下吉田東4丁目3884-1	S 5 9
56	大月信用金庫富士見支店	富士見1丁目5329-1	S 5 9
57	富士見町会館	富士見3丁目5389-1	S 5 9
58	清和楽園跡	富士見3丁目6973-1	S 5 9
59	富士見町新開	富士見5丁目5817-1	S 5 9
60	外宮大神社	富士見6丁目6144-1	S 5 9
61	下の水	富士見7丁目6106-3	S 5 9
62	塩釜神社	上吉田東8丁目5955-1	S 5 9
63	鐘ヶ淵発電所西	上吉田東8丁目2463-12	S 5 9
64	砂原橋 (公園)	大明見3丁目720-1先	S 5 9
65	桂川河川公園	大明見3丁目670先	S 5 9
66	職業訓練所西	大明見3丁目544-1	S 5 9
67	大明見浅間神社	大明見2丁目153内1	S 5 9
68	大明見会館	大明見5丁目1-2	S 5 9
69	明見コミセン	大明見6丁目4550-10	S 5 9
70	明見小学校	小明見1丁目2388内3	S 5 9
71	丸ヶ丘公園	小明見5丁目3003	S 5 9
72	小明見会館	小明見4丁目1512-1	S 5 9
73	小明見下丸尾	小明見3丁目1793-3	S 5 9
74	向原富士浅間神社	向原1丁目3819-4	S 5 9
75	向原会館	向原2丁目3952-6	S 5 9
76	古屋橋	向原2丁目4320-1	S 5 9
77	寿団地	上暮地1丁目3062	S 5 9
78	富士小学校	上暮地1丁目4205-2	H 2 2 (移設)
79	数見団地	上暮地2253-1	S 5 9

80	寿町会館	上暮地4丁目1934	S 5 9
81	上暮地コミセン	上暮地4丁目318-1	S 5 9
82	白糸町日影	上暮地7丁目890-1	S 5 9
83	白糸町殿入	上暮地8丁目1470-1	S 5 9
84	白糸浅間神社	上暮地6丁目544	S 5 9
85	富士北麓公園	上吉田5000	S 5 9
86	熊穴公園	上吉田4472-12	S 6 3
87	幸町会館	下吉田5丁目547-1	S 6 3
88	中央通り線	下吉田3丁目796-2	S 6 3
89	下宿配水池	上吉田東1丁目3643-1	H 1
90	鴻ヶ池	富士見7丁目4789-1	H 1
91	大月信用金庫 寿支店	上暮地1丁目3080-5	H 1
92	小原公園	向原4丁目5000-17	H 2
93	新市立病院南	上吉田東7丁目6428	H 1 3
94	カインズホーム東	上吉田東6丁目3181	H 1 3
95	新田配水池	大明見1丁目2005	H 1 3
96	東町北	下吉田東4丁目4028-1	H 1 3
97	明見コミュニティー広場	小明見3丁目876-2	H 1 3
98	昭和大学南	上吉田4590-69	H 1 3
99	観光会館	上吉田5562-1	H 1 3
100	虹ヶ丘下	大明見2丁目1418-1	H 1 3
101	よし池温泉南	富士見3丁目1158-3	H 1 3
102	尾垂団地	新町3丁目988-1	H 1 3
103	フジシダヤマイチスポーツクラブ	上暮地2丁目4491	H 1 3
104	上宿会館	上吉田5434-2	H 1 3
105	富士河口湖高等学校	新倉2955	H 1 3

(2) 戸別受信機（富士吉田市防災ラジオ配備状況）

○携帯型 I P 無線機配備場所等一覧

No.	種 別	名 称	No.	種 別	名 称
1	災害対策本部	本部1 本部長	29	防災倉庫・物資拠点	松山防災備蓄倉庫
2		本部2 避難所班	30		上暮地防災備蓄倉庫
3		本部3 避難所班	31		富士山アリーナ
4		本部4 避難所班	32	協定福祉避難所	寿荘
5		本部5 物資供給管理班長	33		芙蓉荘
6		本部6 輸送班長	34		おりひめ
7		本部7 福祉支援班	35		よってかっせ
8		本部8 福祉支援班	36		しのめ
9		本部9 福祉支援班	37		慶和荘
10		本部10 本部	38		慶和荘サテライト
11	指定避難所	富士小学校	39		白樺荘
12		富士見台中学校	40		うらら
13		明見小学校	41		ぼぶら
14		明見中学校	42		地域福祉交流センター
15		市民会館	43		けやき園
16		吉田高等学校	44		ありんこ
17		下吉田東小学校	45		はまなし寮
18		下吉田第二小学校	46		富士聖ヨハネ学園
19		下吉田中学校	47		富士北麓聖ヨハネ支援センター
20		富士学苑高等学校	48		富楽時
21		ひばりが丘高等学校	49	ボランティアセンター	社会福祉協議会
22		吉田小学校	50	看護専門学校	看護専門学校
23		吉田中学校	51	学校給食センター	学校給食センター
24		吉田西小学校	52	指定緊急避難場所	上吉田コミセン
25		富士北稜高等学校	53		下吉田コミセン
26	防災倉庫・物資拠点	仲町防災備蓄倉庫	54		下吉田南コミセン
27		旭町防災備蓄倉庫	55		上暮地コミセン
28		向原防災備蓄倉庫	56		明見コミセン

○富士吉田市衛星携帯電話番号簿

使用場所	番号	機種
災害対策本部	8816-4147-2972	KDDI イリジウム
〃	8816-4147-2973	
〃	8816-4147-2974	

○市内における無線局一覧

(1) 警察庁

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
富 士 吉 田	富 士 吉 田 警 察 署	0555-22-0110		県内

(2) 国土交通省

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
建 設 富 士 吉 田	甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所	0555-22-4188	8	関東地方

(3) 県防災行政無線

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
防 災 富 士 吉 田 合 庁	富 士 県 民 ・ 東 部 地 域 セ ン タ ー	0555-24-9047		県内
山 梨 0 0 9	富 士 吉 田 市 役 所	0555-22-1111		県内
山 梨 0 3 8	富 士 五 湖 広 域 行 政 事 務 組 合 富 士 五 湖 消 防 本 部	0555-22-0119		県内
山 梨 0 7 0	富 士 急 行 (株)	0555-22-7101		県内
山 梨 0 7 2	吉 田 ガ ス (株)	0555-22-2161		県内
山 梨 0 8 9	富 士 吉 田 市 立 病 院	0555-22-4111		県内
山 梨 0 9 1	富 士 北 麓 公 園	0555-24-3651		県内
山 梨 1 1 8	富 士 山 科 学 研 究 所	0555-72-6211		県内

(4) 消防無線 (富士五湖消防)

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
富 士 五 湖 消 防	富 士 五 湖 広 域 行 政 事 務 組 合 富 士 五 湖 消 防 本 部	0555-22-0119	2 0	富士五湖 消防管内
富 士 五 湖 化 学 1 外	富 士 吉 田 消 防 署	0555-23-0119	1 9	富士五湖 消防管内
富 士 五 湖 水 槽 2 外	富 士 吉 田 消 防 署 東 部 出 張 所	0555-62-0119	5	富士五湖 消防管内
富 士 五 湖 水 槽 3 外	富 士 吉 田 消 防 署 西 桂 分 遣 所	0555-25-2119	5	富士五湖 消防管内
富 士 五 湖 水 槽 4 外	河 口 湖 消 防 署	0555-72-0119	1 4	富士五湖 消防管内

富士五湖水槽 5 外	河口湖消防署西部出張所	0555-85-2119	5	富士五湖消防管内
富士五湖救急 3 外	河口湖消防署上九一色分遣所	0555-87-2119	2	富士五湖消防管内
富士五湖消防鳴沢	富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	0555-22-0119		富士五湖消防管内

(5) 富士急行

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
富士急吉田	富士急行株式会社吉田営業所	0555-22-7131	54	営業路線一円

(6) 総合警備保障

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
綜 警 富 士 吉 田	綜 合 警 備 保 障 株 式 会 社 山 梨 支 社 富 士 吉 田 営 業 所	0555-23-7411	5	県内

(7) 東京電力

局 名	機 関 名	電話番号	移動局数	通信範囲
東 電 富 士 吉 田	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	055-215-5440	23	県内
東 電 鳴 沢	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	055-215-5440	23	県内
東 電 平 野	東京電力パワーグリッド(株) 山梨総支社	055-215-5440	23	県内

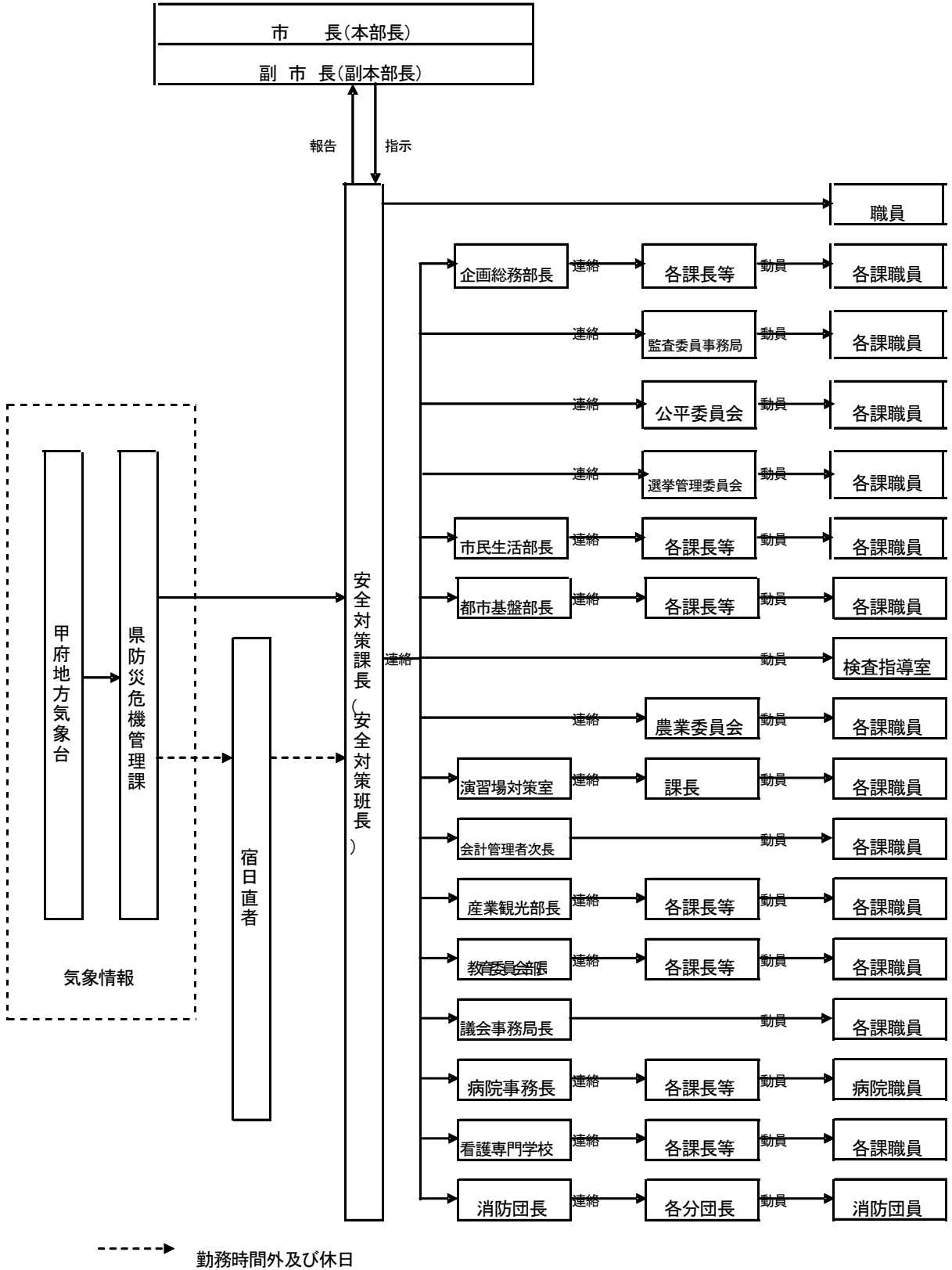
(8) NHK甲府放送局の無線局

局種	呼出符号(呼出名称)	電波形式	周波数(MH)	空中線電力	設置場所	通信相手	備考
移 動	NHK甲府テレビ固定	F9	6887.5 6558.0	10W	甲府市飯田3丁目 NHK甲府放送会館内	富士吉田	三ツ峠は反射板使用 (テレビ中継用)

(9) 富士急行株式会社無線局

局種	呼出符号(呼出名称)	電波形式	周波数(MHz)	空中線電力	設置場所	通信相手	備考
移 動	ふじきゅうよしだ	F3	149.81	25W	富士吉田市松山331-1 富士急行(株)吉田営業所	御殿場固定	富士吉田 3-1111
移 動	富 士 急 1 6	F3	149.81	5W	主として ハイランド周辺		

○職員への伝達方法体系図（勤務時間中及び勤務時間外・休日）



○通信経路絶時の伝達手段一覧

(注) 県防災行政用無線衛星系は「衛」、地上系は「地」

機 関 名	障害発生時等の		伝達手段1	伝達手段2
	連 絡 先	加入電話	代替FAX	県防災行政無線
山 梨 県 (防 災 危 機 管 理 課)	防災対策担当	055-223 1430～1434	223-1429 223-1439	衛 200-2511 地 ※-9-200-2511
山 梨 県 (県 土 整 備 部 治 水 課)	災害担当	055-223-1702	223-1704	衛 200-7311 地 ※-9-200-7311
山 梨 県 (富士東部地域県民センター)	県民課 (窓口・防災担当)	0554-45-7801	0554-45-7804	衛 420-2020 地 ※-9-420-2020
国 土 交 通 省 (甲 府 河 川 国 道 事 務 所)	富士吉田出張所	22-4188	24-2379	—
東京電力パワーグリッド* (株)大月支社	渉 外 担 当	0554-21-5631	0554-21-5321	地 062
N T T 東 日 本 山 梨 支 店	設備部 災害対策室	055-237-0554	055-221-2556	
吉 田 ガ ス	工務グループ	22-2161	24-0948	衛 200-9-430-6837 地 072
富 士 吉 田 警 察 署	警備課	22-0110	22-0110	—
C A T V 富 士 五 湖	放送部	22-1729	22-3590	—
富 士 急 行	交通事業部 安全CS担当	22-7100	22-7142	地 070
富 士 五 湖 消 防 本 部 富 士 吉 田 消 防 署	指令課	内線 715	24-4420	衛 433 地 038
富 士 東 部 建 設 事 務 所			0554-22-7800	
同 吉 田 支 所			24-9087	

○ヘリコプター主要発着場一覧

所 在 地	ヘリポート等の名称	施設管理者 又は占有者	施設 規模	広さ (幅×長さ)	消防署からの 所要時間
富士吉田市新町4-12-27	下吉田中学校校庭	学校長	大型	100×70	8
〃 上吉田1-3-6	吉田中学校校庭	〃	〃	90×100	5
〃 小明見1-4-14	明見中学校校庭	〃	〃	100×100	6
〃 緑ヶ丘2-8-2	下吉田第二小学校校庭	〃	〃	130×130	8
〃 上吉田5-1-1	吉田小学校校庭	〃	〃	80×80	5
〃 小明見1-4-6	明見小学校校庭	〃	〃	100×100	5
〃 上暮地1-22-1	富士小学校校庭	〃	〃	135×70	10
〃 下吉田6-17-1	吉田高等学校校庭	〃	〃	140×110	3
〃 上吉田東4-3-1	ひばりが丘高等学校校庭	〃	〃	80×140	5
〃 新西原1-23-1	富士北稜高等学校校庭	〃	〃	150×120	12
〃 下吉田9-21-1	下吉田東小学校校庭	〃	〃	115×90	4

○場外離着陸場等一覧

離 着 陸 場		所 在 地
場外離着陸場	鐘山スポーツセンター 総合グラウンド	富士吉田市上吉田東9-4-18
	諏訪の森自然公園	富士吉田市上吉田5329-2
	富士吉田市立病院駐車場内	富士吉田市上吉田東7-11-1
緊急離着陸場	県立富士山パーキング	富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-84
	富士北麓公園球技場、同駐車場	富士吉田市上吉田5000

※場外離着陸場（じょうがいりちゃくりくじょう）

場外離着陸場とは、国土交通大臣の許可を受けた空港と、その他の飛行場（空港等）以外の航空機の離着陸場のことである。

日本国内における航空機は、陸上においては、空港等以外の場所において離着陸を行ってはならないと規定⁴されているが、国土交通省や電力会社等の団体による施設の維持・管理、警察や消防による捜索・救難活動、ドクターヘリなどの活動、グライダーや軽航空機によるスカイスポーツを行う上で、すべての離着陸施設が飛行場の要件を満たすように設置するには莫大な建設費用及び維持管理の費用を要する。そのため、一定の条件を満たした場所については、国土交通大臣の許可を得ることにより離着陸を行うことができると定められており、これに沿って設置されているのが場外離着陸場である。

○各搬送主体における搬送手段の例

搬 送 主 体	搬 送 手 段
住民（自主防災組織）	担架その他身近な手段、一般自動車（交通規制地域外）
消防機関	救急車
医療機関	患者輸送車（緊急車両）
日赤	患者輸送車（緊急車両）、日赤ボランティアによる二輪車
赤十字血液センター	血液運搬車
県	公用車両（緊急車両）、ヘリコプター
市	公用車両（緊急車両）
自衛隊	ヘリコプター、自衛隊車両
広域応援機関	公用車両（緊急車両）、ヘリコプター
医薬品卸売業者	医薬品業者及び指定薬局の社有車両（事前登録緊急車両）
指定薬局	
県薬剤師会	
指定地方公共機関	公用車・社有車・営業車（緊急車両）
ボランティア	一般ボランティア車両（緊急登録車両）

○市域における県指定緊急輸送道路

(1) 第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	備考
高速道路	1101	中央自動車道（富士吉田線）	市内全域
その他有料	138	国道138号（東富士五湖道）	市内全域
一般国道（指定区間）	138	国道138号	市内全域
	139	国道139号	富士見2丁目交点（富士吉田市）～西桂町境（富士吉田市）
一般国道（指定外）	137	国道137号	市内全域
	139	国道139号	市内全域
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道39号交点（富士吉田市）～富士吉田市道中央通り線交点（富士吉田市）
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道37号交点（富士吉田市）～富士吉田市道中央通り線交点（富士吉田市）
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点（富士吉田市）～山中湖忍野富士吉田線交点（富士吉田市）

(2) 第二次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	備考
市町村道	1	市道昭和通り線	国道138号交点（富士吉田市）～富士五湖広域行政事務組合消防本部（富士吉田市）
市町村道 （国道138号交点及び国道139号富士見バイパス交点～富士吉田市立病院）	457	市道城山東2号線	国道138号交点（富士吉田市）～市道城山東4号線交点（富士吉田市）
	499	市道城山東4号線	市道城山東2号線交点及び市道城山東5号線交点（富士吉田市）～富士吉田市立病院（富士吉田市）
	500	市道城山東5号線	国道139号交点（富士吉田市）～市道城山東4号線交点（富士吉田市）

○異常気象時における道路等通行規制

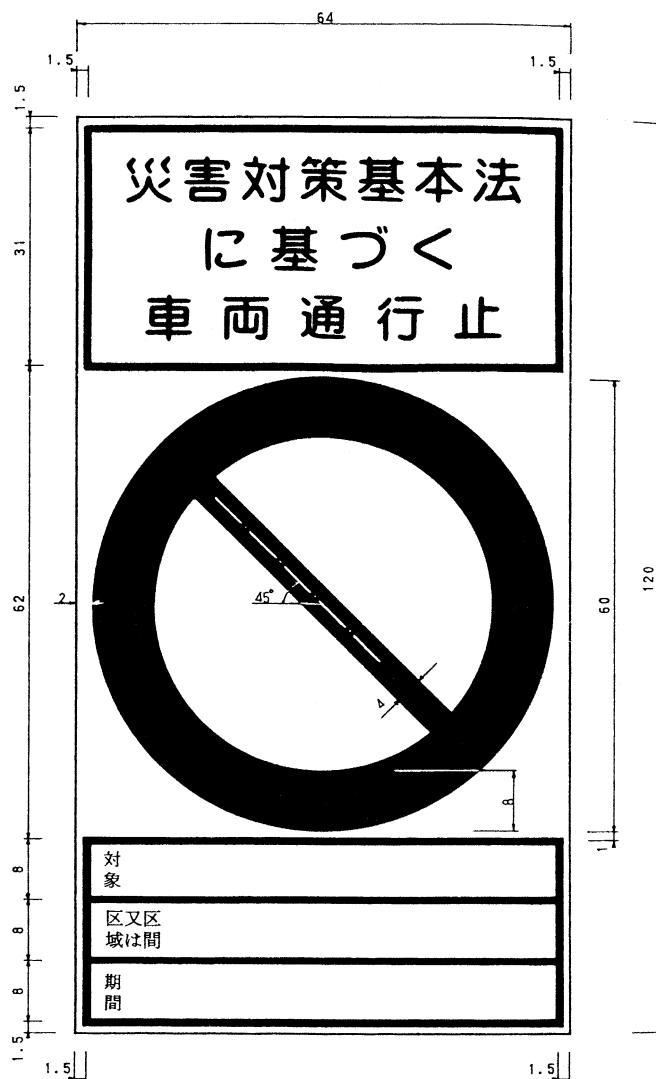
(1) 有料道路

路線名	管 理 事務所	電話番号	規 制 区 間		規制条件 （通行止）	危険内容
			区 間	延長 （km）		
富士山 有料道路	富士山有 料道路管 理事務所	(0555) 72-1311	富士河口湖町船津剣丸尾～ 鳴沢村富士山五合目	23.5	風速 30m/sec以上 時間雨量 30mm以上 連続雨量 200mm以上	落石、土砂崩落

(2) 県営林道

路線名	管 理 事務所	電話番号	規 制 区 間		規制条件 （通行止）	気象等 観測所
			区 間	延長 （m）		
滝沢	富士東部 林務環境 事務所	(0554) 45-7810	林道起点～林道終点	16,925	連続雨量 50mm以上 時間雨量 10mm以上	五合目 佐藤小屋
西川新倉	〃	〃	林道起点～林道終点	9,845	連続雨量 50mm以上 時間雨量 10mm以上	富士河口湖町役 場
富士	〃	〃	林道起点～林道終点	17,849	連続雨量 50mm以上 時間雨量 10mm以上	富士五湖消防本 部・鳴沢村役場

○車両通行止標識



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

○災害発生時における道路において運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておく。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、ドアロックはしない。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

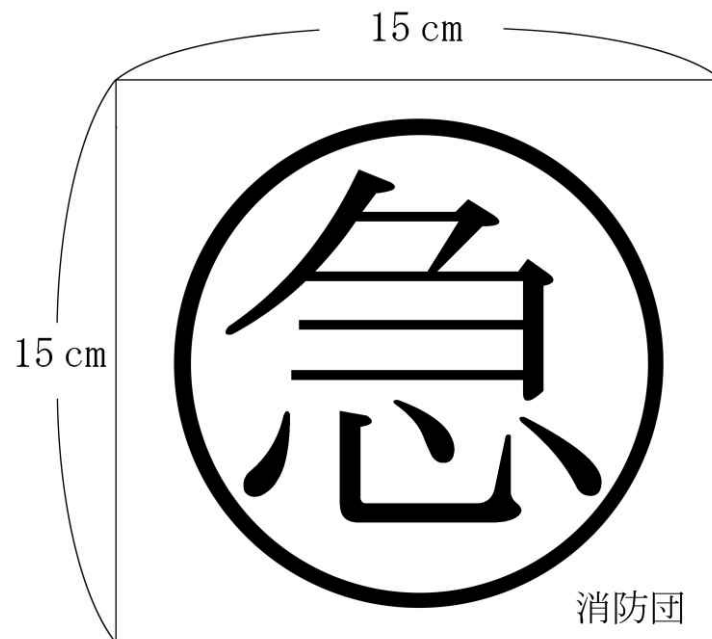
3 交通規制が行われたときの自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る自動車運転者は次の措置をとること。

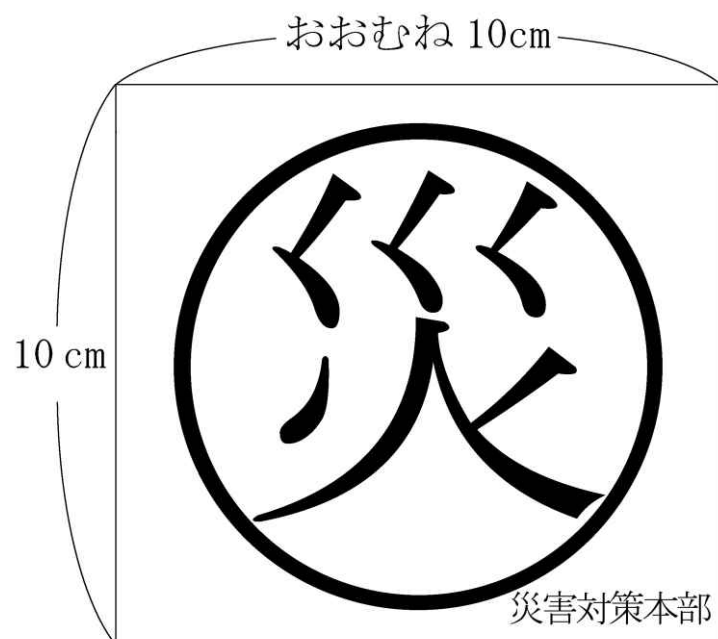
- (1) 速やかに、車両を次に掲げる場所に移動させること。
 - ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - イ 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

○有料道路を通行する車両の表示

(1) 緊急出動



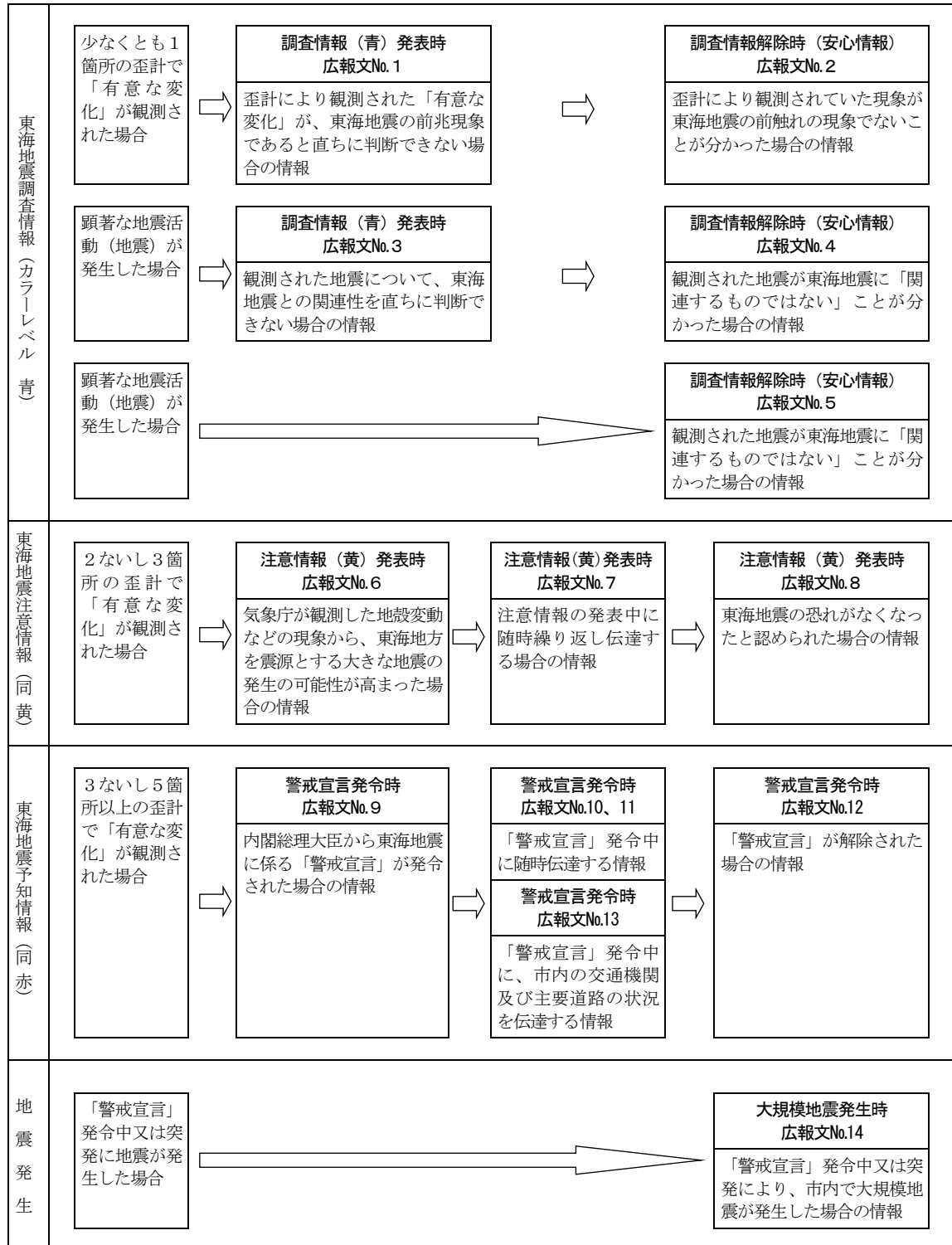
(2) 災害復旧等の出動



○地震発生に伴う広報文例

状 況	内 容
地 震 発 生 時	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。放送に従って落ち着いて行動してください。 まず、火の始末をしてください。 ガスやストーブなどの火は消してください。 アイロンやコタツなど電気のスイッチは切ってください。 火の始末はすみしましたか。 なお、今後の放送に十分注意してください。
避 難 誘 導	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 ただ今の地震により、○○地区で火災が発生しました。 皆さん、回りの火の始末を至急確かめてください。 ○○○の指示に従って避難できるよう準備してください。 ○○地区の皆さん、至急○○小学校体育館に避難してください。 避難する際は次の事に注意してください。 荷物は必要最小限にしてください。 車は使用しないでください。 警察官やラジオで放送される交通規制に従ってください。
被 害 状 況	○○地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、ガス、電話が各所で分断されています。 ○○地区の皆さんは、冷静に今後の放送を聞いてください。
鎮 静	ただ今、○○地方に大きな地震がありました。 ゆれは、次第におさまってきています。 ○○の皆さんは、落ちついて行動してください。 余震は、今後断発的に発生しますが、心配する必要はありません。今後の放送に十分注意してください。

○「東海地震に関連する情報」に伴う広報



広報文NO. 1 東海地震関連情報 「調査情報発表時」

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震調査情報」が発表されました。

この情報は、東海地域に設置された観測機器に変化が観測され、この現象が、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合に発表されるものです。

すでに、富士吉田市では、情報収集体制をとっております。

今後の状況により、新たな情報が発表されますので 富士吉田市からのお知らせや、テレビ、ラジオの報道に注意してください。

市民の皆さんは、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO. 2 東海地震関連情報 「調査情報解除時（安心情報）」

[歪計により観測されていた現象が東海地震の前触れの現象でないことが分かった場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震調査情報の解除（安心情報）」が発表されました。

この情報は、 日、午前・午後 時 分に発表されていた「調査情報」について、観測されていた現象が、東海地震の前触れの「現象ではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

市民の皆さんは、ご安心ください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文N0. 3 東海地震関連情報 「調査情報発表時」

[観測された地震について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしです。こちらは、ぼうさいふじよしです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震調査情報」が発表されました。

この情報は、 月 日午前・午後 時 分に発生した の地震について、東海地域において、地震が短時間で複数発生した場合またはプレート境界のすべりによると考えられる顕著な地震活動を観測した場合などにおいて、東海地震との関連性の検討が必要と認められる場合に発表されるものです。

すでに、富士吉田市では、情報収集体制を取っております。

今後の状況により、新たな情報が発表されますので富士吉田市からのお知らせや、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

市民の皆さんは、落ち着いて、普段と同じように行動してください。

なお、富士吉田市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文N0. 4 東海地震関連情報 「調査情報解除時（安心情報）」

[観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことが分かった場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしです。こちらは、ぼうさいふじよしです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震調査情報の解除（安心情報）」が発表されました。

この情報は、 日、午前・午後 時 分に発表されていた「調査情報」について、観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことがわかった場合に、発表されるものです。

市民の皆さんは、ご安心ください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文N0. 5 東海地震関連情報 「調査情報発表時（安心情報）」

[観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことが分かった場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震調査情報の安心情報」が発表されました。

この情報は、 日、午前・午後 時 分に発生した の「地震」が、東海地震に「直接つながるものではない」ことがわかった、というものです。

市民の皆さんは、ご安心ください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文N0. 6 東海地震関連情報 「注意情報発表時」

[気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まった場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。

この、「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。

今後、富士吉田市からの情報や、テレビ、ラジオの報道には十分注意してください。

また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、食料、飲料水の用意、非常持出品の準備、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。

観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。

市民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文N0. 7 東海地震関連情報 「注意情報発表時（随時）」

[N0. 6 注意情報の発表中に随時繰り返し伝達する場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

現在、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されています。

この、「東海地震注意情報」は、気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まったことを意味する情報です。

今後、富士吉田市からの情報や、テレビ、ラジオの報道には十分注意してください。

また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、食料、飲料水の用意、非常持出品の準備、家族の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。

観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から改めて「警戒宣言」が発せられることになります。

市民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文N0. 8 東海地震関連情報 「注意情報解除時」

[東海地震の恐れがなくなったと認められた場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、気象庁から「東海地震注意情報の解除」が発表されました。

この情報は、日、時 分に発表されていた「注意情報」について、東海地震発生の恐れがなくなったと認められた場合に、発表されるものです。

市民の皆さんは、ご安心ください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO. 9 東海地震関連情報 「警戒宣言発令時」

[内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

本日、午前・午後 時 分、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。

現在から2、3日以内に、静岡県 を震源とするマグニチュー

ド8程度の大規模な地震が発生するおそれがあります。

この地震が発生した場合、富士吉田市では震度6弱以上の強い揺れが予想されます。

市民の皆さんは、火の元の点検、家具の固定、非常持ち出し品の確認など、地震に備えて警戒体制をとり、テレビ、ラジオや富士吉田市からの情報に注意して、冷静に行動してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO. 10 東海地震関連情報 「警戒宣言発令時（随時①）」

[東海地震に係る「警戒宣言」発令中に随時伝達する情報]

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。

富士吉田市からお知らせします。

現在、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されています。

(現在から2、3日以内に、) 静岡県 を震源とするマグニチュー

ド8程度の大規模な地震が発生するおそれがあります。

この地震が発生した場合、富士吉田市では震度6弱以上の強い揺れが予想されます。

市民の皆さんは、火の元の点検、家具の固定、非常持ち出し品の確認など、地震に備えて警戒体制をとり、テレビ、ラジオや富士吉田市からの情報に注意して、冷静に行動してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO. 1 1 東海地震関連情報 「警戒宣言発令時（随時②）」

〔東海地震に係る「警戒宣言」発令中に随時伝達する情報〕

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。
富士吉田市からお知らせします。
現在、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されています。
テレビ、ラジオから正確な情報をつかんでください。
電話や自動車等の使用はできるだけ控えてください。
家具類や危険物などの安全を確認してください。
ブロック塀などの倒れやすいもののそばには、近づかないようにしてください。

（繰り返し1回）

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO. 1 2 東海地震関連情報 「警戒宣言解除時」

〔東海地震に係る「警戒宣言」が解除された場合の情報〕

こちらは、ぼうさいふじよしんです。こちらは、ぼうさいふじよしんです。
富士吉田市からお知らせします。
ただいま、警戒宣言が解除されました。
東海地震は当分の間、ないと判断されました。
皆さん地震の危険はなくなりました。
詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認してください。

（繰り返し1回）

※状況に応じて、内閣府又は気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO. 13 東海地震関連情報 「市内交通機関・道路状況」

[東海地震に係る「警戒宣言」発令中に、市内の交通機関及び主要道路の状況を伝達する情報]

こちらは、ぼうさいふじよしです。こちらは、ぼうさいふじよしです。
富士吉田市から、市内の交通機関及び道路状況についてお知らせします。

(交通機関及び主要道路状況を放送)

(繰り返し1回)

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO. 14 東海地震関連情報 「大規模地震発生時」

[東海地震に係る「警戒宣言」発令中又は突発により、市内で大規模地震が発生した場合の情報]

こちらは、ぼうさいふじよしです。こちらは、ぼうさいふじよしです。
富士吉田市からお知らせします。

ただいま富士吉田市で、震度 の強い地震がありました。

皆さん、落ち着いて行動してください。

火の元の安全を確認してください。

余震が続くと思われます。

火はしばらくの間、使わないでください。

また、あわてて外に飛び出すのは危険です。

ブロック塀、石垣、ガケのそば、落下物等に注意してください。

身のまわりが落ち着いたところで、隣近所で声をかけ、助け合いましょう。

詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認してください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

※状況に応じて、応急対策の内容を補足する。

○報道機関一覧

	報 道 機 関 名	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
テ レ ビ ・ ラ ジ オ 放 送	NHK甲府放送局	甲府市丸の内1丁目1-20	055-255-2148 (0555-22-0180)	055-254-5820 (0555-23-9164)
	株式会社FM富士	甲府市川田町アリア105	055-228-1100	055-228-6669
	株式会社CATV富士五湖	富士吉田市中曽根4-10-26	0555-24-1714	0555-22-3590
	株式会社エフエム富士五湖	富士吉田市中曽根4-10-26	0555-30-2255	0555-30-2266
	テレビ朝日甲府支局	甲府市高畑1丁目1-12	055-235-8611	055-235-8623
	株式会社テレビ山梨	甲府市湯田2丁目13-1	055-232-1111 (0555-22-7222)	055-232-1158 (0555-22-7223)
	株式会社山梨放送	甲府市北口2丁目6-10	055-231-3232 (0555-24-1000)	055-231-3157 (0555-23-6997)
新 聞	朝日新聞社 甲府支局	甲府市中央1丁目12-38	055-235-7000 (0555-23-0353)	055-237-4469 (0555-23-0354)
	毎日新聞社 甲府支局	甲府市相生1丁目2-31	055-235-3322	055-235-3324
	読売新聞 甲府支局	甲府市宝1丁目9-1	055-235-2222 (0555-22-0375)	055-228-6369 (0555-23-9275)
	産経新聞甲府支局	甲府市丸の内2丁目34-8	055-222-8808	055-220-6376
	日本経済新聞社甲府支局	甲府市宝1丁目5-9	055-222-4668	055-226-6001
	山梨日日新聞社	甲府市北口2丁目6-10	055-231-3111 (0555-24-1000)	055-231-3161 (0555-23-6997)
通 信	共同通信社甲府支局	甲府市北口2丁目6-10-1	055-252-2511 (0555-24-9700)	055-253-7181 (0555-24-9701)
	時事通信社甲府支局	甲府市丸の内2丁目16-1	055-224-3121	055-224-3122

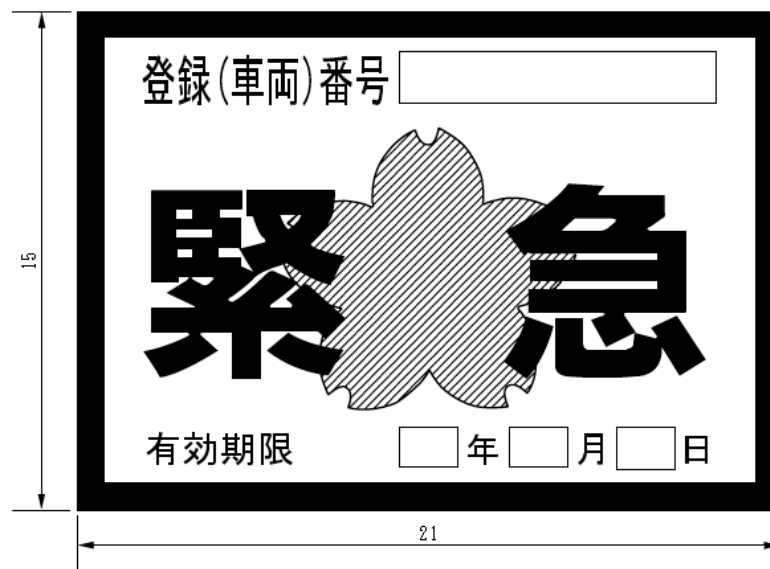
() は富士吉田市内に支局又は事務所がある報道機関

○県境における流入禁止規制

交 通 規 制 場 所			
番号	路 線 名	規 制 地 点	所轄警察署 (隊)
1	中央自動車道	相模湖 I C	高 速 隊
2	〃	小淵沢 I C	〃
3	東富士五湖道路	須走 I C	〃
4	一般国道 20号	上野原町境橋	上 野 原 署
5	〃	白州町国界橋	長 坂 署
6	一般国道 52号	南部町万沢甲駿橋	南 部 署
7	一般国道 138号	山中湖村籠坂峠	富 士 吉 田 署
8	一般国道 139号	上九一色村本栖県境	〃
9	一般国道 141号	高根町清里国境橋	長 坂 署

○緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行（輸送）車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行（輸送）車両確認証明書		知 事 公安委員会	印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出発地	目的地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

○緊急輸送道路一覧

1 県指定緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	備考
高速道路	1101	中央自動車道（富士吉田線）	市内全域
その他有料	138	国道138号（東富士五湖道）	市内全域
一般国道（指定区間）	138	国道138号	市内全域
	139	国道139号	富士見2丁目交点(富士吉田市)～西柳町境(富士吉田市)
一般国道（指定外）	137	国道137号	市内全域
	139	国道139号	市内全域
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道39号交点（富士吉田市）～富士吉田道道中央通り線交点（富士吉田市）
市町村道	-	富士吉田市区道 新倉南線	国道37号交点（富士吉田市）～富士吉田道道中央通り線交点(富士吉田市)
	-	富士吉田市区道 中央通り線	富士吉田市区道新倉南線交点（富士吉田市）～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)

2 市指定緊急輸送道路（災害時優先道路）

（1）第1次災害時優先道路

道路種別	路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名
市道	1	昭和通り線	市道	344	工業高校通り1号線
市道	2	月江寺大明見線	市道	357	横町熊穴線
市道	3	新町小明見線	市道	361	横町胎内線
市道	4	赤坂線	市道	362	一本松線
市道	5	新町通り線	市道	380	西原1号線
市道	8	明見東通り線	市道	452	東富士1号線
市道	16	小明見上暮地線	市道	499	城山東4号線
市道	19	見留目小原線	市道	500	城山東5号線
市道	21	大明見忍野線	市道	544	鴨川線
市道	27	昭和大学通り線	市道	552	向原本通り線
市道	28	中宿西原線	市道	555	向原南線(一部)
市道	30	松山通り線	市道	577	向原横道5号線
市道	36	武蔵3号線	市道	606	富士小学校線
市道	38	西丸尾団地通り線	市道	880	大明見下の水線
市道	133	東裏2号線	市道	919	新倉南線
市道	196	公民館通り線	国道	137	国道137号
市道	211	西丸尾1号線	国道	138	国道138号
市道	216	西丸尾4号線	国道	139	国道139号
市道	228	赤坂支線	県道	701	富士上吉田線
市道	229	谷倉線	県道	716	富士北麓公園線
市道	315	下宿責草線	県道	717	山中湖・忍野・富士吉田線
市道	322	吉田原線	農道	16	大明見農道1号線
市道	323	商業高校通り線	農道	36	柳畑農道4号線
市道	337	上吉田西裏通り線	農道	101	東部幹線道路1号線
市道	342	中央通り線	農道	2004	活性化農道1号線

(2) 第2次災害時優先道路

道路種別	路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名
市道	6	新倉通り線	市道	364	下山線
市道	9	小明見下の水線	市道	492	富士北麓浄化センター線
市道	13	白糸町本通り線	国道	137	国道137号
市道	14	寿町本通り線	国道	139	国道139号
市道	17	向原小沼線	県道	703	下吉田停車場線
市道	35	武蔵4号線	県道	704	新田・下吉田線
市道	101	弁天通り線			

(3) 第3次災害時優先道路

道路種別	路線番号	路線名	道路種別	路線番号	路線名
市道	7	上吉田忍野線	市道	214	西丸尾3号線
市道	20	富士見町明見線	市道	218	武蔵5号線
市道	25	東原1号線	市道	240	弁天町佐数線
市道	26	中宿グランド線	市道	305	大塚山線
市道	31	松山通り支線	市道	328	上吉田東裏通り線
市道	33	大堀南線	市道	337	上吉田西裏通り線
市道	108	竹の花線	市道	341	第4保育園線
市道	113	新開線	市道	429	第5保育園線
市道	134	東裏1号線	市道	614	大藤線
市道	136	しんや道線	国道	139	国道139号
市道	158	宮川池の端線			
市道	162	本町新町線			
市道	163	学校通り線			
市道	164	御姫坂仲町線			

○市有車両一覧

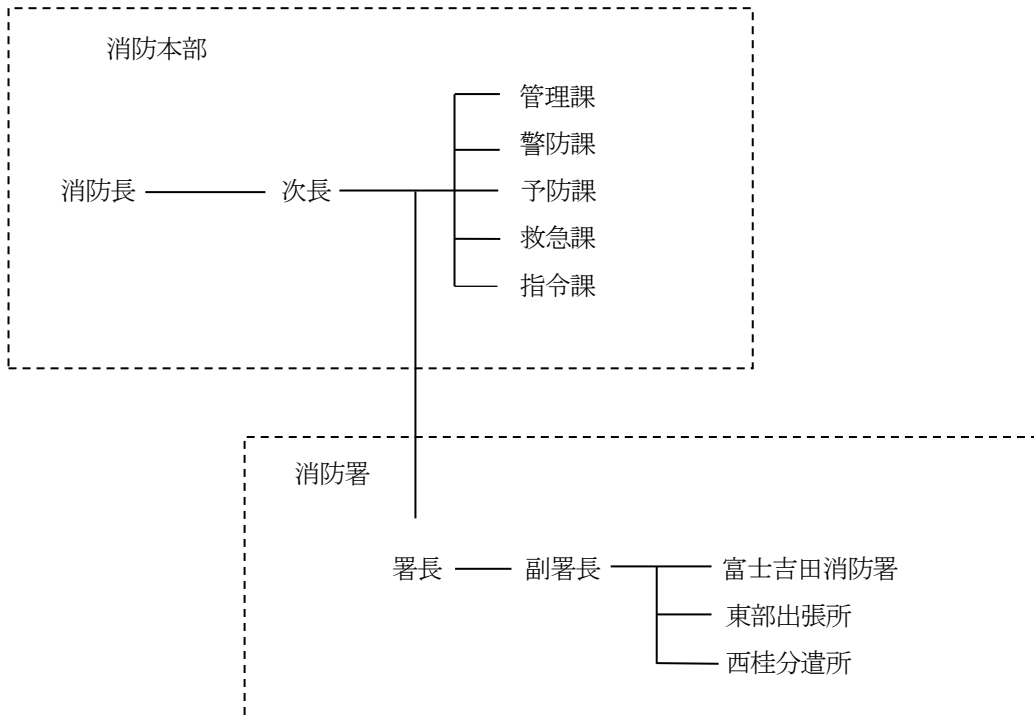
担当課	車名	ナンバー	担当課	車名	ナンバー
秘書課	トヨタアルファード	富士山321ろ3776	環境美化センター	イスゞ	山梨800さ1997
秘書課	トヨタクラウン	富士山314ろ3776	環境美化センター	コマツオークリフト	F G 20 T-16
安全対策課	ホンダ	富士山508い5621	環境美化センター	コマツオークリフト	F G 25 T-15
安全対策課	トヨタプリウス	富士山300さ1311	環境美化センター	トヨタオークリフト	42-6 F G 20
安全対策課	イスゞ	富士山400さ26	環境美化センター	キャブレターミレシ	山梨00ろ1587
安全対策課	イスゞ	富士山800さ4	環境美化センター	洗油圧ワッシャー	E 200 B
安全対策課	イスゞ	富士山110さ8080	環境美化センター	ミレシ	富士山400さ10
安全対策課	ホンダ	富士山800さ11	環境美化センター	ミレシ	富士山400さ15
安全対策課	ニッサン	富士山810さ8000	環境美化センター	ニッサン	富士山100さ33
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8001	環境美化センター	イスゞ	富士山800さ6
安全対策課	イスゞ	富士山810す8004	環境美化センター	ニッサン	富士山480あ147
安全対策課	イスゞ	富士山810す8005	環境美化センター	トヨタイ	富士山400さ115
安全対策課	トヨタ	富士山810す8006	環境美化センター	ダハツ	富士山483い3357
安全対策課	トヨタ	富士山810す8007	富士山課	除雪車	富士吉田市310
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8008	富士山課	トヨタ	富士山500さ361
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8009	富士山課	ニッサン	富士山400さ12
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8010	富士山課	スゞキ	富士山483い223
安全対策課	トヨタ	富士山810す8011	農林課	ミレシ	富士山480あ4262
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8012	農林課	ホンダ	富士山500さ129
安全対策課	イスゞ	富士山810さ8013	農林課	ミレシ	富士山300さ5059

安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8014	農林課	トヨタ	富士山400さ271
安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8015	都市政策課	ミツビシ	富士山480あ3479
安全対策課	ミツビシ	富士山810さ8016	用地課	ミツビシ	富士山480あ5171
安全対策課	イｽﾞ	富士山810す8017	道路公園課	イｽﾞ	富士山800さ14
安全対策課	イｽﾞ	富士山810す8018	道路公園課	イｽﾞ	富士山400さ28
安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8019	道路公園課	コマツ(ショベルローダー)	山梨00ろ1244
安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8020	道路公園課	ミツビシ	富士山800さ208
安全対策課	イｽﾞ	富士山810す8021	道路公園課	ミツビシ	富士山880あ47
安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8022	道路公園課	ｽｽﾞｷ	富士山480あ4131
安全対策課	イｽﾞ	富士山810す8023	道路公園課	ｽｽﾞｷ	富士山480あ4132
安全対策課	イｽﾞ	富士山810さ8024	道路公園課	コマツ(ショベルローダー)	富士山000ろ70
安全対策課	トヨタ	富士山810す8025	道路公園課	コマツ(ショベルローダー)	富士山000ろ71
安全対策課	ミツビシ	富士山480あ210	道路公園課	コマツ(ショベルローダー)	富士山000ろ72
安全対策課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ3804	道路公園課	日野(道路作業車)	富士山800さ499
管財契約課	トヨタ	富士山500す4522	道路公園課	トヨタ	富士山800さ426
管財契約課	トヨタ	富士山500す4523	道路公園課	ｽﾊﾟｰﾙ	富士山480あ44
管財契約課	トヨタ	富士山500す4631	道路公園課	ﾎﾝﾀﾞ	富士吉田う275
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山500す9234	道路公園課	ﾎﾝﾀﾞ	富士吉田う276
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山500す9236	建築住宅課	ニッサン	富士山400さ25
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山500す9235	市立病院管理課	コマツ(ホイールローダー)	富士吉田市645
管財契約課	トヨタ	富士山500す5356	市立病院管理課	コマツ(除雪車)	富士吉田市287
管財契約課	トヨタ	富士山500す5357	市立病院管理課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山500さ211
管財契約課	ミツビシ	富士山500さ9369	市立病院管理課	トヨタ	富士山800さ30
管財契約課	トヨタ	富士山500さ174	市立病院管理課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ179
管財契約課	ニッサン	富士山400さ27	市立病院管理課	ﾚｸｻｽ	富士山300さ4869
管財契約課	トヨタ	富士山500さ163	市立病院管理課	コマツ	富士吉田538
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山580ｖ9499	市立病院管理課	トヨタ	富士山510さ4111
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山580ｖ9500	市立病院管理課	ミツビシ	富士山300さ7384
管財契約課	ｽﾊﾟｰﾙ	富士山480あ7663	市立病院管理課	ニッサン	富士山800さ625
管財契約課	ｽﾊﾟｰﾙ	富士山480あ7664	上下水道工務課	ｴﾌﾞﾘｰ	富士山480あ104
管財契約課	ｽｽﾞｷ	富士山580ｖ1746	上下水道工務課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山400さ29
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ4247	上下水道工務課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ3737
管財契約課	ｽｽﾞｷ	富士山480あ6180	上下水道工務課	ｽｽﾞｷ	富士山580あ231
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ31	上下水道工務課	イｽﾞ	富士山400さ14
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ32	上下水道工務課	ｽｽﾞｷ	富士山480あ3506
管財契約課	ｽｽﾞｷ	富士山580あ126	上下水道工務課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山480あ78
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山580あ138	上下水道管理課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山480あ6643
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山480あ53	学校教育課	トヨタ	富士山300さ9273
管財契約課	ミツビシ	富士山580あ127	学校教育課	トヨタ	富士山400さ1115
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580あ136	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110す101
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580あ110	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110す102
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580あ111	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110さ103
管財契約課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580あ112	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110さ104
管財契約課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ5288	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110す105
管財契約課	ニッサン	富士山300さ260	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110さ106
管財契約課	コマツ	富士吉田414	学校給食センター	イｽﾞ	富士山110さ107
管財契約課	コマツ	富士吉田415	生涯学習課	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ6963
管財契約課	コマツ	富士吉田416	生涯学習課	ﾎﾝﾀﾞ	富士吉田う277
市民協働推進課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山480あ9290	生涯学習課	ﾎﾝﾀﾞ	富士吉田う278
福祉課	トヨタ	富士山400さ31	図書館	ﾀﾞｲハツ	富士山480あ133
福祉課	ニッサン	富士山480あ6234	歴史文化課	ミツビシ	富士山500さ428
子育て支援課	ミツビシ	富士山580あ8771	歴史文化課	イｽﾞ	富士山400さ13
健康長寿課	ミツビシ	富士山580あ120	議会事務局	トヨタ	富士山314な3776
健康長寿課	ｽｽﾞｷ	富士山580う8112			
健康長寿課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580あ119			
健康長寿課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山580ｖ7921			
税務課	ﾎﾝﾀﾞ	富士山480あ6337			

〔消防・水防〕

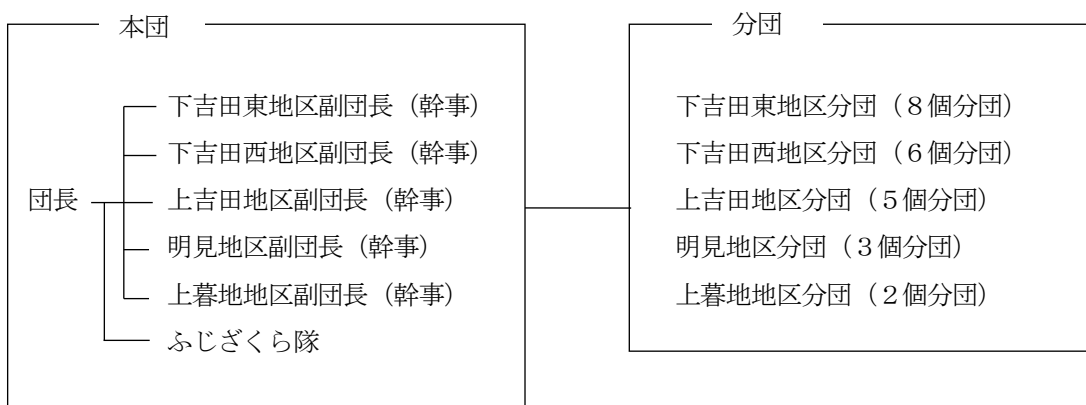
○消防組織一覧

（１）富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部、富士吉田消防署の組織



（２）消防団の組織

富士吉田市消防団（定員）



(3) 消防団組織編成表

名称	担当区域	団員定員							計	地区
		団長	副団長	幹事	分団長	副分団長	班長	団員		
本団		1	5	6			2	27	41	市内全域
第1分団	中央区 しんや				1	1	4	16	22	下吉田東
第3分団	曙町				1	1	2	8	12	下吉田東
第4分団	下宿 中曽根				1	1	4	17	23	上吉田
第5分団	松山				1	1	4	21	27	上吉田
第6分団	幸町				1	1	4	13	19	下吉田東
第7分団	弁天町				1	1	3	8	13	下吉田東
第8分団	緑ヶ丘				1	1	5	10	17	下吉田西
第9分団	中村				1	1	5	18	25	下吉田東
第10分団	西町				1	1	3	7	12	下吉田東
第11分団	宮下町				1	1	3	9	14	下吉田西
第12分団	仲町				1	1	3	10	15	下吉田東
第13分団	東町				1	1	3	12	17	下吉田東
第14分団	浅間町				1	1	3	10	15	下吉田西
第15分団	新町				1	1	5	17	24	下吉田西
第16分団	富士見町				1	1	7	15	24	下吉田西
第17分団	大明見				1	2	13	35	51	明見
第18分団	中宿				1	1	4	10	16	上吉田
第19分団	旭町				1	1	4	16	22	下吉田西
第20分団	小明見				1	2	7	30	40	明見
第21分団	上宿				1	1	4	17	23	上吉田
第22分団	向原				1	2	6	24	33	明見
第23分団	新屋				1	1	3	13	18	上吉田
第24分団	寿町				1	1	2	19	23	暮地
第25分団	白糸町				1	1	6	16	24	暮地
計		1	5	6	24	27	109	398	570	

※ 第3、第10分団は休団

○消防力の整備状況

	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	小型ポンプ積載車	指令車	指揮車	調査車	査察車	広報車	高規格救急車	小型動力ポンプ	資器材搬送車	人員輸送車	防災指導車	風水害対策車	水陸両用車
富士吉田消防署	1	1	1	1			2	1	1		2		1	1	1	1	1
富士吉田市						1											
本団							1										
第1分団	1																
第4分団	1																
第5分団	1																
第6分団	1																
第7分団					1												
第8分団	1																
第9分団	1																
第10分団					1												
第11分団					1												
第12分団					1												
第13分団	1																
第14分団					1												
第15分団	1																
第16分団	1																
第17分団	1																
第18分団	1																
第19分団	1																
第20分団	1																
第21分団	1																
第22分団	1																
第23分団	1																
第24分団	1																
第25分団					1												

○雨量観測所及び水位観測所

(県所管雨量観測所)

観測内容	事務所名	観 測 場 所	観測所名	電話番号
雨量	富士・東部建設事務所	上吉田	吉 田 支 所	(0555) 22-0689
〃	〃	上吉田	宮 川	(0555) 22-0689
水位	〃	上吉田 (宮川)	宮 川 橋	(0555) 22-0689
〃	〃	下吉田 (桂川)	深 山 橋	(0555) 22-0689
水位 (危機管理)	〃	上吉田 (宮川)	大 松 橋	(0555) 22-0689
〃	〃	上吉田 (間堀川)	頓 堀 橋	(0555) 22-0689
〃	〃	下吉田 (入山川)	西 勝 橋	(0555) 22-0689
〃	〃	明見 (桂川)	桂 川 橋	(0555) 22-0689
〃	〃	明見 (小佐野川)	新 濠 橋	(0555) 22-0689

○高圧ガス関係事業所一覧

第1種製造者				第2種製造者				L P			移動式			貯蔵所			特定消費			容器 検査 所	容器 製造 工場	合 計
一般 ガス	L P ガス	冷 凍 ガス	計	一般 ガス	L P ガス	冷 凍 ガス	計	事 業 者	販 売 所	計	一般 ガス	L P ガス	計	一般 ガス	L P ガス	計	一般 ガス	L P ガス	計			
3	3	6	12	10	0	21	31	20	25	45	0	1	1	4	0	4	0	1	1	2	0	96

○山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧

ガスの区分	事業所名	所在地
LPガス	吉田瓦斯(株)	富士吉田市下吉田6-5-1
酸素、アセチレン	(有)渡辺酸素機械店	富士吉田市松山4-2-9
塩素、アンモニア、酸素、LPガス	中村酸素(株)	富士吉田市ときわ台2-6-10

○水防区域分担

消防団組織編成表によるものとする。

○水防倉庫一覧

防災備蓄倉庫に同じ

○銃砲火薬類施設

銃 等			火 薬 類											合 計
製 造 業 者	販 売 業 者	製 販 造 売 兼 業 者	煙 火 製 造 業 者	販 売 業 者					火 薬 庫					
				産 業 火 薬 類	猟 用 火 薬 類	破 砕 器	コンクリート	煙 火	紙 競 電 技 管 用	一 級	二 級	三 級	実 包	
		1		1	1	1		4	2					10

○火薬庫所有者一覧

火 薬 庫 所 有 者		事 務 所 所 在 地	火薬庫種類		
業種	名 称		1 級	3 級	実包
販売	渡辺銃砲火薬店	富士吉田市富士見3-2-8	○		

注・事務所所在地を主体とした、臨時に設置するもの（2級）は除く。

○消防資機材保有状況

1 常備消防

（1）富士吉田市を管轄する富士五湖消防本部富士吉田消防署が保有する資機材

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
放水器具	ホース（40mm）	2	救急器材	人工蘇生器（自動式）	2
	ホース（50mm）	60		患者監視装置	2
	ホース（65mm）	84		ロングバックボード一式	5
	低発泡ノズル	1		吸引器	3
保護機具	化学防護服	4		自動式心マッサージ器	1
	救助マット	1		携帯用血中酸素飽和度測定器	5
救助器具	感電防止衣	2		半自動式除細動機	2
	救命索発射銃	4		電子血圧計	3
	空気呼吸器	23		マジックギブス	1
	空気呼吸器予備ボンベ	77	その他機具	背負い式散水器	15
	耐熱服	4		山林火災用ポンプ	1
	エンジンカッター	1		デジタルカメラ	3
	油圧式救助機具	6		発電機	4
	チェーンソー	3		削岩機	3
	ウインチ	2		担架（救急用）	3
	エアソー	1		担架（救助用）	4
	排煙送風機	2		三連梯子	3
	ガス溶断機	1		カギ付き梯子	4
	投光器一式	3		ロープ（100m）	4
	万能斧	9		〃（50m）	6
	チルホール	2		〃（30m）	4
	救命胴衣	5		〃（20m）	5
	救命浮輪	2		〃（10m）	7
	可燃性ガス測定器	3			
	有毒ガス測定器	4			
	酸素濃度測定器	3			

(2) 富士五湖消防本部が保有する資機材

種別	器具名	数量	種別	器具名	数量
救助器具	都市型ローブレスキュー資器材	一式	水難救助資器材	潜水用空気ボンベ	16
	スタティックロープ (100m)	9		浮標 (ブイ)	4
	〃 (50m)	10		救命胴衣	13
	〃 (30m)	4		救命浮輪	4
	科学防護服	4		水難救助用ロープ	一式
	除染シャワー	一式		水中無線	5
	生物化学検知キット	一式		ソナー	1
	中和剤散布器	2	その他	衛星電話	1
	化学剤検知器 (ドレーゲル)	1		ジュットヒーター	1
	ポケット線量計	6		幔幕テント	2
	携帯型空間線量計	2		携行缶 ガソリン	3
	携帯用多目的サーベイメーター	1		携行缶 軽油	3
	吸引式ポータブルマルチガスモニター	1		バルーン投光器	1
	チェーンソー	1		デジタルカメラ	3
	ロープ (20m)	1		エアータント	2
	〃 (15m)	1		簡易ベッド	8
	〃 (10m)	2		寝袋 夏	10
	グラスマスター	5		寝袋 冬	18
水難救助資器材	救助用ボート (船外機付)	1		ナタ	4
	魚群探知機	1		のこぎり	4
	バスケットストレッチャー	1		AED (庁舎内設置)	2
	ドライスーツ	10		高圧ガス製造所	1
	ウェットスーツ	各隊員			
	BCジャケット	10			
	レギュレーター	10			

2 非常備消防

種別	器具名	数量
放水器具	ホース (65mm)	250
救助器具	耐熱服	163
	エンジンカッター	2
	チェーンソー	54
	投光器一式	69
	万能斧	12
その他	小型動力ポンプ	27
	軽量動力ポンプ	17
	背負い式散水器	26

○防火水槽設置状況

令和3年4月1日現在

種 別	設置数（基）
40 t 級	201
60 t 級	19
100 t 級	27
計	247

〔避難・備蓄〕

○指定緊急避難場所・指定避難所一覧

	施設名称	住所等	電話番号	災害種別	
				地震	風水害
1	市民会館	緑ヶ丘2-5-23	23-3100	○	
2	◎下吉田第二小学校	緑ヶ丘2-8-2	22-0093	○	○
3	◎下吉田中学校	新町4-12-27	22-0468	○	○
4	◎下吉田第一小学校	新町1-8-1	22-0220	○	○
5	市立第一保育園	新町1-2-1	22-0707	○	
6	中央会館	下吉田2-21-39		○	○
7	天神社	下吉田2-29-37		○	
8	◎県立吉田高等学校	下吉田6-17-1	22-2540	○	○
9	市立第三保育園	下吉田東2-14-21	22-4010	○	
10	東町会館	下吉田8-24-28		○	○
11	◎下吉田東小学校	下吉田9-21-1	23-7831	○	○
12	富士見町会館	富士見3-2-8		○	○
13	浅間町会館	浅間1-6-5	23-5112	○	○
14	松尾神社	松山2-10-18		○	
15	市立第四保育園	松山4-11-27	22-4177	○	
16	金鳥居市民公園	上吉田2-6-1		○	
17	◎吉田西小学校	新西原3-7-1	24-0305	○	○
18	◎県立富士北稜高等学校	新西原1-23-1	22-4161	○	○
19	市立第六保育園	中曽根1-10-1	23-6670	○	
20	◎吉田中学校	上吉田1-3-6	22-0586	○	○
21	西原南公園	新西原2-13		○	
22	上吉田コミュニティセンター	上吉田4-9-11	23-9189	○	○
23	◎吉田小学校	上吉田5-1-1	22-0266	○	○
24	北口本宮富士浅間神社	上吉田5558	22-0221	○	
25	◎県立ひばりが丘高等学校	上吉田東4-3-1	22-8015	○	○
26	新屋会館	新屋2-17-1		○	○
27	市立第五保育園	新屋4-2-37	23-6346	○	
28	大明見小室浅間神社	大明見2-1-1	24-0941	○	
29	市立第二保育園	大明見1-17-7	22-0386	○	
30	大明見会館	大明見5-1-18		○	○
31	◎明見中学校	小明見1-4-14	22-0184	○	○
32	◎明見小学校	小明見1-4-6	22-0425	○	○
33	小明見会館	小明見4-5-28		○	○
34	向原富士浅間神社	向原1-21-11		○	
35	向原会館	向原2-1-5		○	○
36	◎富士見台中学校	上暮地1-6-1	24-0018	○	○
37	◎富士小学校	上暮地1-22-1	22-3544	○	○
38	寿町会館	上暮地4-7-18		○	○
39	白糸町会館	上暮地7-1-16		○	○
40	鐘山総合スポーツセンター	上吉田東9-4-18	24-3633	○	
41	竜ヶ丘会館	竜ヶ丘3-4-33	24-3509	○	○
42	旭町会館	旭3-4-1	23-7216	○	○
43	明見コミュニティセンター	大明見6-16-19	24-0960	○	○
44	丸ヶ丘公園	小明見5-14		○	
45	上暮地コミュニティセンター	上暮地4-16-15	23-7071	○	○
46	中村会館	下吉田3-12-9		○	○
47	富士山アリーナ	新屋3-7-5	30-1122	○	
48	市立青少年センター	上吉田4433-1	23-7252	○	
49	中央まちなか公園	下吉田2-54		○	
50	下吉田コミュニティセンター	新町4-12-34	22-0725	○	○
51	下吉田南コミュニティセンター	下吉田6-16-1	23-3230	○	○

52	新町会館	新町2-4-15	23-8978	○	○
53	中曽根会館	中曽根2-9-28	22-4285	○	○
54	松山会館	新西原3-17-3		○	○
55	幸町会館	下吉田5-14-4		○	○
56	仲町会館	下吉田1-10-5		○	○
57	上宿会館	上吉田5434-1		○	○
58	西町会館	下吉田1-8-32		○	○
59	下宿会館	上吉田3-14-12		○	○
60	御茶屋町会館	下吉田6-24-24	24-3206	○	○
61	富士散策公園	新屋1770-12		○	
62	熊穴団地集会場	上吉田4356		○	
63	習志野市立富士吉田青年の家	上吉田4443		○	
64	赤坂会館	新倉3033-5	24-7337	○	○
65	◎富士学苑高等学校体育館（秀敬館）	緑ヶ丘1-1-1	22-0696	○	○
66	神田堀駐車場	松山4丁目4		○	
67	月江寺境内地	下吉田3丁目869		○	
68	富士山ミュージアム	上吉田東7-27-1	24-2411	○	
69	市立第七保育園	小明見4-9-1	25-6639	○	

◎は指定避難所を兼ねる

災害種別は、該当する災害に応じ開設する避難所又は一時避難のため使用する施設並びに避難先となる施設を指す。

○福祉避難所一覧

	避 難 所 名	所 在 地	種 別	受入対象者	電話番号
1	下吉田第一小学校	富士吉田市新町1-8-1	指定	要配慮者	22-0220
2	下吉田第二小学校	富士吉田市緑ヶ丘2-8-2		要配慮者	22-0093
3	下吉田中学校	富士吉田市新町4-12-27		要配慮者	22-0468
4	県立吉田高等学校	富士吉田市下吉田6-17-1		要配慮者	22-2540
5	下吉田東小学校	富士吉田市下吉田9-21-1		要配慮者	23-7831
6	吉田西小学校	富士吉田市新西原3-7-1		要配慮者	24-0305
7	県立富士北稜高等学校	富士吉田市新西原1-23-1		要配慮者	22-4161
8	吉田中学校	富士吉田市上吉田1-3-6		要配慮者	22-0586
9	吉田小学校	富士吉田市上吉田5-1-1		要配慮者	22-0266
10	県立ひばりが丘高等学校	富士吉田市上吉田東4-3-1		要配慮者	22-8015
11	明見中学校	富士吉田市小明見1-4-14		要配慮者	22-0184
12	明見小学校	富士吉田市小明見1-4-6		要配慮者	22-0425
13	富士見台中学校	富士吉田市上暮地1-6-1		要配慮者	24-0018
14	富士小学校	富士吉田市上暮地1-22-1		要配慮者	22-3544
15	富士学苑高等学校体育館(秀敬館)	富士吉田市緑ヶ丘1-1-1		要配慮者	22-0696
16	下吉田コミュニティセンター	富士吉田市新町4-12-34		要配慮者	22-0725
17	看護専門学校	富士吉田市上吉田5606-18		要配慮者	24-8787
18	特別養護老人ホーム 寿荘	富士吉田市下吉田9-9-10	協定等	要配慮者	20-1727
19	富士吉田市地域福祉交流センター	富士吉田市上吉田東9-14-18		要配慮者	20-1100
20	社会福祉法人 ありんこ	富士吉田市大明見1-13-28		要配慮者	22-7217
21	障害福祉サービス事業所 けやき園	富士吉田市富士見4-11-16		要配慮者	24-8862
22	グループホーム ぽぷら	富士吉田市中曽根1-8-25		要配慮者	24-8850
23	特別養護老人ホーム 芙蓉荘	富士吉田市松山1613		要配慮者	22-5524
24	地域密着型特別養護老人ホーム おりひめ	富士吉田市上吉田5410-1		要配慮者	73-8552
25	小規模多機能居宅介護事務所 よってかせ	富士吉田市下吉田2-28-19		要配慮者	21-2211
26	地域密着型特別養護老人ホーム しのめ	富士吉田市小明見3-3-14		要配慮者	30-4005
	小規模多機能居宅介護事務所 しのめ			要配慮者	
27	介護老人保健施設 白樺荘	富士吉田市新屋1552-3		要配慮者	24-4211
28	はまなし寮	富士河口湖町船津6663-1		要配慮者	72-5322
29	グループホーム うらら	富士吉田市ときわ台1-1-26		要配慮者	30-1215
30	特別養護老人ホーム 慶和荘	富士吉田市上吉田4584		要配慮者	23-3000
31	地域密着型特別養護老人ホーム 慶和荘サテライト	富士吉田市上吉田4587		要配慮者	20-0385
32	富士北麓聖ヨハネ支援センター	富士吉田市下吉田東1-10-18		要配慮者	24-8390
33	富士聖ヨハネ学園	忍野村忍草2748		要配慮者	23-5155
34	山梨県立富士ふれあいセンター	富士河口湖町船津6663-1	要配慮者	72-5533	
35	富楽時 (下吉田中央コミュニティセンター)	富士吉田市下吉田4-2-15	要配慮者	23-6230	
36	*富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター	富士吉田市下吉田7-29-19	要配慮者	24-2940	

*は被災状況により一時避難のための避難所として運用する施設

○避難所運営に当たっての指針

避難所の開設・運営

1 開設・運営の担当

避難所の開設は、避難住民及び施設管理者の協力を得ながら避難所派遣職員が主体となつて行う。開設後は、避難所利用者が主体となつて運営し、避難所担当職員はその運営に協力する。

避難所生活が長期化するときは、ボランティア、自主防災組織の協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

2 避難者カード・名簿の作成

避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し保管するとともに、その写しを災害対策本部に送付する。

3 居住区域の割り振りと長の選出

避難所派遣職員は、避難者が、自治会を中心にした居住区域ごとにまとまるよう努める。また、避難者に対し居住区域別に長の選出を促すとともに、長に対し、次の事項への協力を要請する。

- 市からの避難者への指示、伝達事項の周知
- 物資の配布活動等の補助
- 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- 防疫活動等への協力
- 施設の保全管理

4 食料、生活物資の請求、受け取り、配分

避難所派遣職員は、食料、飲料水、生活物資等の必要量を支援物資担当に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の長などと協力し、避難者に配分する。

5 運営記録の作成、報告

避難所派遣職員は、避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、災害対策本部へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

6 広報

避難所での広報活動は、避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報の混乱が生じないようにする。なお、障害者、高齢者等情報の入手が困難な避難者に十分配慮する。

7 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

- 共同利用する器具、場所等に関する生活ルールの確立
- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等

○避難行動要支援者利用施設一覧

種別	事業所名	住所	電話番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 寿荘	富士吉田市下吉田9-9-10	20-1727
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 芙蓉荘	富士吉田市松山1613	22-5524
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 慶和荘	富士吉田市上吉田4584	23-3000
老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム 慶和荘サテライト	富士吉田市上吉田4587	20-0385
老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム 慶和荘レジデンス	富士吉田市上吉田4555-1	23-3000
老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム おりひめ	富士吉田市上吉田 5410-1	22-5524
老人福祉施設	小規模多機能居宅介護事務所 よってかっせ	富士吉田市下吉田 2-28-19	21-2211
老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホーム しのめ	富士吉田市小明見3-3-14	30-4005
老人福祉施設	小規模多機能居宅介護事務所 しのめ	富士吉田市小明見3-3-14	30-4005
介護老人保健施設	介護老人保健施設 白樺荘	富士吉田市新屋1552-3	24-4211
療養医療施設	国民健康保険富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田東7-11-1	24-4111
地域通所介護	富士吉田の憩	富士吉田市下吉田5-29-34	28-7261
地域通所介護	あい吉田	富士吉田市下吉田東1-28-15	25-7388
グループホーム	うらら	富士吉田市ときわ台1-1-26	30-1215
グループホーム	桜森荘	富士吉田市旭1-10-3	24-1165
グループホーム	ぼぶら	富士吉田市中曽根1-8-25	24-8850
グループホーム	あさひ	富士吉田市旭2-15-12	22-3770
グループホーム	しら糸	富士吉田市上暮地5-2-24	24-8862
グループホーム	そよかぜ	富士吉田市下吉田5-13-18	22-7217
グループホーム	明見聖ヨハネケアービレッジ	富士吉田市向原1-5-32	22-5324
グループホーム	寿聖ヨハネケアービレッジ	富士吉田市上暮地2843-4	30-2500
グループホーム	城山聖ヨハネケアービレッジ	富士吉田市上吉田1250-5	24-8380

※入所型の施設のみ記載（短期入所型施設は除く。）

○市防災備蓄倉庫一覧

番号	施設名	住所等	構造等	延床面積	完成(設置)日
1	仲町防災備蓄倉庫	下吉田2-23-41	鉄筋コンクリート造2階建	299.60㎡	H10.8.25
2	向原防災備蓄倉庫	向原2-1-6	鉄筋コンクリート造2階建	207.52㎡	H16.3.15
3	旭町防災備蓄倉庫	旭1-1-3	鉄筋コンクリート造2階建	424.00㎡	H18.3.24
4	上暮地防災備蓄倉庫	上暮地1-20-5	鉄筋コンクリート造2階建	388.50㎡	H19.6.25
5	松山防災備蓄倉庫	松山1435-5	鉄筋コンクリート造2階建	388.50㎡	H21.3.9
6	下吉田東小学校防災用倉庫	下吉田9-21-1	コンテナ倉庫	9.93㎡	H18.3.20
7	下吉田中学校防災用倉庫	新町4-12-27	コンテナ倉庫	14.15㎡	H11.3.19
8	明見中学校防災用倉庫	小明見1-4-14	コンテナ倉庫	14.15㎡	H11.3.19
9	吉田中学校防災用倉庫	上吉田1-3-6	コンテナ倉庫	14.15㎡	H11.3.19
10	富士見台中学校防災用倉庫	上暮地1-6-1	コンテナ倉庫	14.15㎡	H11.3.19
11	ひばりが丘高校防災用倉庫	上吉田東4-3-1	コンテナ倉庫	14.15㎡	H9.7.10
12	吉田高校防災用倉庫	下吉田6-17-1	コンテナ倉庫	14.15㎡	H9.7.10
13	富士北稜高校防災用倉庫	新西原1-23-1	コンテナ倉庫	14.15㎡	H8.10.1
14	吉田小学校防災用倉庫	上吉田5-1-1	コンテナ倉庫	14.15㎡	H11.3.19
15	浅間町防災用倉庫	浅間町2丁目1382-2	コンテナ倉庫	8.08㎡	H19.3.30
16	吉田西小学校防災用倉庫	新西原3-7-1	コンテナ倉庫	13.50㎡	H27.3.13
17	明見小学校防災用倉庫	小明見1-4-6	コンテナ倉庫	13.50㎡	H27.3.13
18	富士学苑高校防災用倉庫	緑ヶ丘2丁目880-1	コンテナ倉庫	13.50㎡	H27.3.13

○食料等備蓄の状況

R4. 2. 1現在

区 分	品 目	整備数
非常用保存食	アルファ米(50 食タイプ)	3,064
	アルファ米(100g)	1,700
	生命のパン	15,000
	ビスコ(1 箱 15 枚×60 袋)	200
	アレルゲンフリー救給カレー(1 箱 40 袋入り)	126
	アレルゲンフリーやさしい中華ごはん・かぼちゃがゆ(1 箱 50 食入り)	200
	保存水 500ml(1 箱 24 本入り)	1,000
	粉ミルク(1 箱 5 個入りキューブ 48 袋入り)	48
	液体ミルク(1 缶 240ml)	750
調理用器具	台所器材(包丁、おたま等)	約 100 セット
	割り箸	60,034
	紙コップ	61,732
	紙皿	54,400
	どんぶり	63,200
	太かまど	5
	ガスバーナー	205
	大鍋	130
	中鍋	128
給水器具	浄水器	9
	受水槽 1トン	37
	飲料水袋 10L	1,200
	飲料水袋 6L	3,950
救助用資機材	シヨベル	143
	つるはし	252
	くわ	229
	大ハンマー	212
	かけや	223
	のこぎり	106
	なた	147
	油圧ジャッキ 5t	15
	油圧ジャッキ 6t	20
	エンジンチェーンソー	79
	エアークンプレッサー	5
	災害用医療資機材セット	4
救急・衛生用品	救急セット 小	187
	救急セット 大	76
	トイレットペーパー	3,100
	オムツ(子供用各種)	62,088
	オムツ(大人用各種)	18,680
	生理用品	8,444
	圧縮おしぼり	5,000
	マスク(使い捨て)	22,800
非常用トイレ	トイレトレーラー	1
	ベンリーテント	70
	災害用トイレ(どんとこい)洋式	26
	災害用トイレ(どんとこい)和式	15
	災害用トイレ(どんとこい)身障者用	20
	簡易トイレ(各種)	292
	使い捨てトイレ	73,600
	テント各種	24
仮設施設	毛布	9,329
	タオルケット	2,190
	エアーマット	3,434
	バック布団セット	90
	折り畳みシルバーマット等	5,603
	パーティション	700
	ストーブ	74
	ファンヒーター・ジェットヒーター	86
搬送移動器具	担架	67
	一輪車・リヤカー等	102
情報伝達器具	メガホン	92
	ラジオ	39
	手回し充電器	38
照明器具	投光器(各種)	37
	ライト(各種)	254
	スタンドライト一式	15
発電器具	発電機(各種)	96
	蓄電池システム	11
水害対策用品	ブルーシート	5,100
	土のう袋	11,760
その他	インフルエンザ対策資材	一式
	ガソリン携行缶	71

○指定避難所にある受水槽一覧

	施設名		規格	水量	緊急遮断弁	備考
1	下吉田第二小学校	受水槽 管理棟	5000 × 3000 × 2000	30(24) t		
		受水槽 中庭	4000 × 3000 × 2000	24(18) t		感震器
		高架水槽 管理棟	4000 × 2500 × 2000	20(12) t		
		高架水槽 特教棟	2000 × 2000 × 1500	6(5) t		
2	下吉田東小学校	受水槽	3000 × 2500 × 2500	18(16) t		感震器
		高架水槽	3500 × 2000 × 2000	14(12) t		
3	富士小学校	受水槽	3000 × 3000 × 2500	22(18) t	有	感震器
		高架水槽	3000 × 1000 × 2000	6(4) t		
4	明見小学校	受水槽	4000 × 3000 × 2000	24(18) t		感震器
		高架水槽 A棟	2000 × 1500 × 2000	6(4) t		
		高架水槽 B棟	丸型 × ×	6(4) t		
5	吉田小学校	受水槽	2900 × 2700 × 2600	20.4(15.3) t	有	感震器
6	吉田西小学校	受水槽	5500 × 2500 × 2500	34(30) t		
		高架水槽	3000 × 2000 × 2000	12(10) t		
7	下吉田中学校	受水槽	5000 × 2500 × 2000	25(20) t		感震器
		高架水槽	3500 × 2500 × 1500	13(12) t		
		高架水槽	3000 × 2000 × 1500	7 t		
8	明見中学校	受水槽	3500 × 2000 × 2500	7.5(11.4) t	有	感震器
9	吉田中学校	受水槽	4000 × 2500 × 2000	20(16) t		感震器
		高架水槽	2000 × 2000 × 2000	8(6) t		
10	富士見台中学校	受水槽	3000 × 4000 × 2000	24(20) t	有	感震器
		高架水槽	2500 × 2000 × 1500	7.5(6) t		
11	県立吉田高等学校	受水槽(上水用)	3000 × 4000 × 2000	24(19.2) m³	有	
		高架水槽	× ×	t		
12	県立富士北稜高等学校	受水槽	3000 × 4000 × 2000	24(19) t		
13	県立ひばりが丘高等学校	受水槽		12 t		2槽式(6t+6t)
		高架水槽	× ×	4.5 t		上水高置水槽
		高架水槽		5.6 t		中水高置水槽
15	下吉田第一小学校	受水槽	2500 × 3500 × 2500	22(20) t		
		高架水槽	2000 × 2500 × 1500	7.5(6) t		

()は実容量

○配水施設一覧

配水施設一覧

番号	施設名	水系	容量(m3)	構造	設置年度	規模	遮断弁	給水口	場所	番地
1	泉瑞	泉瑞	825	RC造	S10	13.9*18.0*3.6			上吉田	5303
2	1 新屋	1号 泉瑞	1,178	PC造	S59	Φ10.0*H=15.0	○	Φ13*1口	新屋	1713-4外
	2 2号 泉瑞	2号 泉瑞	700	PC造	R2	Φ15.0*H=4.0	○	Φ65*1口		
3	1 鐘山	1号 鐘山	1,500	PC造	S51	Φ20.0*H= 5.0	○		忍野村忍草白久保	3188
	2 2号 鐘山	2号 鐘山	1,340	PC造	H2	Φ18.5*H= 5.0				
4	鐘山第2	鐘山	3,130	SUS製	H28	17.0*18.5*5*2槽	○	Φ65*1口	上吉田	1811,1812
5	西吉田	西吉田	2,050	PC造	H4	Φ16.0*H=10.2	○	Φ65*1口	上吉田	5521外
6	熊穴	熊穴	1,178	PC造	S55	Φ10.0*H=15.0		Φ13*1口	松山	1838
7	熊穴増圧	熊穴	100	FRP造	H3	6.0*6.0*3.0			上吉田	4608-1
8	上宿	上宿	1,100	PC造	H1	Φ14.0*H= 7.3	○	Φ13*5口	上吉田東1丁目	1028-1外
9	下宿	下宿	1,178	PC造	S58	Φ10.0*H=15.0	○	Φ13*4口	上吉田東1丁目	3643-1
10	1 下吉田	1号 下吉田第1	860	RC造	S11	11.0*20.0*4.0		Φ13*1口	竜が丘3丁目	4655-2外
	2 2号 下吉田第2	2号 下吉田第2	1,020	PC造	S45	Φ10.0*H=13.0		Φ13*4口	同上	
11	浅間町増圧	谷倉	100	SUS製	H11	6.0*6.0*3.0		Φ13*1口	浅間1丁目	1680-10
12	1 谷倉	1号 谷倉	1,020	PC造	H9	Φ11.0*H=11.0	○	Φ65*1口	新倉	2967-1
	2 2号 谷倉	2号 谷倉	1,020	PC造	H23	Φ11.0*H=11.0		Φ13*3口	同上	
13	愛染	愛染	1,178	PC造	S52	Φ10.0*H=15.0		Φ13*1口	下吉田9丁目	4836
14	新田	新田	150	RC造	S52	5.0*5.0*6.0		Φ13*1口	大明見1丁目	1958外
15	桑平	桑平	200	SUS製	H16	6.0*8.0*4.2		Φ13*1口	小明見	4512-2
16	上暮地	上暮地	1,425	PC造	S46	Φ11.0*H=15.0		Φ13*1口	上暮地	3058外
17	白糸	白糸	513	PC造	S62	Φ10.0*H= 6.0	○		上暮地	4210-7
18	大明見	大明見	1,580	PC造	H17	Φ14.0*H= 10.5	○	Φ65*1口	忍野村字平山	2439の2
計	20 計		23,345	m3						

○応急仮設住宅建設予定地

候補地の名称	所在地	土地所有者	敷地面積	建設戸数
下吉田第二小学校メイングラウンド	富士吉田市緑ヶ丘二丁目883-2番地他	市有地	18,442	132
鐘山総合スポーツセンターグラウンド	富士吉田市上吉田2124-1番地他	市有地	21,176	160
富士北麓公園大駐車場	富士吉田市上吉田5009番地	県有地	24,522	180
富士見台中学校グラウンド	富士吉田市上暮地1丁目6番1号	市有地	13,006	98
明見中学校グラウンド	富士吉田市小明見1丁目4番14号	市有地	7,243	96
計			84,389	666

○ごみ収集処理の留意点

- ごみ処理量の算出基準（1戸当たり）
 - ・全壊（流出）1トン ・半壊0.5トン ・床上浸水 0.2トン
- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
- 生ごみ等腐食しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 処理量を上回るごみが発生したときは、ごみの一時集積場所を指定する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

○ごみ、し尿処理施設等一覧

<ごみ処理施設>

設 置 場 所	管 理 者 名	処理能力	処 理 方 法
富 士 吉 田 市 小 明 見 3-11-32	富士吉田市	170 t / 24 h	全連続燃焼式焼却炉
〃	〃	30 t / 5 h	リサイクルプラザ

<し尿処理施設>

設 置 場 所	管 理 社 名	処 理 能 力	処 理 方 法
富 士 吉 田 市 小 明 見 3-11-17	富士吉田市	90k1 / 日	高負荷膜分離脱窒素方式
○ し尿処理量の算出基準 要総処理量 (k1) = (全壊 + 半壊 + 床上浸水) 戸数 × 751			

○ごみ、し尿収集運搬車両一覧

ごみ収集運搬車一覧表

車 別	所有者	台 数	積載量
ごみ収集車	富士吉田市	3台	2 t パッカー車 1台 2 t ダンプ 1台 2 t 平ボディ 1台

し尿収集運搬車一覧表

車 別	種 別	所有者	台数	積載量
バキューム車	普通	富士吉田市	1台	1.8k0

○避難立退き計画

番号	建設事務所水防支部名	水防管理団体名	河川名	避難立退区域	避難人員	避難立退予定地	避難立退経路
1	富士・東部建設事務所吉田支所水防支部	富士吉田市	宮川	富士吉田市下吉田弁天町緑ヶ丘	150	市民会館	市道利用
2		〃	小佐野川	富士吉田市小明見新田の一部	100	小明見会館	〃
3		〃	〃	富士吉田市大明見の一部	150	大明見会館	〃
4		〃	欄千川	富士吉田市上暮地	150	上暮地コミュニティセンター	〃
5		〃	殿入川	富士吉田市上暮地白糸町の一部	150	〃	〃
6		〃	長泥川	富士吉田市大明見	150	大明見会館	〃
7		〃	大沢川	富士吉田市向原	250	向原会館	県道桑西下真木線
8		〃	入山川	富士吉田市浅間町	130	浅間町会館	〃

○事前避難対象地区（警戒宣言発令時）

対象地区を含む自治会	備考
白糸町自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
寿町連合自治会	山腹崩壊危険箇所
向原連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
小明見連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
大明見連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
東町連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所
富士見町連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
新町連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所
浅間町連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
旭町連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
赤坂自治会	急傾斜地崩壊危険箇所
鐘山連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所
上宿連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所
新屋連合自治会	急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険箇所
芙蓉台（新倉飛地）	急傾斜地崩壊危険箇所

○応急給水車両及び機器材等の現況

種 別	台 数	配 置 先
浄水機	3 9	防災備蓄倉庫及びコンテナ倉庫
給水タンク（1. 5 t）アルミ製	2	下吉田配水場
給水タンク（1 t）アルミ製	4	下吉田・谷倉・大明見配水場
給水タンク（1 t）プラスチック製	3 8	防災備蓄倉庫及びコンテナ倉庫
給水車（3 t）	1	防災備蓄倉庫（旭町）

○消毒用器材一覧

種 別	台 数	配 置 先
背負式噴霧機	2 3	防災備蓄倉庫
肩掛消毒機（ダイナフォック）	3 3	環境美化センター（ごみ処理施設）

○除雪資機材一覧

種 類	台数	能 力	保管場所	用 途
ホイロローダー	4	1. 3m ³	石山倉庫	市道の除雪（除雪体制の強化）
除雪機（手押し）	1 4	除雪幅約60cm	石山倉庫	市道（歩道）の除雪
ミニホイロローダー	3	0. 4m ³	除雪機車庫	市庁舎及び来庁者駐車場等の除雪
除雪機（手押し）	5	除雪幅約1m×2台 除雪幅約60cm×3台	除雪機車庫	市庁舎及び周辺歩道等の除雪
除雪機（手押し）	5	除雪幅約1m	各防災倉庫	防災備蓄倉庫及びコミセン等 公共施設周辺の除雪
除雪機（手押し）	6	除雪幅約60cm	各保育園	保育園及びその周辺の除雪
除雪機（手押し）	3 4	除雪幅約90cm×13台 除雪幅約70cm×8台 除雪幅約60cm×6台 除雪幅約55cm×3台 除雪幅約50cm×4台	各学校	学校施設及び周辺歩道の除雪

〔様 式〕

○県民センターへの報告様式（様式第１号～様式第３号）

様式第１号

市 町 村 被 害 状 況 票		市町村名			
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (県民センター)			受信者(県民センター)		
受信日時	月 日 時 分	受信方法		電話	F A X その他
1 人的被害	死者 重傷 軽傷 行方不明				
2 物的被害 (棟)	全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 非住家床上 非住家床下				
3 火災(棟)	全焼 半焼 部分焼 火災発生件数				
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防(県内・緊消防) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先(住所等)		電話		担当者	
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主				
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
月 日 時 分		避難地域 避難先		世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他(部 課)			受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時 分

※ 市町村 → 地方連絡本部(富士・東部地域県民センター) → 災害対策本部情報収集班

様式第 2 号

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (県民センター)		受信者(県民センター)	
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 F A X その他
災害対策本部設置	設 置 平成 年 月 日 時 分		
	解 散 平成 年 月 日 時 分		
	設置場所	電話	F A X
職員参集状況	人		

※ 市町村 → 地域県民センター（集計）→ 災害対策本部情報収集班

避難所開設状況一覧表

市町村名

※ 市町村 → 地方連絡本部 → 災害対策本部情報収集班

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）

様式第1号

災 害 確 定 報 告

[illegible]

様式第2号

災 害 中 間 年 報

都道府県名 _____

区 分			災害名							計
			発生年月日							
人的被害	死	者 人								
	行方不明者	人								
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
	非住家	公 共 建 物	棟							
そ の 他		棟								
り 災 世 帯 数		世帯								
り 災 者 数		人								
被 害 総 額		千円								
公 立 文 教 施 設		千円 () () () () () ()								
農 林 水 産 業 施 設		千円 () () () () () ()								
公 共 土 木 施 設		千円 () () () () () ()								
その他の公共施設		千円 () () () () () ()								
そ の 他 被 害		千円 () () () () () ()								
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								
都 道 府 県 災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			

報 年 告 災

都道府県名									
区	分	災 害 名		発生年月日	計				
		死 者	死 傷 者						
区	人的被害	死 行	不明	人					
	被害者	重 傷	傷	人					
		軽 傷	傷	人					
住 家	被害	全	壊	種					
				世帯					
				人					
家	被害	半	壊	棟					
				世帯					
				人					
被 害	被害	一	破 損	棟					
				世帯					
				人					
害	被害	床	上 浸 水	棟					
				世帯					
				人					
害	被害	床	下 浸 水	棟					
				世帯					
				人					
非住家	被害	公共	建物	棟					
		その他	他	棟					
そ の 他	田 畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
		流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 病 道	校	箇所						
		院	箇所						
		路	箇所						
	橋 河 港 砂	りょう	箇所						
		川	箇所						
		湾	箇所						
清 崖 鉄 被 水	掃	箇所							
	くず	箇所							
	不通	箇所							
消 防 団	救 助 隊	延 人数							
	出 動 隊	延 人数							
	出 動 隊	延 人数							

都道府県名									
区	分	災 害 名		発生年月日	計				
		死 者	死 傷 者						
区	人的被害	死 行	不明	人					
	被害者	重 傷	傷	人					
		軽 傷	傷	人					
住 家	被害	全	壊	種					
				世帯					
				人					
家	被害	半	壊	棟					
				世帯					
				人					
被 害	被害	一	破 損	棟					
				世帯					
				人					
害	被害	床	上 浸 水	棟					
				世帯					
				人					
害	被害	床	下 浸 水	棟					
				世帯					
				人					
非住家	被害	公共	建物	棟					
		その他	他	棟					
そ の 他	田 畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
		流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学 病 道	校	箇所						
		院	箇所						
		路	箇所						
	橋 河 港 砂	りょう	箇所						
		川	箇所						
		湾	箇所						
清 崖 鉄 被 水	掃	箇所							
	くず	箇所							
	不通	箇所							
消 防 団	救 助 隊	延 人数							
	出 動 隊	延 人数							
	出 動 隊	延 人数							

○被害程度の判定基準等

1	死	者	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、災害が原因で所在が不明なものは除く）
2	行方不明	者	災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
3	重傷	者	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
4	軽傷	者	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの
5	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
6	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする
7	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通り再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする
8	一部損壊		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
9	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
10	床下浸水		床下浸水にいたらない程度に浸水したもの
11	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする 全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入
12	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
13	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
14	田の流失、埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったもの
15	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
16	畑の流失、埋没及び畑		田の例に準じて取り扱う

の冠水		
17 学	校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設
18 道	路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
19 橋	り	う
20 河	川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
21 港	湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設
22 砂	防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
23 清	掃	施設
24 鉄	道	不通
25 被	害	船舶
26 電	話	災害により通話不能となった電話の回線数
27 電	気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
28 ガ	ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
29 ブ	ロ	ック
30 り	災	世帯
31 り	災	者
32 火	災	発生件数
33 公	立	文教施設
34 農	林	水産業施設
35 公	共	土木施設
36 そ	の	他の公共施設
37 公	共	施設災害市町村

38 農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害
39 林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害
40 畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害
41 水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害
42 商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等

○自衛隊災害派遣要請依頼書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

発 信 者 名
(富士吉田市災害対策本部長)

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣要請をする事由

- (1) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
- (2) 派遣を要請する事由

2 派遣を必要とする期間

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

3 派遣を希望する人員及び装備の概要

- (1) 人員
- (2) 装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき。)

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

5 要請日時

令和 年 月 日

6 その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

○放送局への放送要請様式

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
殿		年 月 日 富士吉田市長	
災害対策基本法第57条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1 要請先 NHK・YBS・UTY・FM富士			
2 緊急警報信号の要否 要・否			
3 要請理由			
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため			
(2) 災害時の混乱を防止するため			
(3) その他			
4 放送希望日時			
(1) 直ちに			
(2) 月 日 時 分			
5 放送事項			
(1) 別紙のとおり			
受信者		発信者	

放 送 要 請 に つ い て (放 送 局 あ て)			
殿		年 月 日 富士吉田市長	
災害対策基本法第57条に規定に基づき、次のとおり放送を要請します。			
1 要請先 (株)CATV富士五湖			
2 緊急警報信号の要否 要・否			
3 要請理由			
(1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため			
(2) 災害時の混乱を防止するため			
(3) その他			
4 放送希望日時			
(1) 直ちに			
(2) 月 日 時 分			
5 放送事項			
(1) 別紙のとおり			
受信者		発信者	

○各種救助に係る様式（様式第 1 号～様式第 2 2 号）

様式 1

富士吉田市
調査責任者職氏名
立会人職氏名
被 災 世 帯 調 査 原 票
印 印
年 月 日 現在

整理番号 NO.

世帯主氏名	住 所			避 難 先								
被害程度	全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損			状 況								
応急救助を必要とする家族の状況	氏 名	続 柄	性 別	年 齢	職 業	学 校 名 ・ 学 年	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	妊 娠	備 考
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
小 計												
被害にあった住家		棟（自家、借家）			被害にあった非住家			棟（自家、借家）				
食料、家財等の滅失状況		①食料		②炊事用具		③被服類		④寝具類		⑤その他		
課 税 の 状 況	非課税 ・ 均等割 ・ 所得割			調 査 責 任 者 の 意 見								
世 帯 類 型	被保護 ・ 身障 ・ 老人 ・ 母子（父子） ・ 要保護 ・ その他											
必要な救助	避難所 ・ 応急仮設住宅 ・ 炊き出し ・ 飲料水 ・ 被服寝具 ・ 医療 ・ 助産 ・ 救出 ・ 住宅応急修理学用品 ・ 埋葬 ・ 死体捜索 ・ 死体処理 ・ 障害物除去 ・ 災害弔慰金等 ・ 災害援護資金 ・ その他（											

世帶別被害調査表

– 99 –

地区別被害状況調査表

[illegible]

様式 4

救助活動の種類別実施状況

市 町 村 名		富士東部保健福祉事務所部名		令和 年 月 日 時 分	
		報告 年 月 日 ・ 時刻			
救助の種類	救助の内容等			救助の種類	救助の内容等
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所) ②避難者数 (世帯 人) ③避難所別の内訳 (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人) (世帯 人)			(5) 死体の捜索	①捜索月日 月 日 時～ 月 日 時 ②捜索対象 ③捜索地域 ④捜索方法 (具体的)
(2) 炊き出しその他食品の給与	① 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ② 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ③ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ④ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑤ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑥ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人) ⑦ 月 日 (朝食 人、 昼食 人、 夕食 人)			(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時 ②処理件数 大人 (12歳以上) 体 子供 (12歳未満) 体 ③検 案 者 () 体 ④安置場所 () 体 () 体
(3) 飲料水の供給	給水車～ 台 (月 日 ～ 月 日) 延 L ペットボトル～ 本 (月 日 ～ 月 日) 延 L ろ過器～ 器 (月 日 ～ 月 日) 延 L			(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時 ②埋葬者数 人
(4) 災害を受けた者の救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時 ②地区名 世帯 名 ③救出人員 ④救出方法 (具体的)			(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時 ②支給状況 中学生 人 小学生 人
				(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時 ②作業箇所 箇所 ③作業方法
				(10) 家屋の応急修理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時 ②修理家屋 箇所 ③修理方法

様式5

救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

富士吉田市

救助の種目別	年 月 日	品 名	単位 呼称	摘 要	受	払	残	備 考

注) 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具・燃料・浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品・衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

様式6

避難所設置及び収容状況

富士吉田市

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

様式 7

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

富士吉田市

[illegible]

様式8

炊 き 出 し 給 与 状 況

富士吉田市

炊 出 し 場 の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

様式 9

飲料水の供給簿

富士吉田市

[illegible]

様式 10

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検 案 数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患 者 数	措 置 の 要			
		人		人	円	
計						

様式 11

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

富士吉田市

診療機関名		患者氏名	診療期間	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院	通 院		
			月 日			点	点	円	
計	機関	人							

様式 12

助 産 台 帳

富士吉田市

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

様式 13

死 体 捜 索 状 況 記 録 簿

富士吉田市

年月日	搜索 人員	搜索用機械・器具								実支出額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金 額	月 日	修 繕 費	摘 要			
計											

様式 14

死 体 処 理 台 帳

富士吉田市

処 理 年 月 日	死体発見の 日時及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理費			死 体 の 一 時 保 存 費	検案料	実支出額
			氏 名	続柄	品 名	数量	金 額			
計		人								

様式 15

埋 葬 台 帳

富士吉田市

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 をお こなった者		埋 葬 費			
		氏 名	年 齢	死 亡 者 との関係	氏 名	棺（附属品 を 含 む）	埋葬又 火葬料	骨 箱	計
計		人							

様式 16

物資の給与状況

富士吉田市

[illegible]

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 所属職氏名

印

様式 17

学用品の給与台帳

富士吉田市

[illegible]

様式 18

障 害 物 の 除 去 状 況

富士吉田市

住家被害程度 区 分		氏 名	除去に要した 期 間	実 支 出 額	除去に要すべき状態の概要	備 考
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
			月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式 19

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

富士吉田市

応急仮設 住宅番号	世 帯 氏 主 名	家族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
		人									
計	世帯										

様式 20

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

富士吉田市

世帯主氏名		修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
計	世帯				

様式 2 1

輸 送 記 録 簿

山梨県
富士吉田市

輸送 月日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費					燃 料 費	実支 出額
			使用車両等			故障車両等		修繕	修 繕	故障		
			種類	台 数	金 額	登 録 番 号	所有者	月日	費	の 概要		
計												

様式 22

賃金職員等雇上台帳

[illegible]

第1号様式

管理団体で水防箇所
毎に作成するもの

○印

管理団体名				指定非指定の別													
水防実施時の台風名又は豪雨名								報告年月日		令和 年 月 日							
場 所		川右岸 地先						要 費 経 費		管理団体名		県 支 出 分		合 計			
日 時		自 至 月 日 日								人 手 当		円		円		円	
出勤人員数		水防団員		消防団員		そ の 他				計		円		円		円	
		人		人		人				人		円		円		円	
水防作業の 概況及工法		工法 箇所 m								資 材 費		円		円		円	
								器 材 費		円		円		円			
								燃 料 費		円		円		円			
								雑 費		円		円		円			
														計		円	
合 計		円		円		円											
かます俵		枚		枚		枚											
む し ろ		枚		枚		枚											
水 防 の 効 果								な わ		kg		kg		kg			
								丸 太		本		本		本			
								そ の 他									

他の団体よりの 応援の状況		立退きの状況及び それを指示した理由	
居住者出動状況		水防功労者の氏名年令 所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等 の異常の有無及び 緊急工事を要するも のが生じた時はその 場所及び損傷状況	
現場指導官公職氏名		水防活動に関する 自己批判	
水防関係者の死傷		備考	

公用負担命令権限証

身分・所属

氏 名

上記のものに の区域に於ける水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

富士吉田市水防管理者

富士吉田市長

印

第 号

公用負担命令書

目的物

種類

員数

負担内容

使用

権用

人分等

年 月 日

富士吉田市水防管理者富士吉田市長

印

事務取扱者

印

殿

(表)

水	氏名	身分 (職名)	生年月日	第
				号
				水防公務証

8.4cm

6cm

(裏)

心得
1 記名以外の者の使用を禁ず
2 本証の身分に変更があったときは、速やかに訂正を受けること
3 本証の身分を失ったときは、直ちに本証を返還すること
4 本証は水防法第49条第2項による立入証である

(注) 水の文字はうすい水色とする。

様式第 1 号

動 員 個 人 表				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
動員時の心得 1 参集時の携行品 手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具 2 動員途上の緊急 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。				

○「東海地震に関連する情報」発表時の県民センターへの報告様式

様式第1号

市町村職員参集状況

市町村名 _____

担当者名 _____

(平成 年 月 日 : 現在)

集計時点 (○で囲む)

- ・ 注意情報 (第1・2・3 報) 発表時点
- ・ 注意情報 (第1・2・3 報) 発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況 (人)

※ 市町村 → 地方連絡本部 (地域県民センター)

○東海地震関連情報の伝達表

企画部 (安全対策課)	伝達担当者	伝達先	方 法	一般住民への伝達
	責任者 安全対策課長	庁内各課	庁内放送 口頭	
	責任者 安全対策課長	教育委員会	庁内放送 口頭	
	責任者 安全対策課長	防災関係機関 又は団体	電話	
	責任者 安全対策課長	自治会長又は 自主防災会長	電話	防災行政無線又は 回覧、口頭
	責任者 安全対策課長	消防団本団、 正・副分団長	団無線又は電話	サイレン、半鐘又は 消防自動車の拡声装 置利用
	責任者 安全対策課長	一般住民、事務所	防災行政無線	防災行政無線を通じ 市内全域一斉放送

○警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）

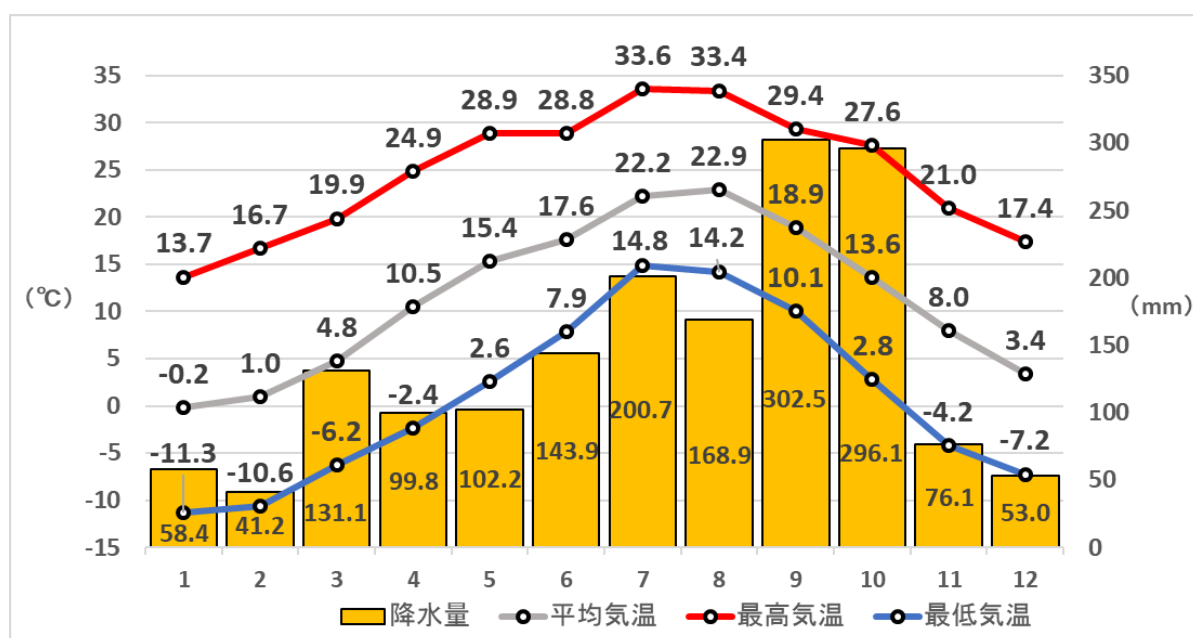
○警戒宣言による避難状況等報告書（事前、緊急、発災後）

災害発生地域	市町村		区	番号	単位	1 警戒宣言発令日時
報告番号	第	年月日時現在	避難対象世帯数	10	世帯	
報告機関		報告者名	避難対象者数	11	人	
1 事前避難			避難者数	12	人	2 災害発生年月日
区	番号	単位	避難場所	13	箇所	
			避難開始時間	14	時分	
避難対象地区名	1		避難完了時間	15	時分	3 災害の概要
			要保護者数	16	人	
			3 発災後避難			
避難対象世帯数	2	世帯	区	番号	単位	4 応急措置の状況
避難対象者数	3	人				
避難者数	4	人	避難対象地区名	17		
避難場所	5	箇所				
避難開始時間	6	時分	避難対象世帯数	18	世帯	5 消防機関の活動内容
避難完了時間	7	時分	避難対象者数	19	人	
要保護者数	8	人	避難者数	20	人	6 その他参考記事
2 緊急避難			避難場所	21	箇所	
区	番号	単位	避難開始時間	22	時分	
			避難完了時間	23	時分	
避難対象地区名	9		救護世帯数	24	世帯	
			救護者数	25	人	
						理 考

〔その他〕

○気象概況（月別気温及び降水量） 平成27年1月～令和元年12月

月	平均気温	最高気温	最低気温	降水量
1	-0.2	13.7	-11.3	58.4
2	1.0	16.7	-10.6	41.2
3	4.8	19.9	-6.2	131.1
4	10.5	24.9	-2.4	99.8
5	15.4	28.9	2.6	102.2
6	17.6	28.8	7.9	143.9
7	22.2	33.6	14.8	200.7
8	22.9	33.4	14.2	168.9
9	18.9	29.4	10.1	302.5
10	13.6	27.6	2.8	296.1
11	8.0	21.0	-4.2	76.1
12	3.4	17.4	-7.2	53.0



※このデータは河口湖における観測データを参照し、過去5年間の平均データを月別に算出している。

○人口、年齢3区分分布の表

(1)大字別人口推移 各年10月1日 現在

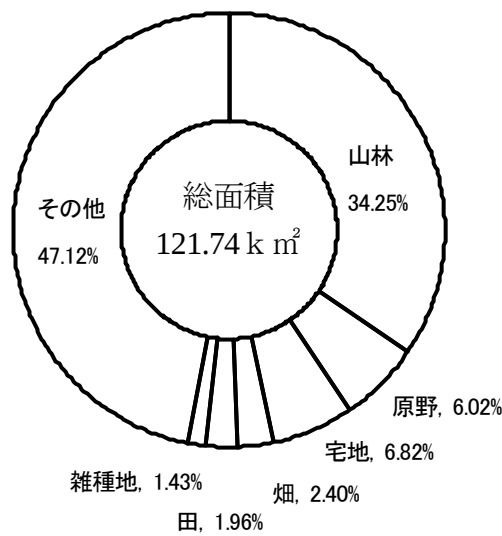
大字名		人口(人)			人口増加数(人)		人口増加率(%)	
		平成22年	平成27年	令和2年	平成22年 →27年	平成27年 →令和2	平成22年 →27年	平成27年 →令和2
富士吉田市計 (国勢調査より)		50,619	49,003	46,530	△ 1,616	△ 2,473	△ 3.2	△ 5.0
富士吉田市計 (住民基本台帳より)		52,695	50,479	48,238	△ 2,216	△ 2,241	△ 4.2	△ 4.4
1	上暮地	3,957	3,564	3,103	△ 393	△ 461	△ 9.9	△ 12.9
2	明見	8,608	7,990	7,429	△ 618	△ 561	△ 7.2	△ 7.0
3	下吉田	20,710	19,856	19,167	△ 854	△ 689	△ 4.1	△ 3.5
4	上吉田	19,420	19,069	18,539	△ 351	△ 530	△ 1.8	△ 2.8

(2)大字別年齢3区分人口(令和2年)

大字名		人口(人)				割合(%)		
		総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
			年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
富士吉田市計 (国勢調査より)		46,530	5,109	27,070	14,351	11.0	58.2	30.8
富士吉田市計 (住民基本台帳より)		48,238	5,508	28,266	14,464	11.4	58.6	30.0
1	上暮地	3,103	312	1,741	1,050	10.1	56.1	33.8
2	明見	7,429	726	4,324	2,379	9.8	58.2	32.0
3	下吉田	19,167	2,175	10,987	6,005	11.3	57.3	31.3
4	上吉田	18,539	2,295	11,214	5,030	12.4	60.5	27.1

○地目別面積

(平成31年1月1日現在)



○都市計画用途地域指定状況

(平成27年3月1日指定)

区 分	面積 (ha)	比率(%)
第 1 種 低 層 住 居 専 用 地 域	76	5.6
第 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域	53	3.9
第 1 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	206	15.1
第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	—	—
第 1 種 住 居 地 域	498	36.4
第 2 種 住 居 地 域	54	3.9
準 住 居 地 域	158	11.5
近 隣 商 業 地 域	38	2.8
商 業 地 域	42	3.1
準 工 業 地 域	154	11.3
工 業 地 域	65	4.8
工 業 専 用 地 域	24	1.8
合 計	1,368	100.0

○富士吉田市の下水道普及状況

(令和2年3月31日現在)

人 口	処理区域内人口	水洗化人口	普及率	水洗化率
48,050人	20,335人	15,131人	42.3%	74.4%

○本市における公共施設の現況一覧

管理課名	施設の名称	構造	面積(㎡)
市民協働推進課	上吉田コミュニティセンター	RC造・3F	2,744.60
市民協働推進課	下吉田コミュニティセンター	RC造・3F	1,493.66
市民協働推進課	明見コミュニティセンター	RC造・3F	1,291.92
市民協働推進課	上暮地コミュニティセンター	RC造・2F	843.27
市民協働推進課	下吉田南コミュニティセンター	RC造・2F	972.92
市民協働推進課	コミュニティ供用施設新屋会館	RC造・2F	397.29
市民協働推進課	コミュニティ供用施設上宿会館	RC造・2F	360.91
市民協働推進課	コミュニティ供用施設中曽根会館	RC造・2F	207.02
市民協働推進課	コミュニティ供用施設松山会館	RC造・2F	432.11
市民協働推進課	コミュニティ供用施設幸町会館	RC造・2F	224.00
市民協働推進課	コミュニティ供用施設竜ヶ丘会館	RC造・2F	467.92
市民協働推進課	コミュニティ供用施設中村会館	RC造・2F	351.49
市民協働推進課	コミュニティ供用施設東町会館	RC造・2F	358.46
市民協働推進課	コミュニティ供用施設新町会館	S造・3F	281.70
市民協働推進課	コミュニティ供用施設富士見町会館	RC造・2F	434.53
市民協働推進課	コミュニティ供用施設大明見会館	RC造・2F	480.47
市民協働推進課	コミュニティ供用施設向原会館	RC造・2F	381.98
市民協働推進課	コミュニティ供用施設小明見会館	RC造・2F	425.40
市民協働推進課	コミュニティ供用施設白糸町会館	RC造・2F	244.82
市民協働推進課	コミュニティ供用施設西町会館	S造・3F	127.07
市民協働推進課	コミュニティ供用施設浅間町会館	RC造・2F	342.32
市民協働推進課	コミュニティ供用施設中央会館	RC造・2F	231.05
市民協働推進課	コミュニティ供用施設旭町会館	RC造・2F	340.92
市民協働推進課	コミュニティ供用施設仲町会館	RC造・2F	294.92
市民協働推進課	コミュニティ供用施設寿町会館	RC造・2F	339.48
市民協働推進課	コミュニティ供用施設御茶屋会館	RC造・2F	224.57
市民協働推進課	コミュニティ供用施設下宿会館	RC造・2F	323.00
市民協働推進課	コミュニティ供用施設赤坂会館	S造・2F	238.58
市民協働推進課	市民ふれあいセンター	RC造・2F	988.40
安全対策課	防災備蓄倉庫(仲町)	RC造・2F	299.00
安全対策課	防災備蓄倉庫(向原)	RC造・2F	207.00
安全対策課	防災備蓄倉庫(旭町)	RC造・2F	424.00
安全対策課	防災備蓄倉庫(上暮地)	RC造・2F	388.00
安全対策課	防災備蓄倉庫(松山)	RC造・2F	388.00
管財契約課	市庁舎 本館	RC造・S造・3F	4,169.93
管財契約課	市庁舎 東庁舎	SRC造・5F	2,083.24
管財契約課	市庁舎 西別館	RC造・5F	520.00
管財契約課	市庁舎 西会議室棟	S造・1F	182.79
地域振興・移住定住課	御師浅間坊	木造	134.15
福祉課	地域福祉交流センター	RC造・3F	1,515.80
福祉課	特別養護老人ホーム寿荘	RC造・3F	5,717.00
子育て支援課	富士吉田市福祉ホール・子育て支援センター	RC造・3F	2,088.41
子育て支援課	第一保育園	RC造・2F	928.75
子育て支援課	第二保育園	RC造・2F	1,056.00
子育て支援課	第三保育園	RC造・2F	1,193.64
子育て支援課	第四保育園・マザーズホーム	RC造・2F	1,782.65
子育て支援課	第五保育園	RC造・1F	893.30
子育て支援課	第六保育園	RC造・2F	700.38
子育て支援課	第七保育園	S造・1F	927.24

健康長寿課	老人福祉センター 陶芸作業所	S造・1F	155.00
健康長寿課	訪問看護センター	S造・2F	218.66
健康長寿課	富楽時(下吉田中央コミュニティセンター)	RC造・2F・地下1F	1,564.95
健康長寿課	富士北麓総合医療センター	RC造・3F	2,096.00
環境美化センター	ごみ処理施設及びリサイクルプラザ	SRC・RC造6F	17,401.00
環境美化センター	し尿処理施設	RC造・3F	1,947.00
商工振興課	職業訓練所	CB造・1F	461.00
富士山課	富士山アリーナ	S造・1F	3451.66
富士山課	富士山レーダー・ドーム館	RC造・3F	1582.01
富士山課	道の駅富士吉田	S造・2F	1,034.34
富士山課	中ノ茶屋	木造・2F	192.00
環境政策課	明見湖公園体験工房	木造・1F	297.00
建築住宅課	西丸尾団地	RC造・木造	4,478.32
建築住宅課	下宿団地	RC造・3F・S造	1,553.60
建築住宅課	神田堀団地	木造	36.30
建築住宅課	富士見町団地	木造・RC造	5,000.30
建築住宅課	新開団地	木造・簡耐造	588.70
建築住宅課	西吉田団地	木造・簡耐造・RC造	4,771.20
建築住宅課	富士団地	簡耐造・木造	3,254.40
建築住宅課	寿団地	RC造	9,550.90
建築住宅課	数見団地	RC造・S造	4,464.00
建築住宅課	熊穴団地	RC造・3F	4,280.40
建築住宅課	小倉山団地	RC造・4F	4,992.00
建築住宅課	尾垂団地	RC造・4F・S造	5,478.60
建築住宅課	上吉田団地	木造	3,304.04
看護専門学校	看護専門学校 校舎	RC造・3F	4,647.15
看護専門学校	看護専門学校 体育館	RC+S造・1F	993.58
市立病院管理課	市立病院	RC造・5F	22,041.00
市立病院管理課	市立病院北別館	RC造・2F	1,137.00
学校教育課	下吉田第1小学校 校舎	RC造・3F	3,700.00
学校教育課	下吉田第1小学校 屋内プール	RC造・2F一部S造	707.00
学校教育課	下吉田第1小学校 体育館	S造・1F	831.00
学校教育課	下吉田第2小学校 校舎1	RC造・3F	3,371.00
学校教育課	下吉田第2小学校 校舎2	RC造・3F	3,131.00
学校教育課	下吉田第2小学校 体育館	S造	1,278.00
学校教育課	下吉田第2小学校 屋内プール	RC+S造・1F	899.00
学校教育課	下吉田東小学校 校舎1	RC造・2F	1,920.00
学校教育課	下吉田東小学校 校舎2	RC造・3F	1,980.00
学校教育課	下吉田東小学校 体育館	S造	952.00
学校教育課	下吉田東小学校 屋内プール	RC+S造・1F	903.00
学校教育課	明見小学校 校舎3	RC造・3F	2,714.00
学校教育課	明見小学校 校舎1	RC造・3F	1,216.00
学校教育課	明見小学校 校舎2	RC造・3F	1,871.00
学校教育課	明見小学校 体育館	S造	961.00
学校教育課	明見小学校 屋内プール	RC+S造・1F	811.00
学校教育課	吉田小学校 校舎3	RC造・3F	3,898.00
学校教育課	吉田小学校 校舎2	RC造・3F	375.00
学校教育課	吉田小学校 校舎1	RC造・3F一部S造	1,353.00
学校教育課	吉田小学校 体育館	S造	1,010.00
学校教育課	吉田小学校 屋内プール	RC+S造・1F	745.00
学校教育課	吉田西小学校 校舎1	RC造・2F一部S造	1,792.00

学校教育課	吉田西小学校 校舎2	RC造・3F	2,484.00
学校教育課	吉田西小学校 校舎3	RC造・2F	360.00
学校教育課	吉田西小学校 体育館	S造	972.00
学校教育課	吉田西小学校 屋内プール	RC+S造・1F	786.00
学校教育課	富士小学校 校舎	RC造・3F	4,263.00
学校教育課	富士小学校 体育館	S造	868.00
学校教育課	富士小学校 屋内プール	RC+S造・1F	728.00
学校教育課	下吉田中学校 校舎1	RC造・4F一部S造	4,644.00
学校教育課	下吉田中学校 校舎2	RC造・4F	3,000.00
学校教育課	下吉田中学校 体育館	S造	1,565.00
学校教育課	下吉田中学校 屋内プール	RC+S造・1F	925.00
学校教育課	明見中学校 校舎1	RC造・3F一部S造	4,641.00
学校教育課	明見中学校 校舎2	RC造・1F	283.00
学校教育課	明見中学校 体育館	S造	1,358.00
学校教育課	明見中学校 格闘場	S造	602.00
学校教育課	明見中学校 屋内プール	RC+S造・1F	967.00
学校教育課	吉田中学校 校舎1	RC造・4F	5,959.00
学校教育課	吉田中学校 校舎2	RC造・1F	315.00
学校教育課	吉田中学校 体育館	S造	1,410.00
学校教育課	吉田中学校 武道場	S造・1F	244.00
学校教育課	吉田中学校 屋内プール	RC+S造・1F	997.00
学校教育課	富士見台中学校 校舎	RC造・3F	3,018.00
学校教育課	富士見台中学校 体育館	S造	870.00
学校教育課	富士見台中学校 屋内プール	RC造+S造	757.00
学校教育課	寿町教職員住宅	RC造・5F	948.00
学校教育課	東町教職員住宅	RC造・3F	1,556.00
学校給食センター	学校給食センター	S造・2F	3,498.97
生涯学習課	鐘山総合体育館	S造・2F	5,627.00
生涯学習課	青少年センター	RC造・2F	2,469.39
生涯学習課	富士五湖文化センター（ふじさんホール）	RC造・5F	3,142.00
生涯学習課	富士吉田市民会館 市立図書館	RC造・4F	4,147.00
歴史民俗博物館	ふじさんミュージアム	RC造・4F	3,996.29
歴史民俗博物館	御師の家（小佐野家模造復原）	木造	256.00
歴史民俗博物館	農家（旧武藤家住宅）	木造	155.00
歴史民俗博物館	農家（旧宮下家住宅）	木造	119.00
歴史民俗博物館	御師旧外川家住宅	木造	282.00
歴史民俗博物館	御師町お休み処	RC造・1F	102.24

○文化財一覧（令和3年12月31日現在）

（１）国指定文化財

種 目	名 称	指定年月日	所 在 地	所有者（継承者）
重要文化財（建造物）	北口本宮富士浅間神社東宮本殿	M40. 8. 28	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
重要文化財（建造物）	北口本宮富士浅間神社本殿	S28. 3. 31	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
重要文化財（建造物）	北口本宮富士浅間神社西宮本殿	S28. 3. 31	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
重要文化財（建造物）	北口本宮富士浅間神社（拝殿及び幣殿・恵毘壽社及び透塀・神楽殿・手水舎・随神門・福地八幡社・諏訪神社拝殿・社務所）	H29. 11. 28	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
重要文化財（建造物）	小佐野家住宅主屋・蔵	S51. 5. 20	上吉田 7-11-1	小佐野得季
重要文化財（建造物）	外川家住宅（主屋 1 棟 離座敷 1 棟 中門 1 棟）	H23. 6. 20	上吉田三丁目 503 番地	富士吉田市
重要文化財（工芸品）	太刀 銘 表 備州長船經家	T12. 3. 28	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
重要文化財（書跡）	紙本墨書 仁王経疏卷上本圓測撰 一卷	S11. 5. 6	上吉田 2288-1	堀内 昭
重要無形民俗文化財	吉田の火祭	H24. 3. 8	上吉田	吉田の火祭保存会
史跡	富士山	H23. 2. 7	山梨県・静岡県	北口本宮富士浅間神社他
特別名勝	富士山	S27. 11. 22	富士吉田市外 1 町 3 ヶ村	山梨県 他
天然記念物	山ノ神のフジ	S3. 1. 31	上暮地 2114	山神社
天然記念物	吉田胎内樹型	S4. 12. 17	上吉田字剣丸尾 5590	山梨県
天然記念物	雁ノ穴	S7. 10. 19	上吉田字雁ノ穴 5605	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
天然記念物	躑躅原のレンゲツツジ及びフジザクラ群落	S3. 3. 3	上吉田字鈴原下 5603	山梨県

（２）県指定文化財

種 目	名 称		所 在 地	所有者（継承者）
有形文化財（建造物）	宮下家住宅 一棟	S58. 12. 7	上吉田東 7-27-1	富士吉田市
有形文化財（彫刻）	木造釈迦如来立像	S39. 11. 19	上吉田 7-7-1	西念寺
有形文化財（彫刻）	銅造如来形立像 附延享四年状 1 通	H5. 11. 29	上吉田 38	上行寺
有形文化財（工芸品）	刀 大磨上無銘 伝山城国来国真	S45. 12. 23	下吉田 356	渡辺皓彦
有形文化財（工芸品）	不動明王像御正体	H27. 2. 5	上吉田東 7-27-1	富士吉田市
有形文化財（考古資料）	西方寺弥陀種子板碑 附西方寺弥陀種子板碑 1 基	S62. 12. 2	小明見 2-18-27	西方寺
有形文化財（考古資料）	上中丸遺跡埋納遺構出土品一括	H30. 3. 1	上吉田東 7-27-1	富士吉田市
有形民俗文化財	食行身祿の御身抜及び行衣・野袴	S36. 12. 7	上吉田東 7-27-1	富士吉田市
有形民俗文化財	藍染資料 一式	S39. 2. 20	上吉田 1-10-20	山口信太郎
無形民俗文化財	北口本宮富士浅間神社太々神楽	H4. 6. 22	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社神楽講
無形民俗文化財	下吉田の流鏝馬祭	H29. 9. 7	下吉田	下吉田の流鏝馬保存会
天然記念物	富士浅間神社の大スギ	S33. 6. 19	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社

(3) 市指定文化財

種 目	名 称		所 在 地	所有者（継承者）
有形文化財（建造物）	正福寺の本堂	S41. 11. 1	浅間 1-5-38	正福寺
有形文化財（建造物）	正福寺の経堂・八角輪転蔵	S41. 11. 1	浅間 1-5-38	正福寺
有形文化財（建造物）	大正寺の鐘楼	S41. 11. 1	浅間 1-2-1	大正寺
有形文化財（建造物）	福源寺の太子堂	S41. 11. 1	下吉田 3-41-18	福源寺
有形文化財（建造物）	旧武藤家住宅 農家	S58. 8. 25	上吉田東 7-27-1	富士吉田市
有形文化財（建造物）	浅間坊表門	H27. 2. 24	上吉田 4-1-22	
有形文化財（絵画）	絹本著色無本覚心像 絹本著色孤峰覚明像 絹本著色絶学祖能像	S52. 2. 10	下吉田 3-26-18	月江寺
有形文化財（絵画）	絹本著色仏涅槃図 絹本著色蛤蜊観音図 紙本著色峻翁令山像 絹本著色拔隊得勝像賛文 絹本著色禅心聖悦像	H22. 2. 25	下吉田 3-26-18	月江寺
有形文化財（絵画）	渡辺雪峰日本画下絵	S62. 6. 1	上吉田東 7-27-1	渡辺 幹夫
有形文化財（絵画）	本殿絵馬五面 附 絹本著色 富士山北面図	H14. 11. 29	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
有形文化財（彫刻）	木造聖観音菩薩坐像	H22. 2. 25	下吉田 3-26-18	月江寺
有形文化財（工芸品）	万年寺の梵鐘	S41. 11. 1	向原 1-6071	万年寺
有形文化財（工芸品）	太刀 生産無銘 伝舞草山湖丸	S56. 4. 28	下吉田 1-7-19	天野隆三
有形文化財（工芸品）	刀 朱銘 磨上備前国長船長光	S56. 4. 28	新倉 3-12-22	渡辺平八郎
有形文化財（工芸品）	太刀 大磨上無銘 伝尻懸則長	S58. 1. 4	下吉田 1-7-19	天野隆三
有形文化財（工芸品）	太刀 銘 表 以軍艦三笠砲 鋼秀明作	S58. 1. 4	緑ヶ丘 2-7-2	小佐野 淳
有形文化財（工芸品）	脇指 銘 安藤重光（花押）	S58. 1. 4	新町 3-12-22	渡辺平八郎
有形文化財（古文書）	菊田日記	S48. 10. 1	上吉田東 7-27-1	菊田楊子
有形文化財（古文書）	一字不説の巻	S62. 6. 1	上吉田 5-10-25	田辺四郎
有形文化財（古文書）	富士乃日記	S63. 2. 10	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
有形文化財（古文書）	橘屋勘右衛門日記	R2. 5. 28	上吉田東 7-27-1	小澤輝展
無形民俗文化財	小明見富士浅間神社の神楽舞	S44. 3. 4	小明見	太々神楽舞保存会
無形民俗文化財	小明見の神楽舞（獅子舞）	S48. 10. 1	小明見	小明見神楽舞保存会
無形民俗文化財	天神社の獅子舞神楽と馬鹿踊	S54. 11. 30	下吉田	仲組神楽保存会
無形民俗文化財	小室浅間神社流鏝馬	S57. 10. 6	下吉田	小室の里流鏝馬保存会
無形民俗文化財	富士山元講	S61. 1. 11	上吉田 3-15-13	富士山元講
無形民俗文化財	松山の獅子神楽	H18. 8. 25	松山 2-10-18	松山の獅子神楽保存会
無形民俗文化財	新屋の獅子神楽	H30. 4. 26	新屋	新屋獅子神楽保存会
無形民俗文化財	向原上組の道祖神祭	R2. 5. 28	向原上組	向原上組道祖神世話人
無形民俗文化財	向原下組の道祖神祭	R2. 5. 28	向原下組	向原下組道祖神御神木保存会
史 跡	新倉掘抜	S41. 11. 1	新倉 2568	新倉掘抜保存会
史 跡	富士山遥拝所女人天上	S55. 10. 15	上吉田字細尾野 5616	山梨県
史 跡	石屋の寝床及び石切場跡	S61. 2. 19	上吉田字鳥居木 5598	山梨県

名 勝	大正寺の庭園	S44. 3. 4	新倉 1-2-1	大正寺
天然記念物	小室浅間神社のカツラ	S44. 3. 4	下吉田 3-32-18	小室浅間神社
天然記念物	獅子岩	S61. 12. 1	下吉田 6545	不動尊日代御子大神社
天然記念物	向原のイチイ	H4. 9. 1	向原 2-16-33	舟久保兵太郎
天然記念物	北口本宮富士浅間神社のスギ	H4. 9. 1	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
天然記念物	大塚丘のヒノキ	H4. 9. 1	上吉田 5619	北口本宮富士浅間神社
天然記念物	北口本宮富士浅間神社のヒノキ	H4. 9. 1	上吉田 5558	北口本宮富士浅間神社
天然記念物	上暮地日影のカキ	H4. 9. 1	上暮地 4071	大谷勝己
天然記念物	新倉富士浅間神社のモミ	H6. 2. 1	浅間 2-4-1	新倉富士浅間神社
天然記念物	新倉富士浅間神社のヒノキ	H6. 2. 1	浅間 2-4-1	新倉富士浅間神社
天然記念物	大明見小室浅間神社のコナラ	H6. 2. 1	大明見 2-148	大明見小室浅間神社
天然記念物	中宿山神社のエゾエノキ	H6. 2. 1	上吉田 3-9-2	中宿山神社
天然記念物	中宿山神社のコブシ	H6. 2. 1	上吉田 3-9-2	中宿山神社
天然記念物	大明見山神社のモミ	H6. 6. 29	大明見 3499	大明見山神社
天然記念物	小明見字海端子之神社のウワミズザクラ	H6. 6. 29	小明見 5-3352	小明見子之神社
天然記念物	上暮地山神社のイタヤカエデ	H6. 6. 29	上暮地 2114	上暮地山神社
天然記念物	上暮地浅間神社のカヤ群	H6. 6. 29	上暮地 6-11-3	上暮地浅間神社
天然記念物	大明見の大ナシ	H6. 6. 29	大明見 5-66	宮下重範

(4) その他の文化財

国登録有形文化財	鹿留発電所うそぶき放水路吐口部	H9. 1. 5	富士吉田市旭 5-2457-1, 5-2462-1, 5-4636-1	東京電力カリニューアブルパワー株式会社
国登録有形文化財	原家住宅主屋	H29. 10. 27	上吉田 6-162	原寅夫
国登録有形文化財	上文司家住宅主屋	H29. 10. 27	上吉田 4-269	上文司厚
国登録有形文化財	高尾家住宅主屋（絹屋町織物市場）	H29. 10. 27	下吉田 2-431	高尾智恵子
国登録有形文化財	富士山元祠	R3. 10. 14	上吉田字浅間下 1-1	宗教法人扶桑教元祠
県指定文化財 天然記念物	キマダラルリツバメ	S52. 3. 31	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市及び大月市	

○避難促進施設の名称及び所在地

施設の名称	施設の所在地
本八合目トモエ館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
本八合目富士山ホテル	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
元祖室	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
白雲荘	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
蓬莱館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
太子館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（八合目）
東洋館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
鳥居荘	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
富士一館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
鎌岩館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
七合目トモエ館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
日の出館	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
花小屋	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（七合目）
富士山六合目安全指導センター	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（六合目）
里見平・星観荘	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（六合目）
佐藤小屋	山梨県富士吉田市上吉田字富士山北向 5618（五合目）
富士山五合目総合管理センター	山梨県富士吉田市上吉田字小御岳下 5617
こみたけ売店	山梨県富士吉田市上吉田字小御岳下 5617
富士山みはらし	山梨県富士吉田市上吉田字小御岳下 5617
富士山小御嶽神社	山梨県富士吉田市上吉田字小御岳下 5617
中ノ茶屋	山梨県富士吉田市上吉田字鈴原下 5603

※五合園レストハウス、富士急雲上閣は所在地が鳴沢村のため、避難促進施設の指定は鳴沢村が行う。

富士吉田市 富士山火山避難計画

令和 2 年 1 月改訂

目 次

第1章 総 則	富火避 1 ～ 2
〔策定経緯、位置付け、避難の基本方針、基本的な考え方、前提〕	
第2章 火山現象別の避難	
噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表	富火避 3
1. 火口形成・火砕流・大きな噴石	富火避 4
2. 融雪型火山泥流	富火避 5 ～ 6
3. 火山灰	富火避 7 ～ 8
4. 降灰後土石流	富火避 9
4－1 富士吉田市内土石流危険渓流（降灰後土石流）一覧表	富火避 1 0
4－2 富士吉田市内土石流危険渓流マップ（降灰後土石流）	富火避 1 1
5. 溶岩流	
5－1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア	富火避 1 2
5－2 富士吉田市内溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア及びライン図	富火避 1 3
5－3 富士吉田市内避難経路マップ	富火避 1 4
5－4 山梨県内広域避難概要マップ	富火避 1 5
5－5 自治会別広域避難一覧表	富火避 1 6
5－6 ライン及び自治会別広域避難一覧（一般住民）	富火避 1 7 ～ 1 9
5－7 ライン及び自治会別広域避難一覧（避難行動要支援者）	富火避 2 0 ～ 2 2
5－8 避難受入市避難所一覧及びマップ	富火避 2 3 ～ 3 3
(甲府市23～25、韮崎市26・27、南アルプス市28・29、北杜市30・31、甲斐市32・33)	
第3章 避難に関する行動基準表	富火避 3 4
第4章 今後の検討事項	富火避 3 5

第 1 章 総則

1. 富士吉田市富士山火山避難計画の策定経緯

富士山火山防災対策は、2000 年から 2001 年に多発した低周波地震をきっかけに、これまで火山防災マップの配布、地域防災計画富士山火山編の策定のほか、山梨県側の富士山周辺市町村で構成した「富士山火山防災協議会」で防災訓練、要望活動などの取組みを実施してきた。

また、平成 24 年 6 月に国、三県（山梨・静岡・神奈川県）、周辺市町村ほか 58 機関で設立された「富士山火山防災対策協議会」（以下「協議会」という。）において、富士山で噴火が発生した場合、広範囲に影響が及ぶことも想定されるため、迅速な避難を実施するため「富士山火山広域避難計画」（以下「広域計画」という。）が平成 27 年 3 月に策定された。

広域計画では、県及び市町村の火山防災対策の要となる避難に関する原則的な事項が示され、地域防災計画富士山火山編では、県、市町村、防災機関等が必要な予防、応急対策に関する事項が示されている。しかし、広域計画および地域防災計画富士山火山編には具体的で実践的な計画の内容が言及されていないことから、富士吉田市富士山火山避難計画（以下「本計画」という。）を定めるものである。

2. 富士吉田市富士山火山避難計画の位置付け

本計画は、広域計画に定められた事項に基づき具体的な検討を行ったもので、富士吉田市地域防災計画富士山火山編の詳細な避難対応や対策をまとめたものである。

3. 避難に関する基本方針

本計画は、火口が特定できず大規模な噴火が発生すると見込まれる場合、または発生した場合の富士北麓地域から遠方に避難する「広域避難」と中小規模な噴火や火山活動が静穏化しつつある場合の近隣自治体及び市内に避難する「地域内避難」について定める。

4. 避難の基本的な考え方

1 避難時期と避難先の考え方

避難時期と避難先については、火山現象の発生から避難までの時間的猶予の有無や生命への危険性の大きさを考慮して、広域計画と同様に表 1 のとおり整理する。富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的猶予がなく、また、生命への危険性が大きいため、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。

ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的猶予があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰及び小さな噴石については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず市内の安全な場所へ避難し、受入れ可能人数を超えた場合には市外へ広域避難とする。

2 広域避難先

富士北麓地域を越えての山梨県内の広域避難が必要になる場合、富士吉田市は以下の市へ避難するものとする。

(1) 甲府市 (2) 韮崎市 (3) 南アルプス市 (4) 北杜市 (5) 甲斐市

3 広域避難先の受入手順

前項の市へ広域避難を実施する際には、山梨県に報告し、受入先市町村と協議確認の上避難所を決定する。受入市町村の指示の後避難を実施する。

広域計画では、原則として避難者は受入市町村の一時集結地に集合した後に、各避難所へ行くことになっているが、富士吉田市と受入市の協議が済み、避難所が開設できる状況であればこの限りではない。

4 他県への広域避難

避難所収容可能施設の不足、火山活動の拡大化など山梨県内での避難が完了せず、静岡、神奈川県に避難が必要となった場合は山梨県に対し、避難受入の要請をする。さらに各県の受入が困難で、別の都道府県に避難が必要となった場合は、国や全国知事会への受入れを要請する。

5. 富士吉田市富士山火山避難計画の前提

本計画の基本方針として、対象とする火山現象の規模、影響想定範囲、避難対象の範囲・区分、避難時期・避難先、避難開始基準、避難解除基準、火山現象別の避難の考え方、段階別の避難の流れを広域計画の「第2編広域避難計画」によるものとする。

表1 避難時期と避難先の考え方

	時間的猶予なし 【各現象発生前に避難】	時間的猶予あり 【各現象発生後に避難】
生命への危険性が大きい 【避難対象エリア外へ避難】	火口形成 大きな噴石 融雪型火山泥流 火砕流 溶岩流 (溶岩流到達3時間以内) 降灰後土石流	溶岩流 (溶岩流到達3時間超)
生命への危険性が相対的に小さい 【避難対象エリア内で避難】	—	降灰 小さな噴石

※小さな噴石は、時間的猶予ありとしているが、近隣に退避する建物がない場合は時間的猶予なしとなる。

第2章 火山現象別の避難

噴火警戒レベル・火山現象別の避難行動整理表
○噴火前(警戒レベルの上昇)と噴火開始直後の避難

区分			火砕流、大きな噴石		溶岩流			融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
			火口形成									
			第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	避難対象エリア	避難対象エリア	屋内避難対象エリ ア	影響想定範囲	避難対象エリア
噴火前	レ噴火警戒 レベル3	一般住民	避難 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		避難行動要支援者										
		観光客・登山者	避難・入山規制 【全方位】									
	レ噴火警戒 レベル4	一般住民	避難 【全方位】	避難準備 【全方位】	—	—	—	避難準備 【全方位】	【降灰前に避難を要する場合】 避難準備 —		—	—
		避難行動要支援者		避難 【全方位】				避難 【全方位】				
		観光客・登山者	避難・入山規制 【全方位】	避難・入山規制 【全方位】				避難・入山規制 【全方位】				
	レ噴火警戒 レベル5	一般住民	避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難準備 【全方位】	—	—	避難【全方位】	避難	避難準備	—	—
		避難行動要支援者			避難 【全方位】							
		観光客・登山者	避難・入山規制 【全方位】	避難・入山規制 【全方位】	避難・入山規制 【全方位】			避難・入山規制 【全方位】				
噴火開始直後	一般住民	避難 【全方位】	避難 【全方位】	避難 【必要なライン】	避難準備 【必要なライン】	—	避難 【必要な範囲】	【降灰可能性マップの範囲】 避難準備 屋内避難準備		屋内退避準備	—	
	避難行動要支援者				避難 【必要なライン】							
	観光客・登山者	避難・入山規制 【全方位】	避難・入山規制 【全方位】	避難・入山規制 【必要なライン】	避難・入山規制 【必要なライン】		避難・入山規制 【必要な範囲】					

○噴火開始後の現象発生別の避難

区 分		溶岩流					融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア	避難対象エリア	避難 対象エリア	屋内避難 対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア
現象の発生		溶岩流流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の 降下の場合	土石流の危険 がある場合
噴火開始後	一般住民	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難 【対象ライン】	避難準備 【対象ライン】	(事前避難)	降灰シミュレーション (気象庁作成)の範囲等を参考に設定 避難 屋内退避		屋内退避	避難準備 / 避難 (降雨により)
	避難行動要支援者					避難 【対象ライン】					
	観光客・登山者	避難・入山規制 【対象ライン】	避難・入山規制 【対象ライン】	避難・入山規制 【対象ライン】	避難・入山規制 【対象ライン】	避難・入山規制 【対象ライン】					

*A: 4次Aに溶岩流流下の可能性

*B: 4次Bに溶岩流流下の可能性

※富士山火山防災広域避難計画(「広域避難の流れ」第2編第2章表6)よりまとめ

1 火口形成・火砕流・大きな噴石

火口形成

噴火前の段階では、想定火口範囲内のどこに火口ができるか特定できないため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

火砕流

火砕流とは、高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって山体を流下する現象であって、流下速度が時速数十k mから百数十k mと高速であるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

大きな噴石

噴火と同時に飛散することがあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

噴火前・噴火開始直後の避難計画

区分			火口形成	火砕流、大きな噴石
			第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア
噴火前	噴火警戒 レベル3	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	—
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者		
	噴火警戒 レベル4	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難準備 全方位 【該当者なし】
		避難行動 要支援者		避難 全方位 【該当者なし】
		観光客 登山者		避難・入山規制 全方位
	噴火警戒 レベル5	一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位 【該当者なし】
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者		
噴火開始直後		一般住民	避難 全方位 【該当者なし】	避難 全方位 【該当者なし】
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者		

※ いずれも第3次避難エリア以降には影響しないとされている。

2 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流とは、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で溶け、一気に溶けた水が斜面の砂を取り込んで、高速で流下する現象である。流下速度が時速60 km超になることから、溶岩流のような段階的な避難対策はとらずに噴火前及び噴火開始直後の避難とする。

避難対象エリアは、融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲で、融雪型火山泥流からの避難先は原則、避難対象エリア外の高所、高台や堅牢な建物とする。

※ 融雪型火山泥流による富士吉田市の影響想定人口 約5万人

※ 融雪型火山泥流の流下により、堆積が予想される富士吉田市の影響想定人口 約2.5万人

噴火前・噴火開始直後の避難計画（山体の積雪平均50 cmを想定）

区分			避難対象エリア内にいる人 (融雪型火山泥流の流下、堆積 が予想される範囲)	避難先
噴火前	噴火警戒 レベル 3	一般住民	—	融雪型火山泥流は、短時間 で到達する可能性を踏まえ、 避難先は、原則、避難対象エ リア外の高所、高台や堅牢な 建物としていることから、市 町村外への広域的な避難は行 わない。 具体的な避難場所 最寄の指定緊急避難場所も しくは指定避難所又は堅牢な 建物等
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者		
	噴火警戒 レベル 4	一般住民	避難準備	
		避難行動 要支援者	避難	
		観光客 登山者	避難・入山規制	
	噴火警戒 レベル 5	一般住民	避難	
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者	避難・入山規制	
噴火開始直後		一般住民	避難	
		避難行動 要支援者		
		観光客 登山者	避難・入山規制	

融雪型火山泥流からの避難(自治会別)

人員:令和元年12月1日現在

	自治会	人員	避難場所	
滝沢堀・桂川沿いの地域	鐘山	642		鐘山スポーツセンター・富士山アリーナ
	大明見	3,427	明見コミュニティセンター外最寄の安全な避難所等	大明見会館・明見中学校・明見コミセン・第二保育園・明見小学校・小明見会館・向原会館・下吉田東小学校・東町会館
	小明見	2,588		
	東町	2,345		
間堀川沿いの地域	新屋	2,645	上吉田コミュニティセンター外最寄の安全な避難所等	上吉田コミセン・新屋会館・第五保育園・吉田小学校・富士北稜高校・下宿会館・吉田中学校・ひばりが丘高校・中曽根会館・第六保育園
	中宿	2,668		
	下宿	2,356		
	中曽根	1,497		
	幸町	940	下吉田南コミュニティセンター外最寄の安全な避難所等	吉田高校・下吉田南コミセン・幸町会館・御茶屋町会館
	御茶屋町	935		
	仲町	537	中央会館外最寄の安全な避難所等	下吉田第一小学校・西町会館・第三保育園・中央会館・下吉田東小学校・仲町会館
	しんや	514		
	西町	203		
宮川・神田堀川沿いの地域	松山	4,745	上吉田コミュニティセンター外最寄の安全な避難所等	上吉田コミセン・吉田小学校・上宿会館・第四保育園・松山会館・富士北稜高校・吉田西小学校
	上宿	4,070		
	竜ヶ丘	1,828	市民会館外最寄の安全な避難所等	下吉田第二小学校・市民会館・竜ヶ丘会館・富士学苑高校
	ときわ台	636		
	緑ヶ丘	589		
	新町	1,479	下吉田コミュニティセンター外最寄の安全な避難所等	新町会館・下吉田第一小学校・下吉田コミセン・下吉田中学校・新町会館・中村会館・第一保育園・中央会館・吉田高校
	中村	670		
	中央区	450		
	弁天町	492		
	富士見町	3,178		富士見町会館・下吉田東小学校・富士見台中学校

※被害が想定される到達時間に猶予がない場合、上記の場所以外でも、堅牢な建物の階上に避難する。

3 火山灰

火山灰からの避難（自治会別）

人員:令和元年12月1日現在

エリア	自治会	人員	噴火開始直後及び噴火開始後			
			30 c m未満の 降灰深	30 c m以上の降灰深		
				避難場所		
			避難場所	市内 (30 c m超え)	市外 (50 c m超え)	県外 (50 c m超え)
第3次避難 対象エリア	松山	4,745	自宅や最寄の建 物への屋内避難	最寄の指定緊急 避難場所もしくは 指定避難所又は 堅牢な建物	甲府市 6,242	
	中曽根	1,497			甲斐市 6,426	
	上宿	4,070			南アルプス市 3,287	
	下宿	2,356			韮崎市 935	
	新屋	2,645			北杜市 2,668	
	鐘山	642				
	御茶屋町	935				
	中宿	2,668				
第4次A避難 対象エリア	大明見	3,427			甲府市 8,805	
	竜ヶ丘	1,828				
	緑ヶ丘	589				
	幸町	940				
	仲町	537				
	旭町	1,484				
	中央区	450			甲斐市 653	
	西町	203				
	ときわ台	636			南アルプス市 1,789	
	浅間町	1,153				
	曙町	239			韮崎市 1,287	
	宮下町	222				
	赤坂	826				
	弁天町	492				
	しんや	514				
	中村	670				
	東町	2,345			北杜市 11,647	
	小明見	2,588				
	西丸尾	381				
	新町	1,479				
	富士見町	3,178				
第4次B避難 対象エリア	寿町	1,489			甲府市 1,489	
	寿団地	368			甲斐市 368	
	白糸町	1,314				
	向原	1,701			北杜市 3,015	

火山灰からの避難（避難行動要支援者；自治会別）

人員:令和元年12月1日現在

エリア	自治会	人員	噴火開始直後及び噴火開始後			
			30 c m未満の 降灰深	30 c m以上の降灰深		
			避難場所	避難場所		
				市内 (30 c m超え)	市外 (50 c m超え)	県外 (50 c m超え)
第3次避難 対象エリア	松山	106	自宅や最寄の建 物への屋内避難	最寄の指定緊急 避難場所もしくは 指定避難所又は 堅牢な建物	甲府市 140	
	中曽根	34				
	上宿	139			甲斐市 215	
	下宿	76				
	新屋	49			南アルプス市 63	
	鐘山	14			韮崎市 15	
	御茶屋町	15			北杜市 64	
	中宿	64				
第4次A避難 対象エリア	大明見	69			甲府市 218	
	竜ヶ丘	37				
	緑ヶ丘	28				
	幸町	23			甲斐市 23	
	仲町	18				
	旭町	43			南アルプス市 46	
	中央区	19				
	西町	4				
	ときわ台	19			韮崎市 28	
	浅間町	27				
	曙町	9				
	宮下町	10			北杜市 272	
	赤坂	9				
	弁天町	24				
	しんや	13			甲府市 44	
	中村	30				
	東町	47				
第4次B避難 対象エリア	小明見	37			甲斐市 1	
	西丸尾	18				
	新町	49				
	富士見町	54			北杜市 61	
	寿町	44				
	寿団地	1				
	白糸町	20				
	向原	41				

1, 190

1, 190

※避難行動要支援者のうち、本表は在宅等の要支援者についてまとめたものである。社会福祉施設、医療機関の入所者・入院患者については別途定めるものとする。

4 降灰後土石流

土石流とは、斜面や溪流の土砂が水と一体となって、流下する現象である。降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起こる降灰後の土石流は、通常より弱い雨で発生し、降灰を含んだ土砂は通常の土石流よりも広い範囲に流出する恐れがある。

避難対象エリアは、土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域とする。なお、富士吉田市の土石流危険溪流は29ヶ所とされている。

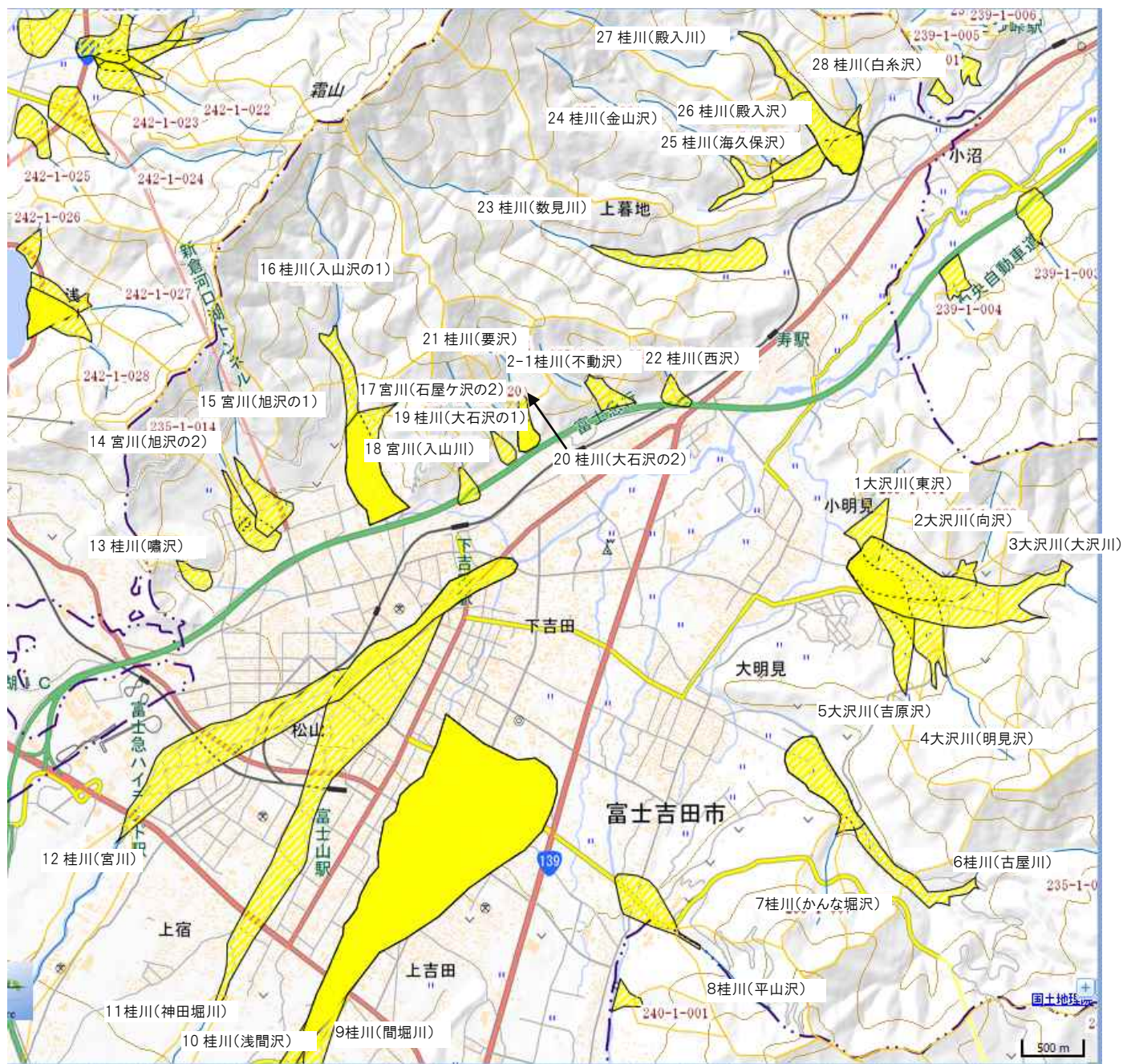
噴火開始後の避難計画

避難対象エリア内にいる者 (土石流危険溪流の土石流危険区域、または、土砂災害警戒区域)	避難開始基準	避難先
避難	国土交通省による土砂災害緊急情報に基づき、避難を開始する。 降灰後土石流は、時間的猶予がないため、現象発生前の避難とする。	基本的に土石流災害に対して指定された避難場所へ避難する。 具体的な避難場所 指定された避難対象エリア外の指定緊急避難場所又は指定避難所

4-1 富士吉田市内土石流危険溪流(降灰後土石流)一覧表

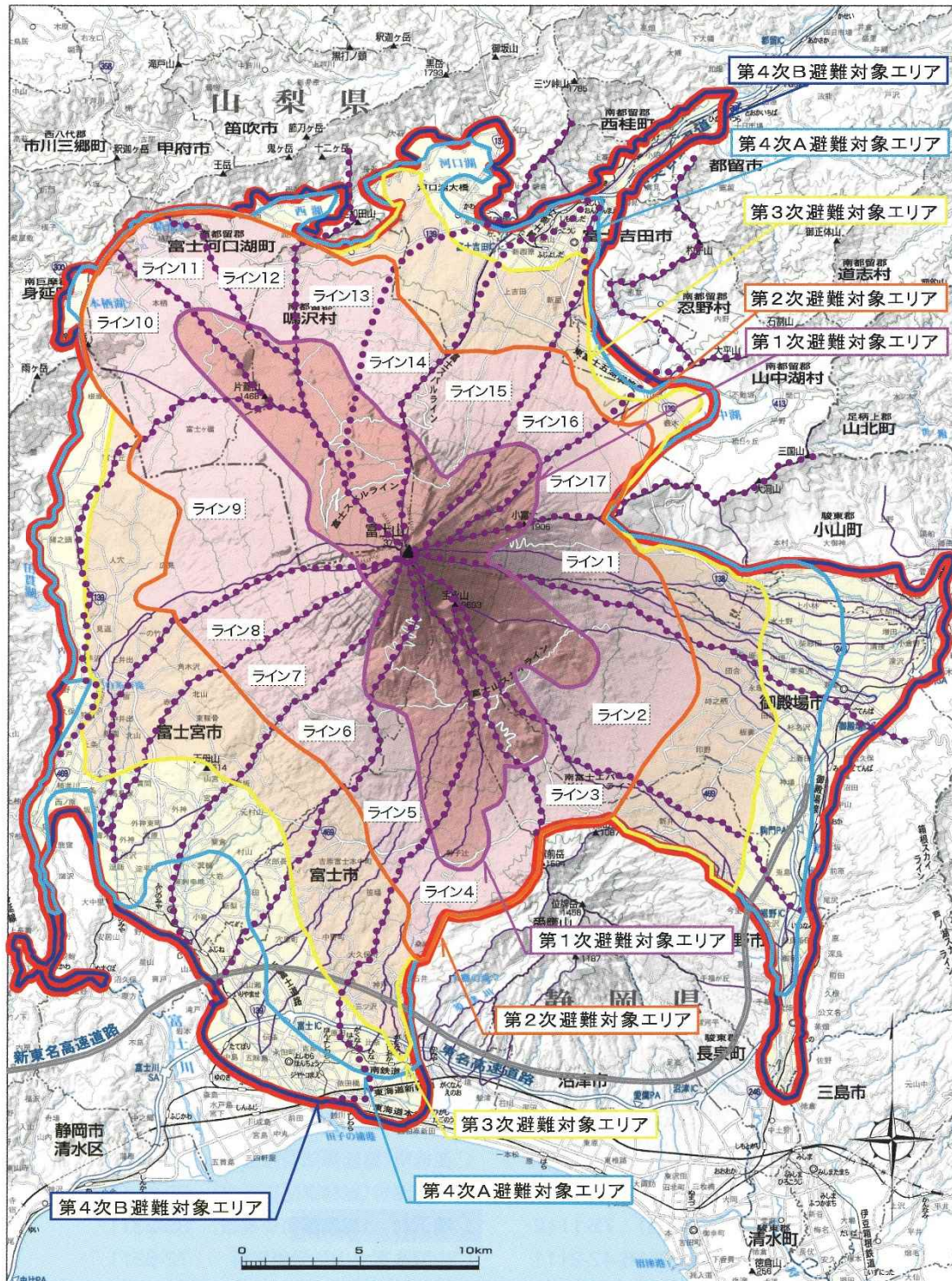
No.	河川名	溪流名	字名	対象戸数
1	大沢川	東沢	向原	44
2	大沢川	向沢	向原	257
3	大沢川	大沢川	向原	314
4	大沢川	明見沢	向原	250
5	大沢川	吉原沢	向原	138
6	桂川	古屋川	大明見	4
7	桂川	かんな堀沢	大明見	3
8	桂川	平山沢	大明見	38
9	桂川	間堀川	上吉田	1,057
10	桂川	浅間沢	上吉田	1,052
11	桂川	神田堀川	上吉田	1,020
12	桂川	宮川	松山	602
13	桂川	嘯沢(うそぶきさわ)	新倉	14
14	宮川	旭沢の2	旭町	87
15	宮川	旭沢の1	旭町	50
16	桂川	入山沢の1	浅間町	412
17	宮川	石屋ヶ沢の2	宮下町	165
18	宮川	入山川	富士見町	419
19	桂川	大石沢の1	富士見町	10
20	桂川	大石沢の2	富士見町	10
21	桂川	要沢	富士見町	12
22	桂川	西沢	富士見町	30
23	桂川	数見川	寿町	172
24	桂川	金山沢	白糸町	74
25	桂川	海久保沢	白糸町	74
26	桂川	殿入沢	白糸町	129
27	桂川	殿入川	白糸町	143
28	桂川	白糸沢	白糸町	54
2-1	桂川	不動沢	富士見町	

4-2 富士吉田市内土石流危険渓流マップ (降灰後土石流)



5 溶岩流

5-1 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



※この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図及び数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。
(承認番号 平25情使、第717号)